

速報版

令和 6 年 版

事業概要

廃棄物の抑制・再利用と適正処理

(統計：令和 5 年度実績)

武藏野市

はじめに

武藏野市内から出されたごみは、資源化されるものを除き、中間処理施設クリーンセンターにおいて減容処理された後、武藏野市を含む三多摩の25市1町が西多摩郡日の出町に共同で設置した最終処分場「二ツ塚処分場」に埋め立てられています。

この処分場は、昭和59年から埋め立てを開始した日の出町の谷戸沢処分場が平成9年度で満杯となつたため、同町の皆様のご理解により引き続き同町内に開場させていただいた2番目の最終処分場です。そして二ツ塚処分場に続く3番目の最終処分場の確保は非常に困難な状況にあります。現在の処分場を可能な限り使い続けることができるよう、我々にはこれまで以上のごみの発生の抑制と、資源物の再資源化の促進が求められています。

そのため、武藏野市では、これまで事業系ごみの全面有料化やプラスチック製容器包装の分別（ペットボトルとプラスチック製容器包装に分別）収集の開始など市民・事業者の皆様の協力を得て、様々な施策を実施してきました。

しかし、二ツ塚処分場は、平成10年1月の搬入開始からわずか5年間で約3割の埋め立てが進行してしまいました。この状況を受け、平成15年10月からクリーンセンター周辺住民をはじめとした市民の皆様のご理解のもと、粗大・不燃ごみ選別後の埋立てごみの焼却を開始しました。また、“ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ”ことを新しい武藏野市のごみのルールとし、「武藏野市13万市民・ごみ減量キャンペーン」を開催しました。その中で、平成16年2月より戸別収集を段階的に実施し、平成16年10月からは、市内全域で戸別収集を実施するとともに、家庭ごみ有料化を実施しています。

また、最終処分場の管理・運営をしている東京たま広域資源循環組合においても、処分場に搬入される焼却灰の資源化を図るため、エコセメント事業（可燃ごみの焼却後に発生する焼却灰をエコセメントの原料として再生利用）として平成18年7月より施設を稼動しています。これは、焼却灰をリサイクルすることで最終処分場を有効に利用し循環型社会の構築を目指すものです。この結果、平成19年度以降、本市が同施設へ搬入した焼却灰は全量エコセメント化されており、令和5年度も約2,600t（暫定）の焼却灰が資源化されました。

しかし、エコセメント事業には多くの費用とエネルギーが必要となり、地球環境に負荷をかけるとともに、最終処分場が限られる施設であることに変わりはありません。最終処分場を有効に利用するために、より一層のごみ減量が求められています。

市では、ごみ収集事業の環境負荷低減と事業効率化、ごみ総量削減を図るため、平成28年1月に「武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、合理的な事業の在り方について議論を重ねてきました。平成30年9月に最終報告書をまとめ、事業見直しに関する将来的な展望を示しました。そして、その一環として、平成31年4月から一部資源物と燃やさないごみの収集頻度の隔週化、収集地区割と収集品目の平準化、一部収集品目の名称変更を実施しています。

このように、限られた最終処分場、限られた資源、地球環境に対する負荷を、私たちの世代で極力抑え次の世代に引き継ぐために、市民・市民団体、事業者、行政が一体となってごみ問題に取り組むことが不可欠です。

また、旧クリーンセンターは、稼働から32年が経過し、主要設備である焼却炉やボイラの耐用年数を鑑み、周辺住民の理解のもとに平成26年度より新施設の建設を進め、平成29年4月には、現クリーンセンターの本格稼働が開始しました。ごみの処理は市民の日々の生活に不可欠なものであり、新たな施設も安心・安全で安定した運営をし続ける必要があります。ここに本市の一般廃棄物の処理とごみの発生抑制・資源化推進の取組のあらましを令和5年度実績に基づきとりまとめましたので、現状の把握、ごみの発生抑制・資源化・最終処分場の負荷低減の参考にしていただければ幸いです。

目 次

I 総括

| | |
|--|----|
| 1 市の概要 | 1 |
| (1)位置と地勢 (2)人口と世帯 (3)まちの特徴 | |
| 2 組織 | 2 |
| (1)事務の組織と分掌 (2)職員構成 | |
| 3 ごみ量 | 4 |
| (1)年間ごみ処理量 (2)ごみ排出量の推移 (3)ごみ処理と資源化の推移 (4)ごみ量の月別・年度別推移データ | |
| 4 ごみ組成分析 | 11 |
| (1)調査内容 (2)組成比率による調査対象別比較 | |
| 5 廃棄物処理の費用 | 20 |
| (1)処理経費の推移 (2)家庭ごみの分別品目別処理費用(令和5年度) (3)手数料収入の推移 (4)有価物売払い等による収入の推移 | |
| 6 一般廃棄物処理実施計画(令和6年度) | 22 |

II ごみ処理

| | |
|---|----|
| 1 ごみ処理の概要 | 30 |
| 2 家庭ごみの有料化 | 34 |
| (1)家庭ごみ有料化の概要 (2)家庭ごみ有料化の目的 (3)市民説明会 (4)家庭ごみ有料化の特例としての減免措置 (5)有料化後のごみ排出量の推移 | |
| 3 戸別収集の実施に伴う訪問調査 | 38 |
| 4 ごみの出し方と分別 | 39 |
| (1)一般家庭ごみの出し方 (2)事業系ごみの出し方 (3)粗大ごみの出し方 (4)その他のごみの出し方 ①市で収集・処理できないごみの処理 ②犬・猫などの死体処理 (5)その他 ①カラス対策(防鳥ネットの貸出し)(廃止) ②ごみの収集日一覧表の配布 | |
| 5 特別な収集体制 | 44 |
| (1)ふれあい訪問収集 (2)狭あい路線特別収集 | |
| 6 ごみ処理施設 | 45 |
| (1)ごみ処理施設建設の経過と市民参加 (2)武藏野クリーンセンターの概要 (3)月別ごみ処理状況 (4)過去5年間のごみ処理状況 (5)焼却炉運転状況 (6)安全対策 (7)環境対策 (8)水量(水道・下水道) (9)地球温暖化対策 (10)武藏野クリーンセンター運営協議会 (11)新武藏野クリーンセンター建設事業 | |
| 7 ごみの最終処分 | 71 |
| (1)処分地の経過 (2)東京たま広域資源循環組合 二ツ塚廃棄物処分場・エコセメント化施設(日の出町) (3)最終処分場搬入実績 (4)エコセメント利用実績 | |
| 8 相互支援 | 75 |
| (1)ふじみ衛生組合との相互搬入 (2)小金井市との相互搬入 | |

III ごみ減量と資源化の推進

| | |
|------------------------|----|
| 1 ごみ減量・資源化の概要 | 76 |
| (1)背景 (2)国の動き (3)事業の経緯 | |
| 2 資源物の分別収集 | 78 |
| 3 収集事業の見直し | 78 |
| 4 資源物の拠点回収 | 79 |
| (1)紙パック (2)小型家電 | |

| | |
|---|----|
| 5 資源物集団回収事業 | 79 |
| (1)交付補助金額 (2)回収数量 (3)集団回収資源回収事業者名簿 (4)集団回収登録団体名簿(地区別) | |
| 6 その他の資源化施策 | 83 |
| (1)生ごみの資源化 (2)剪定枝葉の資源化 (3)収集後の金属選別回収 (4)粗大ごみ再生事業 (5)年賀はがき等の回収 (6)不用品再利用掲示板事業「むさしのエコボ」 (7)小型家電の宅配便回収 | |
| 7 ごみ排出状況の把握と指導 | 85 |
| 8 ごみ減量と資源化に関する委員会 | 86 |
| (1)武蔵野市廃棄物に関する市民会議 (2)武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会 | |
| 9 啓発事業 | 88 |
| (1)武蔵野市一般廃棄物処理基本計画(令和5年度～令和14年度)策定 ごみゼロをめざして 持続可能なまち「むさしの」へ達成に向けて (2)ごみ減量と意識向上のための取組 ①啓発用冊子の作成 ②ホームページ、SNSや動画の活用・ごみアプリの運営終了 ③ごみ分別案内所の開設 ④イベントのごみ分別指導と用具貸出 ⑤3R環境講座 ⑥イベントによる啓発事業 ⑦ごみ減量出前講座 ⑧クリーンセンター施設見学・環境啓発 ⑨環境啓発施設「むさしのエコreゾート」(所管:環境政策課環境啓発施設係) | |
| 10 子ども向け環境学習の推進 | 92 |
| (1)夏休みごみ探検隊 (2)副読本の作成 (3)ゲストティーチャー(出前授業)の実施 | |
| 11 レジ袋削減と食品ロス削減に向けた取組 | 93 |
| (1)レジ袋削減の目的 (2)スーパー・マーケットとの連携 (3)コンビニエンスストアとの連携 (4)レジ袋削減の取組 (5)レジ袋辞退率について (6)食品ロス削減の取組 | |
| 12 クリーンむさしのを推進する会との連携 | 97 |
| (1)クリーンむさしのを推進する会の主な活動 (2)協働事業への会員参加 | |
| 13 事業系一般廃棄物の減量・資源化の取組 | 99 |
| (1)事業系ごみ対策と経緯 (2)多量排出事業者への指導 (3)その他の取組 ①事業系一般廃棄物の搬入検査及び展開検査 ②小規模事業者に対する分別資源化調査指導 ③優良事業者表彰制度(Ecoパートナー) | |

IV まちの美化と喫煙マナー

| | |
|--|-----|
| 1 清掃活動 | 103 |
| (1)市内一斉清掃 (2)朝一番隊清掃(廃止) (3)公衆トイレ(旧ミカレット) | |
| 2 喫煙マナーアップ(ようこそ美しいまち推進事業) | 104 |
| (1)路上禁煙地区の指定と開放型喫煙所の廃止に至るまでの経緯 (2)閉鎖型喫煙所(喫煙トーラーハウス)の設置 (3)市の路上喫煙対策について | |

V し尿処理

| | |
|-------------------|-----|
| 1 し尿処理の概要 | 107 |
| (1)概要 (2)し尿収集のしくみ | |
| 2 し尿槽の清掃 | 107 |
| 3 し尿処理量の推移 | 108 |
| 4 し尿処理施設 | 108 |

VI 資料

| | |
|--|-----|
| 1 廃棄物処理手数料の変遷 | 109 |
| 2 あゆみ | 110 |
| (1)清掃事業のあゆみ (2)し尿処理のあゆみ | |
| 3 ごみ収集頻度等見直し実施後の環境負荷等に関する効果検証(令和2年9月) | 121 |
| (1)経緯 (2)見直し実施による効果検証の結果 (3)考察 | |

I 総 括

1 市の概要

昭和22年11月3日市制施行

(1) 位置と地勢

東京都特別区の西部に接し、副都心新宿（都庁）より約12kmの西方、東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒（市役所）の地点に位置します。

| | |
|-----|----------------------|
| 標 高 | 50m～65m（市役所56.98m） |
| 広 さ | 東西6.4km、南北3.1km |
| 地 形 | 総体的に平坦 |
| 地 質 | ローム質（火山灰質）土壌 |
| 面 積 | 10.98km ² |

(2) 人口と世帯

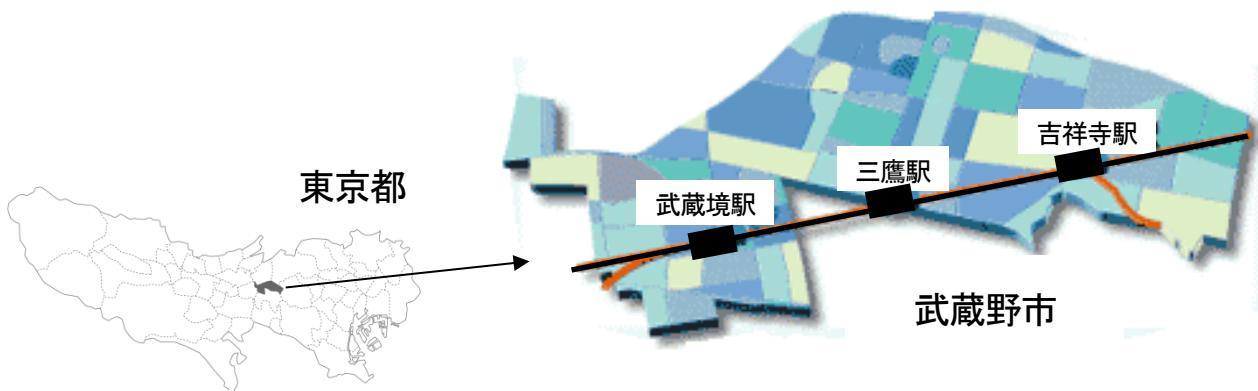
1年間に転出入する人口は、全体の約1割を占めます。人口密度は、東京都特別区を除き全国で2番目に高くなっています。商業が発達し、昼間人口は夜間人口の約110%になります。

| | |
|---------|------------------------------------|
| 世 帯 数 | 79,100世帯（令和6年4月1日） |
| 人 口 | 148,079人（令和6年4月1日） |
| 人 口 密 度 | 13,486人/km ² （令和6年4月1日） |
| 昼 間 人 口 | 165,318人（令和2年10月1日） |
| 事 業 所 数 | 7,781（令和3年6月1日） |

(3) まちの特徴

JR中央線が市域を東西に通り、東から吉祥寺、三鷹、武蔵境の3駅があります。その3駅を中心いて本市は、主に三地域に分かれます。

| | |
|-------|--|
| 吉祥寺圏 | 市の玄関として、数多くの商業施設や商店街をもつ地域。住みたい街ランキングでは常に上位に選ばれている。 |
| 中 央 圏 | 市役所や大型の文化・スポーツ施設をはじめとする行政機関や先端企業が集積する地域。 |
| 武蔵境圏 | 多くの大学への玄関口であることから留学生も多く、国際色豊かな色彩をもち、環境に恵まれた地域。 |



2 組織

(1) 事務の組織と分掌

令和元年10月1日に、ごみ処理にかかる一連の業務を総合的に推進するため、ごみ総合対策課はクリーンセンターと組織統合しました。2課5係から1課3係となり、係名も変更し、組織の見直しを行いました。

令和6年4月1日現在

| | | |
|---------|-------------------|---|
| ごみ総合対策課 | 管理 計画係 | (1) 東京たま広域資源循環組合及び湖南衛生組合との連絡に関すること。 (2) 家庭廃棄物の収集及び運搬に関すること。 (3) 家庭廃棄物の排出指導及び調査に関すること。 (4) 一般廃棄物処理計画の策定及び実施の調整に関すること。 (5) ごみ市民会議に関すること。 (6) ごみについての啓発に関すること。 (7) 課内の庶務に関すること。 |
| | | (1) 事業系廃棄物の排出指導及び調査に関すること。 (2) 一般廃棄物処理業者の許可、搬入及び指導監督に関すること。 (3) ごみ置場の設置に関すること。 (4) 公衆便所に関すること。 (5) 街の美化に関すること。 (6) 駅前周辺清掃及び喫煙マナーアップに関すること。 (7) 廃棄物に係る市民団体との協働に関すること。 (8) 集団回収、拠点回収及び店頭回収に関すること。 (9) ふれあい訪問収集に関すること。 |
| | | (1) ごみ処理施設の整備計画、運転及び維持管理に関すること。 (2) 燃却灰等の処理及び資源化に関すること。 (3) ごみ処理施設の周辺環境測定及び分析に関すること。 (4) 武藏野クリーンセンター運営協議会に関すること。 (5) 廃熱エネルギー供給システムの管理及び廃熱エネルギーの需給管理に関すること。 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | クリーン センター 係 | |
| | | |
| | | |

(2) 職員構成

令和6年4月1日現在

| | ごみ総合対策課 | | |
|----------|---------|---------|-----------|
| | 管理計画係 | ごみ減量推進係 | クリーンセンター係 |
| 課長（担当課長） | 2 | | |
| 係長（担当係長） | 2 | 2 | 1 |
| 主任 | 1 | 6 | 2 |
| 主事 | 3 | 2 | 0 |
| 会計年度任用職員 | 3 | 0 | 1 |
| 合計 | 係合計 | 9 | 10 |
| | 課合計 | 25 | |

3 ごみ量

(1) 年間ごみ処理量

(单位: Kg)

| | 令和5年度 | 令和4年度 | 前年差 | 前年比 |
|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|
| 発生(A) | 40,296,294 | 41,599,128 | -1,302,834 | -3.1% |
| 排出(A') | 37,993,349 | 39,095,882 | -1,102,533 | -2.8% |
| ごみ計 | 28,420,320 | 29,018,900 | -598,580 | -2.1% |
| ・可燃ごみ | 26,060,590 | 26,482,710 | -422,120 | -1.6% |
| 市収集 | 19,429,090 | 20,619,540 | -1,190,450 | -5.8% |
| 民間搬入 | 6,631,500 | 5,863,170 | 768,330 | 13.1% |
| ・不燃ごみ | 896,140 | 1,039,910 | -143,770 | -13.8% |
| ・粗大ごみ | 1,371,430 | 1,402,530 | -31,100 | -2.2% |
| ・危険有害ごみ | 92,160 | 93,750 | -1,590 | -1.7% |
| 資源収集計 | 9,573,029 | 10,076,982 | -503,953 | -5.0% |
| ・古紙 | 5,544,750 | 5,885,045 | -340,295 | -5.8% |
| ・びん | 1,259,509 | 1,323,597 | -64,088 | -4.8% |
| ・缶 | 370,190 | 403,260 | -33,070 | -8.2% |
| ・ペットボトル | 538,020 | 531,220 | 6,800 | 1.3% |
| ・プラス容器 | 1,860,560 | 1,933,860 | -73,300 | -3.8% |
| 排出抑制 | 2,302,945 | 2,503,245 | -200,301 | -8.0% |
| ・拠点回収 | 24,203 | 24,139 | 63 | 0.3% |
| 紙パック | 21,700 | 22,065 | -365 | -1.7% |
| 小型家電 | 2,503 | 2,074 | 428 | 20.6% |
| ・集団回収 | 2,034,357 | 2,196,516 | -162,159 | -7.4% |
| ・粗大ごみ再生 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! |
| ・剪定枝木回収 | 244,385 | 282,590 | -38,205 | -13.5% |
| うち家庭分 | 153,520 | 173,530 | -20,010 | -11.5% |
| (参考) | 生ごみ | 古紙類 | | |
| 事業系ごみ資源化量 | 1,362,367 | 360,814 | | |

| | 令和5年度 | 令和4年度 | 前年差 | 前年比 |
|-------------------|----------------|----------------|--------------|-----------|
| 中間処理 | 40,296,294 | 41,599,128 | -1,302,834 | -3.1% |
| ごみ処理 | 27,944,860 | 28,505,150 | -560,290 | -2.0% |
| 焼却 | 27,897,290 | 28,455,230 | -557,940 | -2.0% |
| 適正処理困難 | 0 | 0 | 0 | |
| 有害処理 | 47,570 | 49,920 | -2,350 | -4.7% |
| 資源化(B) | 12,351,434 | 13,093,978 | -742,544 | -5.7% |
| 資源収集 | 9,375,449 | 9,878,112 | -502,663 | -5.1% |
| 古紙 | 5,525,760 | 5,862,725 | -336,965 | -5.7% |
| びん | 1,209,869 | 1,272,277 | -62,408 | -4.9% |
| 缶 | 353,470 | 385,650 | -32,180 | -8.3% |
| スチール | 138,310 | 155,300 | -16,990 | -10.9% |
| アルミ | 215,160 | 230,350 | -15,190 | -6.6% |
| ペットボトル | 510,770 | 502,010 | 8,760 | 1.7% |
| プラ容器 | 1,775,580 | 1,855,450 | -79,870 | -4.3% |
| 選別金属回収 | 652,750 | 690,490 | -37,740 | -5.5% |
| 鉄回収 | 577,890 | 612,270 | -34,380 | -5.6% |
| アルミ回収 | 74,860 | 78,220 | -3,360 | -4.3% |
| 都市鉱山 | 18,430 | 19,050 | -620 | -3.3% |
| 拠点回収 | 24,203 | 24,139 | 63 | 0.3% |
| 集団回収 | 2,034,357 | 2,196,516 | -162,159 | -7.4% |
| 粗大ごみ再生 | 0 | 0 | 0 | #DIV/0! |
| 搬入古紙回収 | 1,860 | 3,080 | -1,220 | -39.6% |
| 剪定枝木回収 | 244,385 | 282,590 | -38,205 | -13.5% |
| 総資源化率 | 30.65% | 31.48% | -0.83 | ポイント |
| (B/A) | | | | |

| | | | |
|---------------------|--------|--------|------------|
| 資源化率 | 26.96% | 27.66% | -0.69 ポイント |
| ○総資源化率から集団回収分を除いたもの | | | |

*端数処理の関係で数値が見かけ上合わない場合があります。

朝木正生は商業実業者（ビルバオ財團）の実務部移転により、令和2年3月士木大工にて終了

| | 令和5年度 | 令和4年度 | 前年差 | 前年比 |
|----------------|-----------|-----------|---------|-------|
| 最終処分(C) | 2,627,350 | 2,670,470 | -43,120 | -1.6% |
| ・焼却灰 | 2,627,350 | 2,670,470 | -43,120 | -1.6% |
| ・破碎残渣 | 0 | 0 | 0 | |

| | | | |
|-------------------------|-------|-------|-----------|
| 最終処分率 (C/A') | 6.92% | 6.83% | 0.08 ポイント |
|-------------------------|-------|-------|-----------|

| | | | | |
|------------------------|-----------|-----------|---------|-------|
| 焼却灰資源化 | 2,627,350 | 2,670,470 | -43,120 | -1.6% |
| (エコセメント化施設およびスラグ化施設搬入) | | | | |

不燃・粗大ごみの破碎残渣は焼却（平成15年度～）。焼却灰はニッ稼ぐ処分場にある東京たまエコセメント併設に搬出しエコセメント化、（メルテック）スラグ化施設に搬出しスラグ化。埋立処分は行っていない（平成15年）。

| | 令和5年度 | 令和4年度 | 前年差 | 前年比 |
|--------|--------|--------|--------|-------|
| 業者処理 | 47,570 | 49,920 | -2,350 | -4.7% |
| ・有害処理 | 47,570 | 49,920 | -2,350 | -4.7% |
| ・処理困難物 | 0 | 0 | 0 | |

破碎・選別後、北海道北見市留辺蘂町の再処理工場に搬出し、ガラス・金属・水銀の回収を行っている。

＜基本計画による令和5年度の数値目標項目＞

- ・家庭ごみ排出量原単位 623 g /人・日
(令和3年度実績の2.2%以上減)

| | 令和5年度 | 令和3年度 | 差 | 比 |
|-----------|----------|-------|-------|--------|
| 家庭ごみ量原単位 | 582.1 | 637.7 | -55.7 | -8.73% |
| 1日現在の平均人口 | 148,044人 | 日数 | 366日 | |

家庭ゴミ量原単位とは、一日間の家庭ゴミ排出量を、一口および月の日数で割ったもの

- ・事業系ごみ排出量 5,667トン（令和3年度実績の約105%）

| | 令和5年度 | 令和3年度 | 差 | 比 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|---------------|
| 民間搬入量 | 6,631,500 | 5,273,340 | 1,358,160 | 25.76% |

・ごみ発生量 36.321トン（令和3年度実績の約99%）

| | 令和5年度 | 令和3年度 | 差 | 比 |
|-----|------------|------------|------------|--------|
| 発生量 | 40,296,294 | 42,205,630 | -1,909,336 | -4.52% |

(2) ごみ排出量の推移

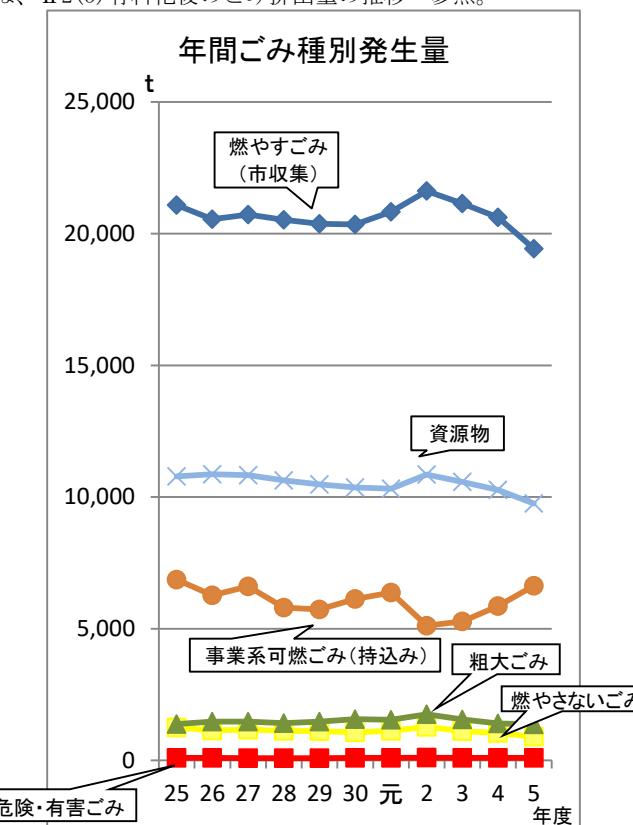
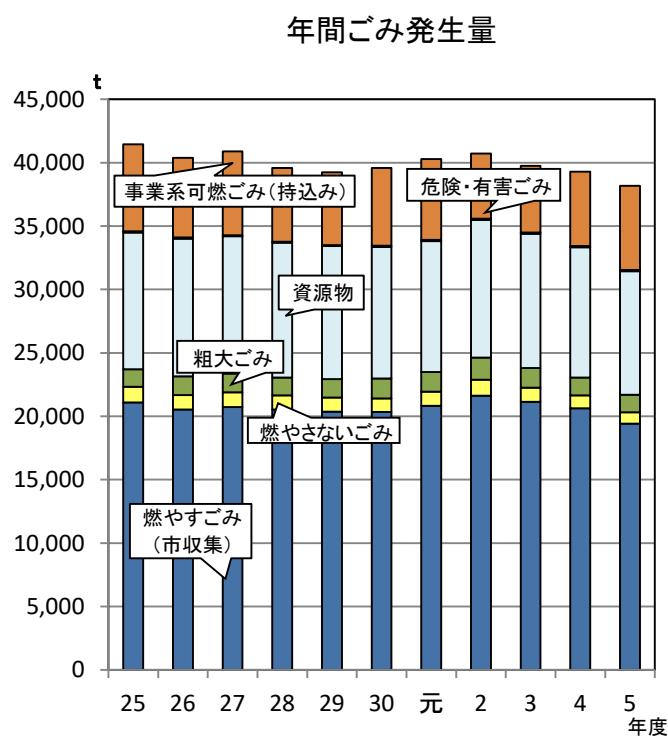
| 年度 | 収集対象人口 | 家庭ごみ収集 | | | | | | 事業系可燃ごみ(持込み) | 合計 | 年間1人あたり排出量 | 1日1人あたり排出量 | 家庭系ごみ1人1日あたり排出量 |
|----|---------|--------|---------|-------|--------|---------|--------|--------------|--------|------------|------------|-----------------|
| | | 燃やすごみ | 燃やさないごみ | 粗大ごみ | 資源物 | 危険・有害ごみ | 収集量計 | | | | | |
| 人 | t | t | t | t | t | t | t | t | t | kg | g | g |
| 25 | 140,598 | 21,089 | 1,246 | 1,377 | 10,782 | 92 | 34,586 | 6,862 | 41,448 | 295 | 808 | 674.0 |
| 26 | 142,108 | 20,545 | 1,129 | 1,477 | 10,865 | 90 | 34,106 | 6,272 | 40,378 | 284 | 778 | 657.5 |
| 27 | 143,251 | 20,725 | 1,165 | 1,476 | 10,829 | 87 | 34,282 | 6,609 | 40,891 | 285 | 780 | 653.9 |
| 28 | 143,864 | 20,526 | 1,118 | 1,412 | 10,633 | 84 | 33,773 | 5,805 | 39,578 | 275 | 754 | 643.2 |
| 29 | 145,016 | 20,371 | 1,105 | 1,467 | 10,477 | 82 | 33,502 | 5,729 | 39,231 | 271 | 741 | 632.9 |
| 30 | 146,128 | 20,349 | 1,064 | 1,571 | 10,366 | 90 | 33,440 | 6,132 | 39,572 | 271 | 742 | 627.0 |
| 元 | 146,847 | 20,829 | 1,120 | 1,546 | 10,319 | 94 | 33,908 | 6,377 | 40,285 | 274 | 750 | 630.9 |
| 2 | 147,677 | 21,616 | 1,273 | 1,749 | 10,849 | 102 | 35,589 | 5,117 | 40,706 | 276 | 755 | 660.3 |
| 3 | 148,235 | 21,139 | 1,116 | 1,556 | 10,574 | 98 | 34,483 | 5,273 | 39,756 | 268 | 735 | 637.3 |
| 4 | 148,260 | 20,620 | 1,040 | 1,402 | 10,275 | 94 | 33,431 | 5,863 | 39,294 | 265 | 726 | 617.8 |
| 5 | 148,070 | 19,429 | 896 | 1,371 | 9,751 | 92 | 31,539 | 6,632 | 38,171 | 258 | 704 | 582.0 |

* 人口は各年度10月1日付けの住民基本台帳人口。 * 粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む。

* 資源物は、古紙・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装の資源収集合計に、排出抑制量（拠点回収・剪定枝木回収分（家庭から排出されたもののみ。公園等の分は含まない））を加えたもの。 * 集団回収分は含まない。

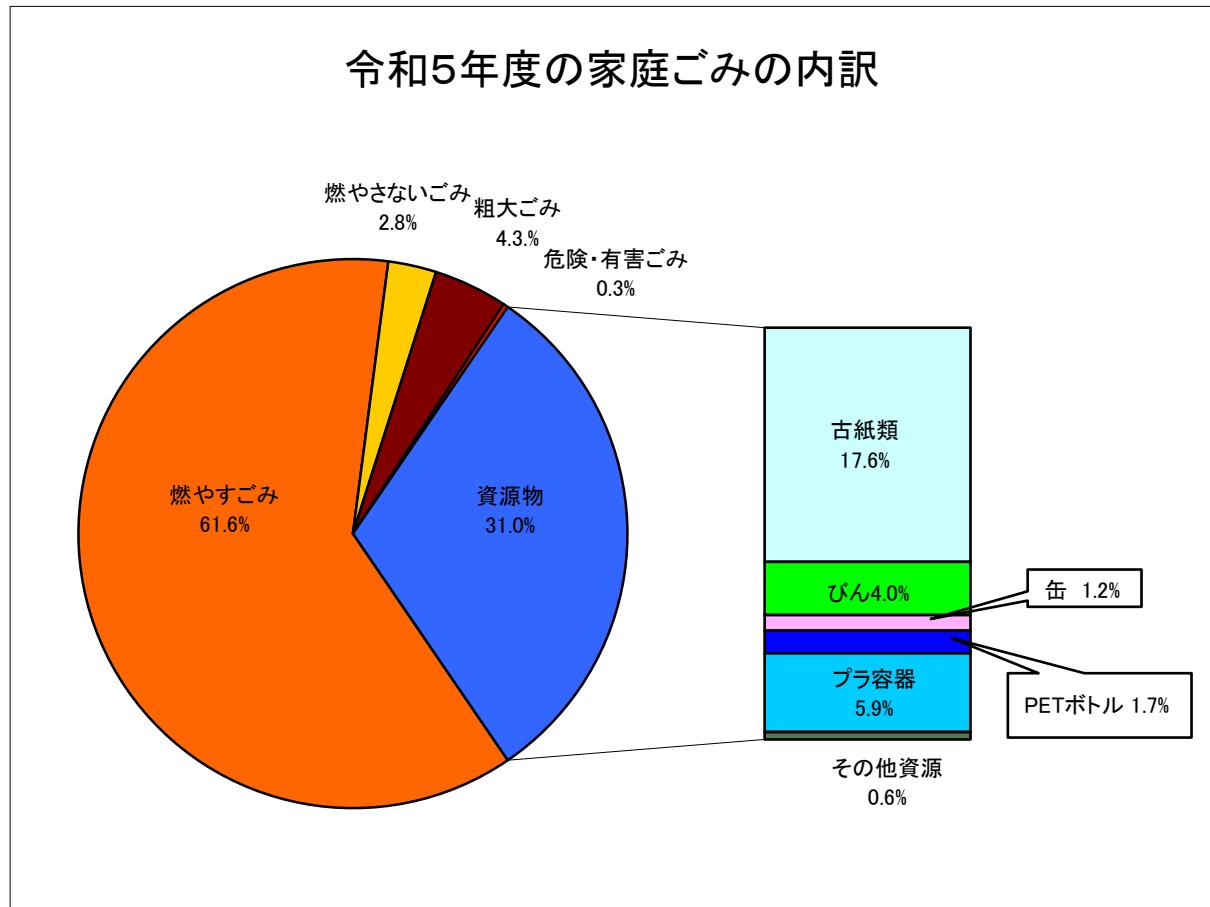
* 多摩地域ごみ実態調査用に小数点以下は端数処理をしているので、I 3(1)年間ごみ処理量を四捨五入した数値とは異なる場合がある。

* 有料化（平成16年10月開始）前後のごみ排出量の推移については、II 2(5)有料化後のごみ排出量の推移 参照。



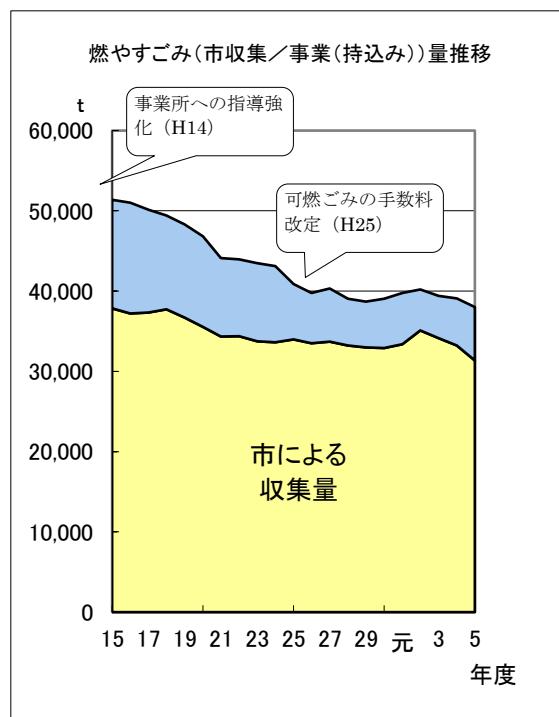
ごみと資源をあわせたごみ総量は、人口が増加しているにも関わらず、平成14年度以降減少傾向にあります。新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等の影響で、ごみの增量がみられた令和2年度から令和3年度あたりと比べて、令和5年度はごみ総量が減少しつつあるといえます。今後も引き続き、感染症等と向き合いながらごみの減量を進めていく必要があります。

家庭ごみの内訳は燃やすごみが約6割、資源物が約3割を占めます。全体の約2割（資源物の約6割）を古紙類が占めています。



平成14年度に事業者への指導強化を開始して以来、ごみ総量に占める事業系可燃ごみの割合は概ね減少傾向にありました。これは、大規模事業所の多くが、資源化できる紙類や食品残渣を分別するよう努力しているためです。分別された食品残渣は、堆肥や飼料の原料となりリサイクルされています。

その後、平成25年度に事業系可燃ごみの手数料を改定したことや、新型コロナウイルス感染症による影響で、令和5年度の事業系可燃ごみの量は、事業者への指導強化を開始した平成14年度比で約56%、約8,600t減少しています。



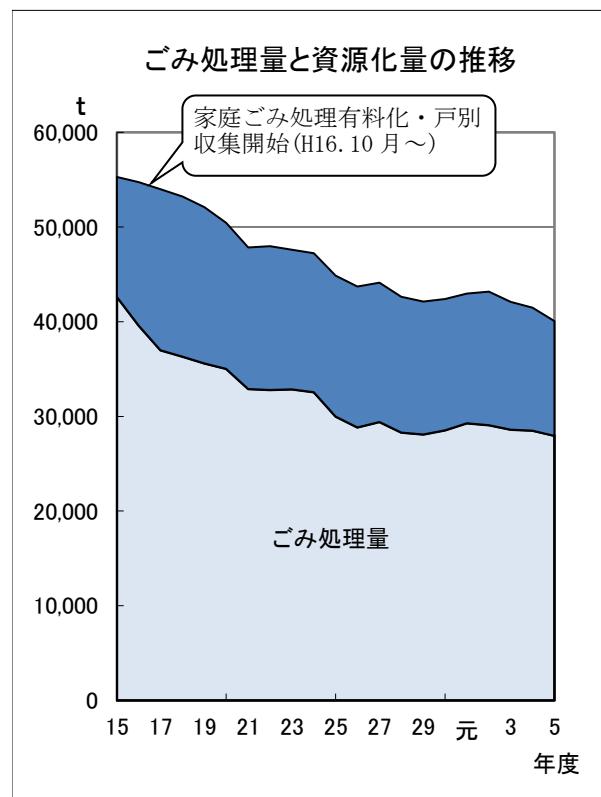
(3) ごみ処理と資源化の推移

家庭ごみは、平成16年10月に有料化したことで、ごみ量が減少し、資源物が増加する傾向が見られました。

従来「燃やすごみ」として排出されていた資源化できる紙類・プラスチック製容器包装類などが「資源物」に分別されたためと考えられます。

収集したごみから焼却等をせずに資源化した量（資源化量）は、平成16年の有料化後上昇に転じた年度もありますが、全体的には減少傾向にあります。

ごみ処理量も資源化量と同様の傾向にあります。

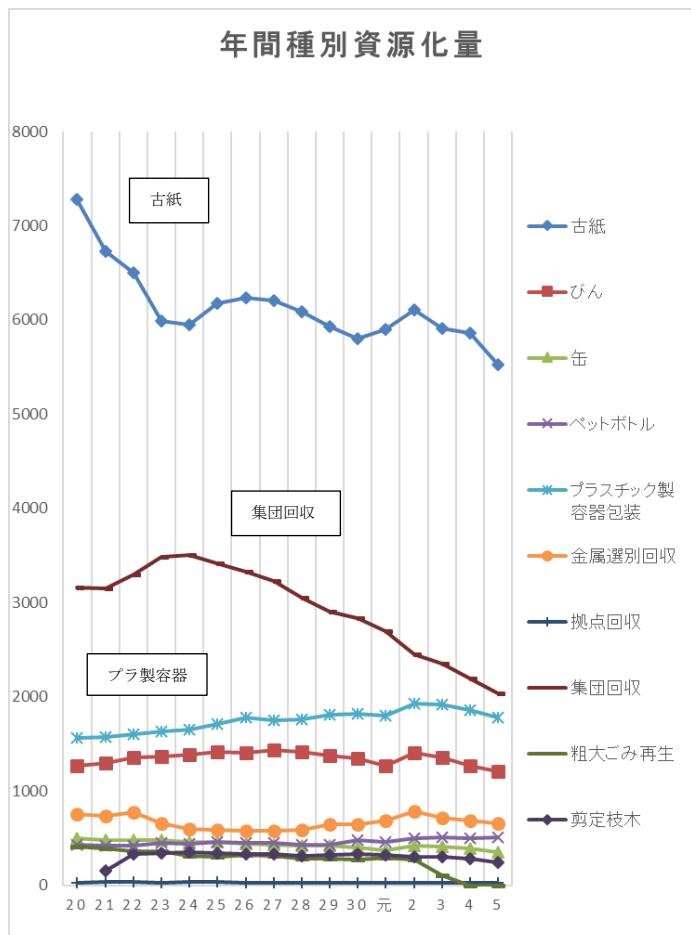


資源化量の内訳と推移は右記グラフのとおりです。

先述のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的（令和2年度から3年度あたり）に増えている時期もありますが、ごみ総量は微減傾向にあります。

それに合わせて資源物の排出も微減傾向あるため、資源化量も減少傾向にあります。

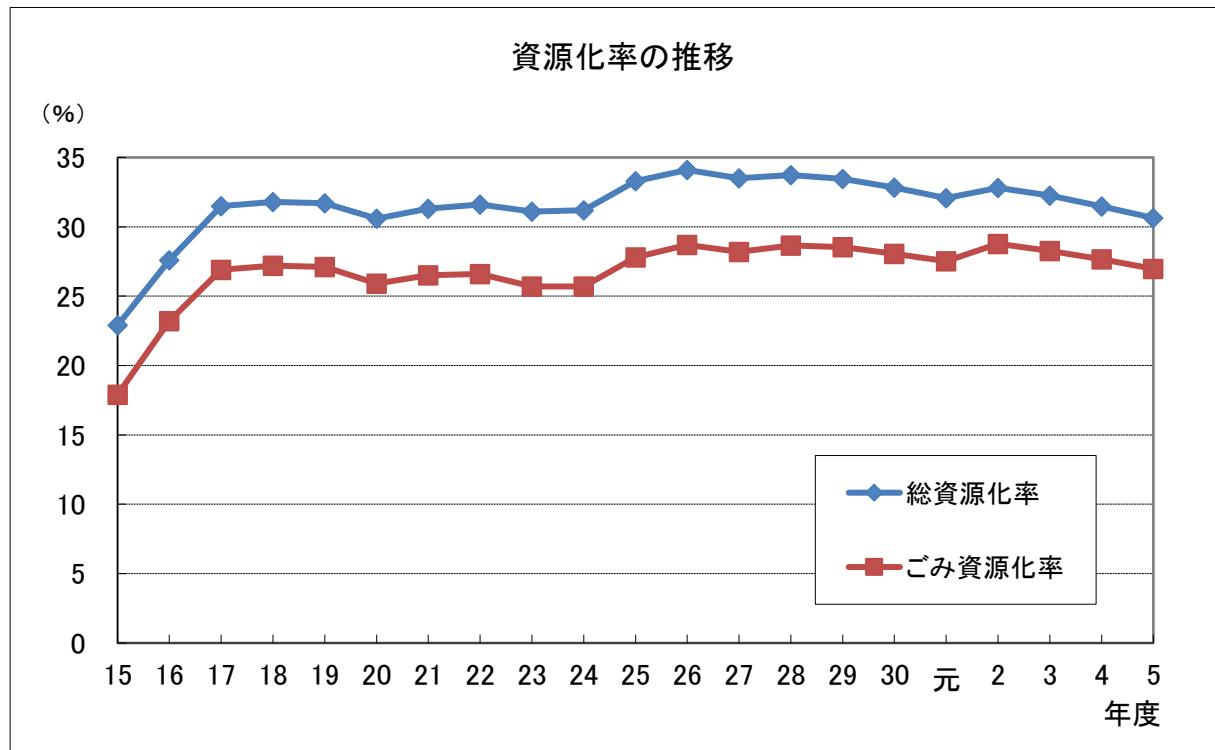
加えて、無駄なものを購入しない、過剰包装を断る、マイバッグを持ち歩くといった生活習慣が少しづつ定着してきている状況も、資源化量の減少に影響していると考えられます。



下記のグラフは、収集したごみから焼却等をせずに資源化した割合（資源化率）を表しています。また、総資源化率から集団回収を除いたものを「ごみ資源化率」として表しています。二ツ塚処分場に運ばれた焼却灰は、全量エコセメント化施設でエコセメント（再資源）化されていますが、資源化率には含んでいません。

資源化率は、平成 16 年 10 月からの家庭ごみ有料化後上昇し、平成 17 年度から平成 24 年度までは横ばいでいた。平成 25 年度からはその他プラスチック製容器包装等の収集量増加により上昇しましたが、平成 27 年度以降は微減傾向にあります。

令和 5 年度の総資源化率は 30.65%、資源化率は 26.96% です。



(4) ごみ量の月別・年度別推移データ

①令和5年度のごみ排出量月別推移

単位:kg

| 月別 | 排出量 | | | | | | | | | | | | 排出抑制 | | | | | | 収集人口(人) | | | | | | | |
|----|------------|-----------|------------|---------|-----------|--------|------------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|------------|--------|------|--------|-----------|-----------|--------|---------|-----------|-----------|------------|---------|
| | ごみ | | | | | 資源収集 | | | | | | | 合計 | 拠点回収 | | | 集団回収 | 粗大ごみ再生 | 剪定枝木回収 | 合計 | | | | | | |
| | 可燃ごみ | | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 危険・有害ごみ | 計 | 古紙 | ビン | 缶 | ペットボトル | プラ容器 | アラ容器小計 | | 紙パック | 廃食用油 | 小型家電 | | | | | | | | | | |
| | 市収集 | 民間搬入 | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 1,555,480 | 522,530 | 2,078,010 | 74,220 | 113,060 | 6,480 | 2,271,770 | 497,075 | 99,348 | 29,130 | 38,660 | 147,500 | 186,160 | 811,713 | 3,083,483 | 1,765 | 213 | 1,978 | 0 | 15,070 | 8,065 | 17,048 | 3,100,531 | 148,196 | | |
| 5 | 1,474,080 | 587,060 | 2,061,140 | 86,830 | 125,750 | 7,500 | 2,281,220 | 499,965 | 113,195 | 33,260 | 44,180 | 164,690 | 208,870 | 855,290 | 3,136,510 | 1,905 | 241 | 2,146 | 0 | 16,895 | 11,740 | 19,041 | 3,155,551 | 148,285 | | |
| 6 | 2,015,780 | 563,020 | 2,578,800 | 68,870 | 107,210 | 6,940 | 2,761,820 | 454,635 | 106,132 | 31,630 | 47,660 | 154,850 | 202,510 | 794,907 | 3,556,727 | 1,950 | 156 | 2,106 | 0 | 27,530 | 17,185 | 29,636 | 3,586,362 | 148,278 | | |
| 7 | 1,596,390 | 584,070 | 2,180,460 | 62,320 | 107,780 | 6,880 | 2,357,440 | 432,035 | 99,253 | 30,800 | 50,960 | 158,240 | 209,200 | 771,288 | 3,128,728 | 1,660 | 171 | 1,831 | 0 | 19,285 | 12,830 | 21,116 | 3,149,844 | 148,214 | | |
| 8 | 1,608,680 | 576,120 | 2,184,800 | 75,420 | 113,910 | 7,840 | 2,381,970 | 448,645 | 109,146 | 34,520 | 55,920 | 164,390 | 220,310 | 812,621 | 3,194,591 | 2,050 | 232 | 2,282 | 0 | 9,185 | 6,100 | 11,467 | 3,206,058 | 148,167 | | |
| 9 | 1,531,820 | 544,720 | 2,076,540 | 63,800 | 103,920 | 7,240 | 2,251,500 | 412,880 | 99,190 | 31,410 | 50,540 | 153,060 | 203,600 | 747,080 | 2,998,580 | 1,680 | 175 | 1,855 | 1,011,148 | 0 | 23,170 | 11,835 | 1,036,173 | 4,034,753 | 148,084 | |
| 10 | 1,713,900 | 554,520 | 2,268,420 | 71,130 | 107,320 | 8,300 | 2,455,170 | 456,600 | 103,227 | 31,160 | 46,380 | 150,130 | 196,510 | 787,497 | 3,242,667 | 1,870 | 201 | 2,071 | 0 | 28,755 | 17,425 | 30,826 | 3,273,493 | 148,070 | | |
| 11 | 1,882,860 | 547,140 | 2,430,000 | 87,130 | 113,010 | 8,040 | 2,638,180 | 452,225 | 100,435 | 29,900 | 45,100 | 156,310 | 201,410 | 783,970 | 3,422,150 | 1,880 | 228 | 2,108 | 0 | 38,745 | 28,315 | 40,853 | 3,463,003 | 148,041 | | |
| 12 | 1,707,270 | 560,190 | 2,267,460 | 89,890 | 116,590 | 9,290 | 2,483,230 | 499,625 | 100,625 | 28,260 | 40,200 | 147,230 | 187,430 | 815,940 | 3,299,170 | 1,710 | 195 | 1,905 | 0 | 36,025 | 21,970 | 37,930 | 3,337,100 | 147,851 | | |
| 1 | 1,653,260 | 534,970 | 2,188,230 | 82,560 | 105,750 | 9,330 | 2,385,870 | 495,535 | 131,333 | 32,650 | 40,700 | 167,300 | 208,000 | 867,518 | 3,253,388 | 1,680 | 269 | 1,949 | 0 | 11,515 | 6,245 | 13,464 | 3,266,853 | 147,809 | | |
| 2 | 1,476,340 | 505,280 | 1,981,620 | 66,480 | 117,090 | 7,130 | 2,172,320 | 421,150 | 99,822 | 28,980 | 38,710 | 145,090 | 183,800 | 733,752 | 2,906,072 | 1,870 | 203 | 2,073 | 0 | 10,015 | 6,045 | 12,088 | 2,918,159 | 147,754 | | |
| 3 | 1,213,230 | 551,880 | 1,765,110 | 67,490 | 140,040 | 7,190 | 1,979,830 | 474,380 | 97,805 | 28,490 | 39,010 | 151,770 | 190,780 | 791,455 | 2,771,285 | 1,680 | 219 | 1,899 | 1,023,209 | 0 | 8,195 | 5,765 | 1,033,303 | 3,804,588 | 147,777 | |
| 計 | 19,429,090 | 6,631,500 | 26,060,590 | 896,140 | 1,371,430 | 92,160 | 28,420,320 | 5,544,750 | 1,259,509 | 370,190 | 538,020 | 1,860,560 | 2,398,580 | 9,573,029 | 37,993,349 | 21,700 | 0 | 2,503 | 24,203 | 2,034,357 | 0 | 244,385 | 153,520 | 2,302,945 | 40,296,294 | 148,044 |

年度別推移

| 年度 | 排出量 | | | | | | | | | | | | 排出抑制 | | | | | | 収集人口(人) | | | | | | |
|----|--------|-------|--------|-------|---------|------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|------|------|--------|---------|-------|-----|-------|--------|---------|---------|
| | ごみ | | | | | 資源収集 | | | | | | | 合計 | 拠点回収 | | | 集団回収 | 粗大ごみ再生 | 剪定枝木回収 | 合計 | | | | | |
| | 可燃ごみ | | 不燃ごみ | 粗大ごみ | 危険・有害ごみ | 計 | 古紙 | ビン | 缶 | ペットボトル | プラ容器 | アラ容器小計 | | 紙パック | 廃食用油 | 小型家電 | | | | | | | | | |
| | 市収集 | 民間搬入 | 小計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | 21,090 | 6,862 | 27,952 | 1,246 | 1,074 | 92 | 30,363 | 6,251 | 1,485 | 485 | 1,798 | 2,279 | 10,500 | 40,863 | 31 | 1 | | 32 | 3,421 | 304 | 339 | 4,096 | 44,959 | 140,368 | |
| 26 | 20,545 | 6,272 | 26,817 | 1,129 | 1,146 | 90 | 29,183 | 6,305 | 1,470 | 475 | 473 | 1,873 | 2,346 | 10,595 | 39,778 | 25 | 1 | | 26 | 3,328 | 331 | 335 | 4,021 | 43,799 | 142,046 |
| 27 | 20,725 | 6,609 | 27,333 | 1,166 | 1,158 | 88 | 29,745 | 6,277 | 1,491 | 464 | 476 | 1,859 | 2,335 | 10,567 | 40,312 | 26 | 1 | | 27 | 3,231 | 317 | 332 | 3,907 | 44,219 | 143,241 |
| 28 | 20,526 | 5,805 | 26,331 | 1,118 | 1,126 | 84 | 28,660 | 6,158 | 1,464 | 454 | 452 | 1,852 | 2,304 | 10,380 | 39,040 | 24 | 1 | | 25 | 3,051 | 285 | 312 | 3,673 | 42,713 | 143,910 |
| 29 | 20,371 | 5,729 | 26,100 | 1,105 | 1,178 | 82 | 28,464 | 6,001 | 1,434 | 444 | 452 | 1,903 | 2,355 | 10,235 | 38,699 | 24 | 1 | | 25 | 2,906 | 289 | 316 | 3,535 | 42,234 | 144,948 |
| 30 | 20,349 | 6,132 | 26,481 | 1,064 | 1,295 | 90 | 28,930 | 5,871 | 1,401 | 427 | 501 | 1,923 | 2,423 | 10,123 | 39,053 | 21 | 1 | 0.708 | 23 | 2,831 | 276 | 328 | 3,458 | 42,510 | 146,157 |
| 1 | 20,829 | 6,377 | 27,206 | 1,120 | 1,249 | 94 | 29,669 | 5,978 | 1,319 | 393 | 477 | 1,912 | 2,389 | 10,078 | 39,748 | 22 | 1 | 1 | 25 | 2,698 | 297 | 317 | 3,336 | 43,084 | 146,911 |
| 2 | 21,616 | 5,117 | 26,733 | 1,273 | 1,474 | 102 | 29,582 | 6,181 | 1,457 | 439 | 530 | 2,026 | 2,556 | 10,633 | 40,215 | 19 | 1 | 1 | 21 | 2,453 | 275 | 303 | 3,052 | 43,266 | 147,692 |
| 3 | 21,139 | 5,273 | 26,412 | 1,116 | 1,445 | 98 | 29,071 | 5,982 | 1,405 | 425 | 538 | 2,004 | 2,542 | 10,353 | 39,424 | 21 | 0 | 2 | 23 | 2,348 | 111 | 299 | 2,782 | 42,206 | 148,012 |
| 4 | 20,620 | 5,863 | 26,483 | 1,040 | 1,403 | 94 | 29,020 | 5,885 | 1,324 | 403 | 531 | 1,934 | 2,465 | 10,077 | 39,097 | 22 | 0 | 2 | 24 | 2,197 | 0 | 283 | 2,480 | 41,599 | 148,191 |
| 5 | 19,429 | 6,632 | 26,061 | 896 | 1,371 | 92 | 28,420 | 5,545 | 1,260 | 370 | 538 | 1,861 | 2,399 | 9,573 | 37,993 | 22 | 0 | 3 | 24 | 2,034 | 0 | 244 | 2,303 | 40,296 | 148,044 |

②令和5年度のごみ処理量月別推移

単位: kg

| 月別 | 中間処理 | | | | | | | | | | | | | | | 最終処分 | | | 業者処理 焼却灰 資源化 有害処理 処理困難物 | | | | | | | | |
|----|------------|------|-------|---------|------------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|---------|--------|---------|--------|-------------------------------------|------------|------------|-----------|---|-----------|-----------|--------|---|
| | ごみ処理 | | | | | 資源化 | | | | | | | | | | 処分場搬入量 | | | | | | | | | | | |
| | 焼却 | 破碎減容 | 処理困難物 | 危険・有害ごみ | 計 | 資源収集 | | | | | | 選別金属回収 | | | 都市鉱山 | その他資源化 | 計 | 合計 | 焼却残灰 | 破碎残さ | 計 | | | | | | |
| | | | | | | 古紙 | ビン | マル缶 | アル缶 | 缶小計 | ペットボトル | プラ容器 | プラ容器小計 | 小計 | 鉄 | アルミ | 小計 | | | | | | | | | | |
| 4 | 2,227,050 | 0 | 0 | 4,020 | 2,231,070 | 495,665 | 95,458 | 11,160 | 16,730 | 27,890 | 36,290 | 140,770 | 177,060 | 796,073 | 47,180 | 7,120 | 54,300 | 1,820 | 17,268 | 869,461 | 3,100,531 | 231,820 | 0 | 231,820 | 231,820 | 4,020 | 0 |
| 5 | 2,227,940 | 0 | 0 | 4,270 | 2,232,210 | 498,225 | 108,405 | 13,370 | 18,490 | 31,860 | 41,770 | 156,850 | 198,620 | 837,110 | 59,820 | 7,100 | 66,920 | 0 | 19,311 | 923,341 | 3,155,551 | 166,600 | 0 | 166,600 | 166,600 | 4,270 | 0 |
| 6 | 2,723,550 | 0 | 0 | 3,500 | 2,727,050 | 452,645 | 102,232 | 11,410 | 18,610 | 30,020 | 45,030 | 147,790 | 192,820 | 777,717 | 44,580 | 5,470 | 50,050 | 1,710 | 29,836 | 859,312 | 3,586,362 | 253,290 | 0 | 253,290 | 253,290 | 3,500 | 0 |
| 7 | 2,319,940 | 0 | 0 | 3,010 | 2,322,950 | 431,355 | 95,713 | 11,750 | 17,620 | 29,370 | 48,390 | 151,580 | 199,970 | 756,408 | 41,840 | 5,850 | 47,690 | 1,470 | 21,326 | 826,894 | 3,149,844 | 195,900 | 0 | 195,900 | 195,900 | 3,010 | 0 |
| 8 | 2,337,580 | 0 | 0 | 3,380 | 2,340,960 | 446,575 | 104,176 | 13,190 | 19,800 | 32,990 | 53,240 | 156,890 | 210,130 | 793,871 | 51,030 | 6,690 | 57,720 | 1,870 | 11,637 | 865,098 | 3,206,058 | 263,080 | 0 | 263,080 | 263,080 | 3,380 | 0 |
| 9 | 2,212,180 | 0 | 0 | 4,250 | 2,216,430 | 411,610 | 95,470 | 11,750 | 18,370 | 30,120 | 48,130 | 146,390 | 194,520 | 731,720 | 41,990 | 6,590 | 48,580 | 1,700 | 1,036,323 | 1,818,323 | 4,034,753 | 163,280 | 0 | 163,280 | 163,280 | 4,250 | 0 |
| 10 | 2,409,510 | 0 | 0 | 3,440 | 2,412,950 | 455,610 | 99,237 | 11,290 | 18,420 | 29,710 | 43,750 | 143,020 | 186,770 | 771,327 | 50,300 | 6,470 | 56,770 | 1,390 | 31,056 | 860,543 | 3,273,493 | 218,280 | 0 | 218,280 | 218,280 | 3,440 | 0 |
| 11 | 2,593,550 | 0 | 0 | 3,700 | 2,597,250 | 450,605 | 96,445 | 11,680 | 16,810 | 28,490 | 43,090 | 149,050 | 192,140 | 767,680 | 49,600 | 5,550 | 55,150 | 1,880 | 41,043 | 865,753 | 3,463,003 | 228,690 | 0 | 228,690 | 228,690 | 3,700 | 0 |
| 12 | 2,426,940 | 0 | 0 | 4,520 | 2,431,460 | 498,375 | 96,575 | 9,990 | 17,010 | 27,000 | 38,430 | 140,810 | 179,240 | 801,190 | 55,940 | 8,500 | 64,440 | 1,860 | 38,150 | 905,640 | 3,337,100 | 238,490 | 0 | 238,490 | 238,490 | 4,520 | 0 |
| 1 | 2,357,870 | 0 | 0 | 4,340 | 2,362,210 | 494,405 | 126,343 | 11,490 | 19,550 | 31,040 | 38,690 | 158,290 | 196,980 | 848,768 | 37,540 | 3,240 | 40,780 | 1,630 | 13,464 | 904,643 | 3,266,853 | 263,140 | 0 | 263,140 | 263,140 | 4,340 | 0 |
| 2 | 2,119,170 | 0 | 0 | 4,920 | 2,124,090 | 419,370 | 96,062 | 10,250 | 17,450 | 27,700 | 36,750 | 139,140 | 175,890 | 719,022 | 54,500 | 7,010 | 61,510 | 1,450 | 12,088 | 794,069 | 2,918,159 | 170,590 | 0 | 170,590 | 170,590 | 4,920 | 0 |
| 3 | 1,942,010 | 0 | 0 | 4,220 | 1,946,230 | 471,320 | 93,755 | 10,980 | 16,300 | 27,280 | 37,210 | 145,000 | 182,210 | 774,565 | 43,570 | 5,270 | 48,840 | 1,650 | 1,033,303 | 1,858,358 | 3,804,588 | 234,190 | 0 | 234,190 | 234,190 | 4,220 | 0 |
| 計 | 27,897,290 | 0 | 0 | 47,570 | 27,944,860 | 5,525,760 | 1,209,869 | 138,310 | 215,160 | 353,470 | 510,770 | 1,775,580 | 2,286,350 | 9,375,449 | 577,890 | 74,860 | 652,750 | 18,430 | 2,304,805 | 12,351,434 | 40,296,294 | 2,627,350 | 0 | 2,627,350 | 2,627,350 | 47,570 | 0 |

※ 焼却灰は平成18年度より、エコセメント化施設で資源化。埋立て処分は行っていません。平成23年度より一部スラグ化施設で資源化。

単位: t

| 年度 | 中間処理 | | | | | | | | | | | | | | | 最終処分 | | | 業者処理 焼却灰 資源化 有害処理 処理困難物 | | | | | | | | |
|----|--------|------|-------|---------|--------|-------|-------|-----|-----|-----|--------|--------|--------|--------|------|--------|-----|----|-------------------------------------|--------|--------|-------|---|-------|-------|----|---|
| | ごみ処理 | | | | | 資源化 | | | | | | | | | | 処分場搬入量 | | | | | | | | | | | |
| | 焼却 | 破碎減容 | 処理困難物 | 危険・有害ごみ | 計 | 資源収集 | | | | | | 選別金属回収 | | | 都市鉱山 | その他資源化 | 計 | 合計 | 焼却残灰 | 破碎残さ | 計 | | | | | | |
| | | | | | | 古紙 | ビン | マル缶 | アル缶 | 缶小計 | ペットボトル | プラ容器 | プラ容器小計 | 小計 | 鉄 | アルミ | 小計 | | | | | | | | | | |
| 25 | 29,929 | 0 | 0 | 53 | 29,983 | 6,179 | 1,415 | 273 | 182 | 455 | 458 | 1,713 | 2,171 | 10,220 | 537 | 52 | 589 | 65 | 4,103 | 14,976 | 44,959 | 2,956 | 0 | 2,956 | 2,956 | 53 | 0 |
| 26 | 28,793 | 0 | 0 | 53 | 28,846 | 6,232 | 1,406 | 256 | 187 | 443 | 449 | 1,777 | 2,226 | 10,307 | 526 | 52 | 578 | 43 | 4,025 | 14,953 | 43,799 | 2,794 | 0 | 2,794 | 2,794 | 53 | 0 |
| 27 | 29,376 | 0 | 0 | 53 | 29,429 | 6,204 | 1,432 | 229 | 198 | 427 | 447 | 1,750 | 2,198 | 10,261 | 524 | 53 | 577 | 44 | 3,908 | 14,790 | 44,219 | 2,849 | 0 | 2,849 | 2,849 | 53 | 0 |
| 28 | 28,247 | 0 | 0 | 54 | 28,300 | 6,084 | 1,412 | 215 | 207 | 422 | 433 | 1,765 | 2,198 | 10,116 | 533 | 60 | 592 | 30 | 3,674 | 14,413 | 42,713 | 2,647 | 0 | 2,647 | 2,647 | 54 | 0 |
| 29 | 28,052 | 0 | 0 | 51 | 28,102 | 5,928 | 1,374 | 193 | 225 | 417 | 429 | 1,805 | 2,234 | 9,953 | 563 | 79 | 642 | 1 | 3,536 | 14,132 | 42,234 | 2,635 | 0 | 2,635 | 2,635 | 51 | 0 |
| 30 | 28,498 | 0 | 0 | 52 | 28,550 | 5,806 | 1,344 | 182 | 223 | 404 | 474 | 1,822 | 2,296 | 9,851 | 564 | 82 | 646 | 3 | 3,460 | 13,960 | 42,510 | 2,771 | 0 | 2,771 | 2,771 | 52 | 0 |
| 1 | 29,214 | 0 | 0 | 53 | 29,267 | 5,902 | 1,264 | 168 | 206 | 375 | 458 | 1,796 | 2,254 | 9,794 | 600 | 83 | 684 | 4 | 3,335 | 13,817 | 43,084 | 2,876 | 0 | 2,876 | 2,876 | 53 | 0 |
| 2 | 29,009 | 0 | 0 | 56 | 29,065 | 6,105 | 1,402 | 174 | 249 | 423 | 499 | 1,925 | 2,424 | 10,354 | 692 | 91 | 783 | 16 | 3,048 | 14,984 | 44,049 | 2,761 | 0 | 2,761 | 2,761 | 56 | 0 |
| 3 | 28,536 | 0 | 0 | 53 | 28,589 | 5,912 | 1,353 | 160 | 248 | 408 | 507 | 1,920 | 2,426 | 10,100 | 635 | 82 | 717 | 18 | 2,781 | 13,616 | 42,204 | 2,763 | 0 | 2,763 | 2,763 | 53 | 0 |
| 4 | 28,455 | 0 | 0 | 50 | 28,505 | 5,863 | 1,272 | 155 | 230 | 386 | 502 | 1,855 | 2,357 | 9,878 | 612 | 78 | 690 | 19 | 2,506 | 13,094 | 41,599 | 2,670 | 0 | 2,670 | 2,670 | 50 | 0 |
| 5 | 27,897 | 0 | 0 | 48 | 27,945 | 5,526 | 1,210 | 138 | 215 | 353 | 511 | 1,776 | 2,286 | 9,375 | 578 | 75 | 653 | 18 | 2,305 | 12,351 | 40,296 | 2,627 | 0 | 2,627 | 2,627 | 48 | 0 |

4 ごみ組成分析

市では、ごみ処理計画や「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」の実現に向けた施策等の基礎データとすることを目的に、平成 19 年よりごみ組成分析を実施しています（平成 26 年度はクリーンセンター建設工事のため実施せず）。令和 5 年度に実施した分析の結果は以下のとおりです。

(1) 調査内容

- ①ごみ回収：令和 5 年 10 月 24 日（火）～27 日（金）、11 月 1 日（水）～2 日（木）
- ②組成分類：令和 5 年 10 月 24 日（火）、26 日（木）、27 日（金）、11 月 2 日（木）

平均的なデータを得るために、土地利用状況や居住形態等を勘案して市内を 3 地域（吉祥寺、中央、武蔵境）に分け、均等に回収しました。回収量は可燃ごみ、不燃ごみとともに、約 600kg を目安としました。

(2) 組成比率による調査対象別比較

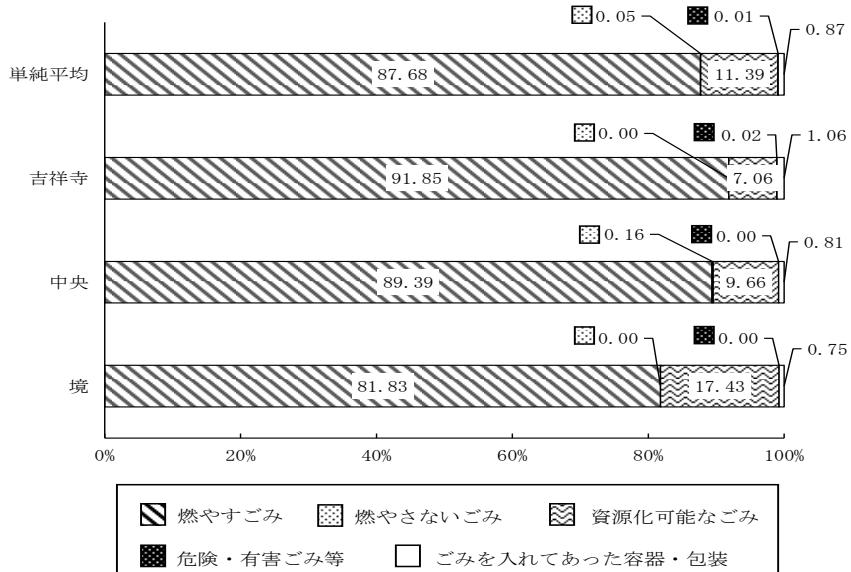
1) 可燃ごみ

① 特徴と適正排出状況

単純平均でみると、適正に分別された燃やすごみの比率は 87.68 % であり、分別不適物は 11.45 % でした。分別不適物のほとんどは資源化可能なもの（11.39 %）であり、プラスチック製容器・包装類（4.04 %）、紙類（3.94 %）、古着類（2.99 %）が主に確認されました。

調査地区別にみると、適正に分別された燃やすごみの比率は吉祥寺（91.85 %）が最も高く、次いで中央（89.39 %）、境（81.83 %）の順でした。

また、今回の調査では吉祥寺において危険・有害ごみ等（0.02 %）が排出されており、具体的には乾電池でした。

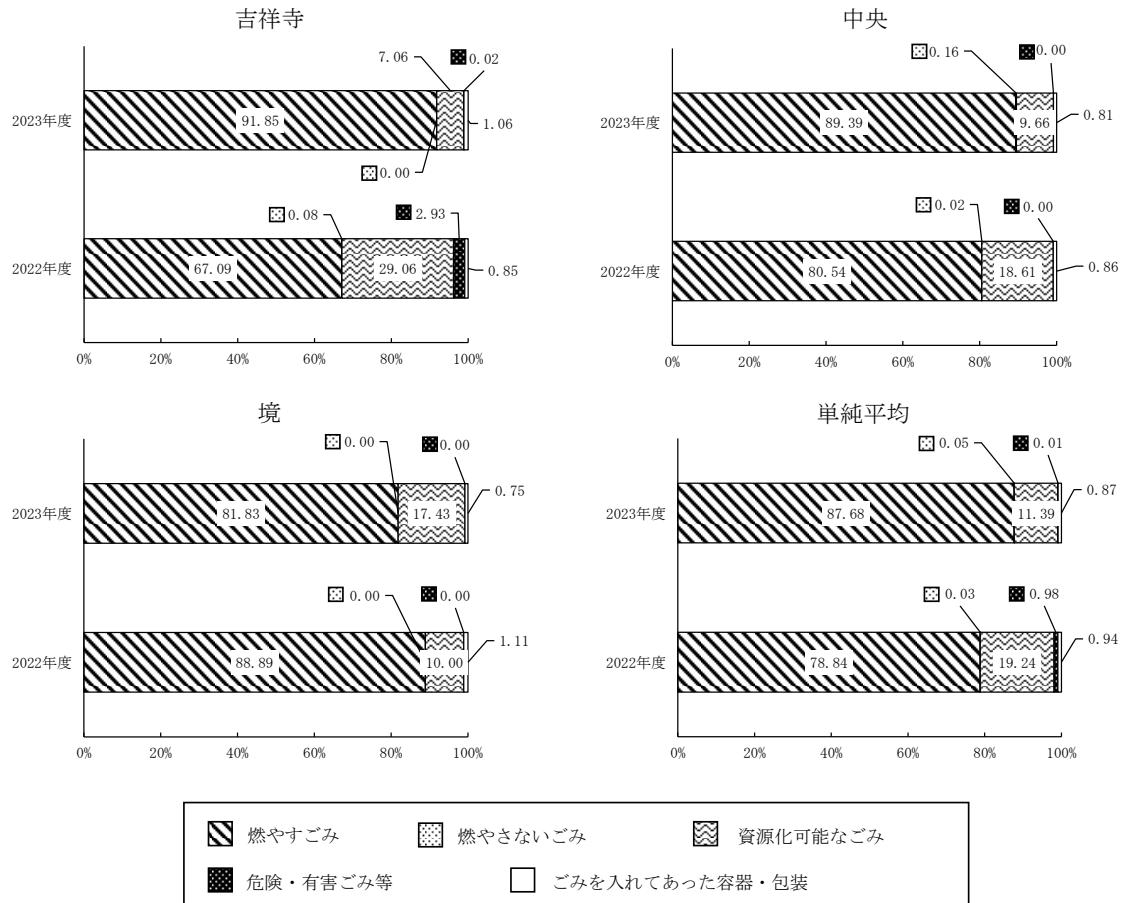


注) 危険・有害ごみ等は危険・有害ごみと市で収集・処理できないごみの合計

図 1 可燃ごみの組成比率（湿ベース重量百分率）

②昨年度との比較（特徴と適正排出状況）

今年度と昨年度の可燃ごみの組成比率（湿ベース重量百分率）は図2のとおりです。昨年度の燃やごみの比率は、吉祥寺で67.09%、中央で80.54%、境で88.89%であり、単純平均で78.84%でした。今年度の結果と比較すると、吉祥寺、中央で増加しました。特に吉祥寺で、昨年比から24.76%上昇しました。ごみの性状に大きな変化はありませんでしたが、内訳を比較すると今年度は、資源化可能なごみ（主に紙類、古着類）の排出量が減少し、厨芥類の排出量が増加しています。



注) 危険・有害ごみ等は危険・有害ごみと市で収集・処理できないごみの合計

図2 昨年度と今年度の可燃ごみの組成比率（湿ベース重量百分率）

③食品ロスの排出状況

可燃ごみ中の厨芥類の排出状況は図3のとおりです。可燃ごみ中の厨芥類は、単純平均で47.03%であり、地区別にみると中央(51.46%)が最も高く、次いで、吉祥寺(51.13%)、境(38.54%)の順でした。その多くは野菜や果物の皮等の不可食部(その他分類できない厨芥類)でしたが、手つかず食品や食べ残しなどの食品ロスに該当するものも多く確認されました。

今回の調査では可燃ごみ中の手つかず食品・飲料、食べ残し、過剰除去を食品ロスとしました。可燃ごみ中の食品ロスは、単純平均では13.79%であり、昨年度の13.75%と比べ変わりはありませんでした。地区別にみると中央(17.99%)が最も多く、次いで境(12.36%)、吉祥寺(11.04%)の順でした。

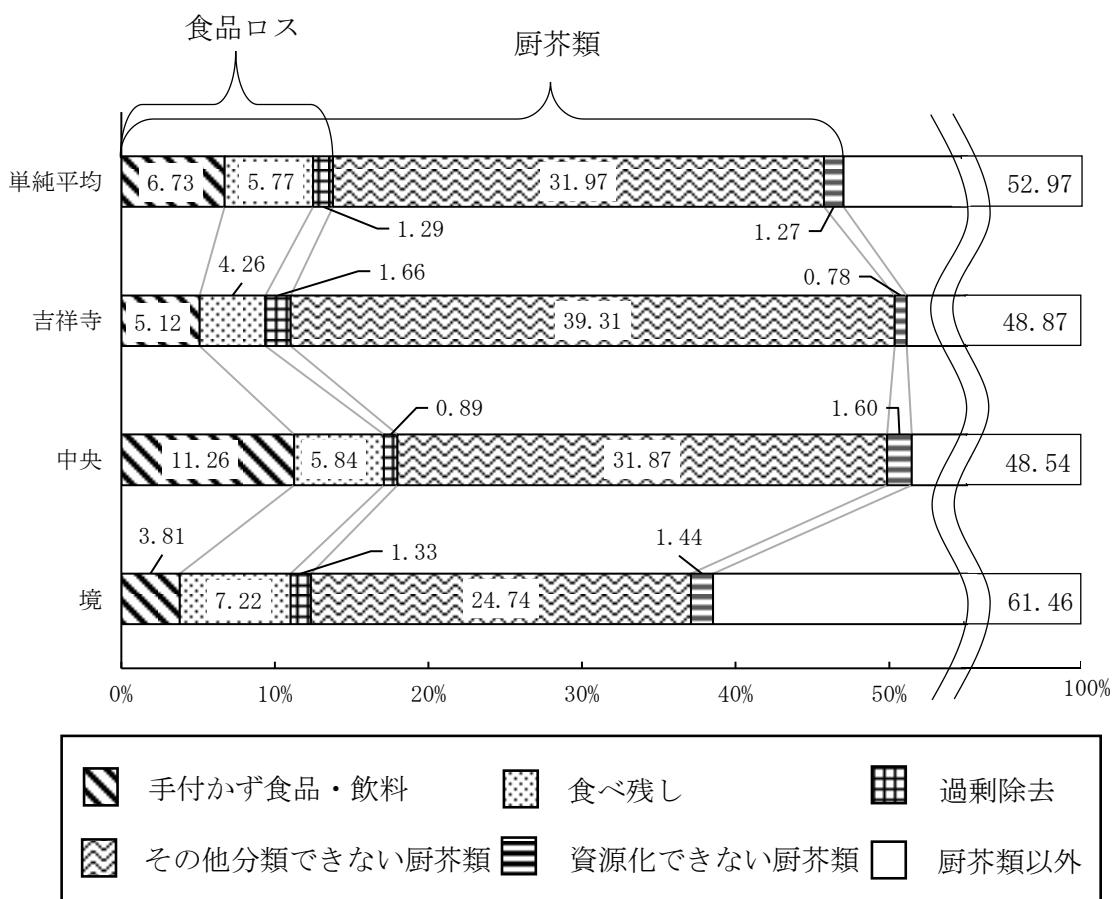


図3 可燃ごみ中の厨芥類の搬出状況

続いて、厨芥類中の食品ロスの排出状況は図4のとおりです。厨芥類中の食品ロスに当たるものは、単純平均で29.55%であり、地区別にみると中央(34.97%)が最も高く、次いで、境(32.09%)、吉祥寺(21.59%)の順でした。全国平均の33.2%と比べて、単純平均、吉祥寺、境は低い値でしたが、中央で高い値でした。

食品ロスの内訳としては、手つかず食品・飲料が厨芥類中の13.93%(全国平均15.0%)で最も多く、次いで、食べ残しが12.81%(全国平均13.7%)、過剰除去が2.81%(全国平均4.6%)であり、すべて全国平均より低い値でした。手つかず食品・飲料の主なものとして、野菜や果物に加えお菓子やインスタント食品等の調理済みの加工食品が多く確認されました。

※「全国平均」は、令和4年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査(環境省)より

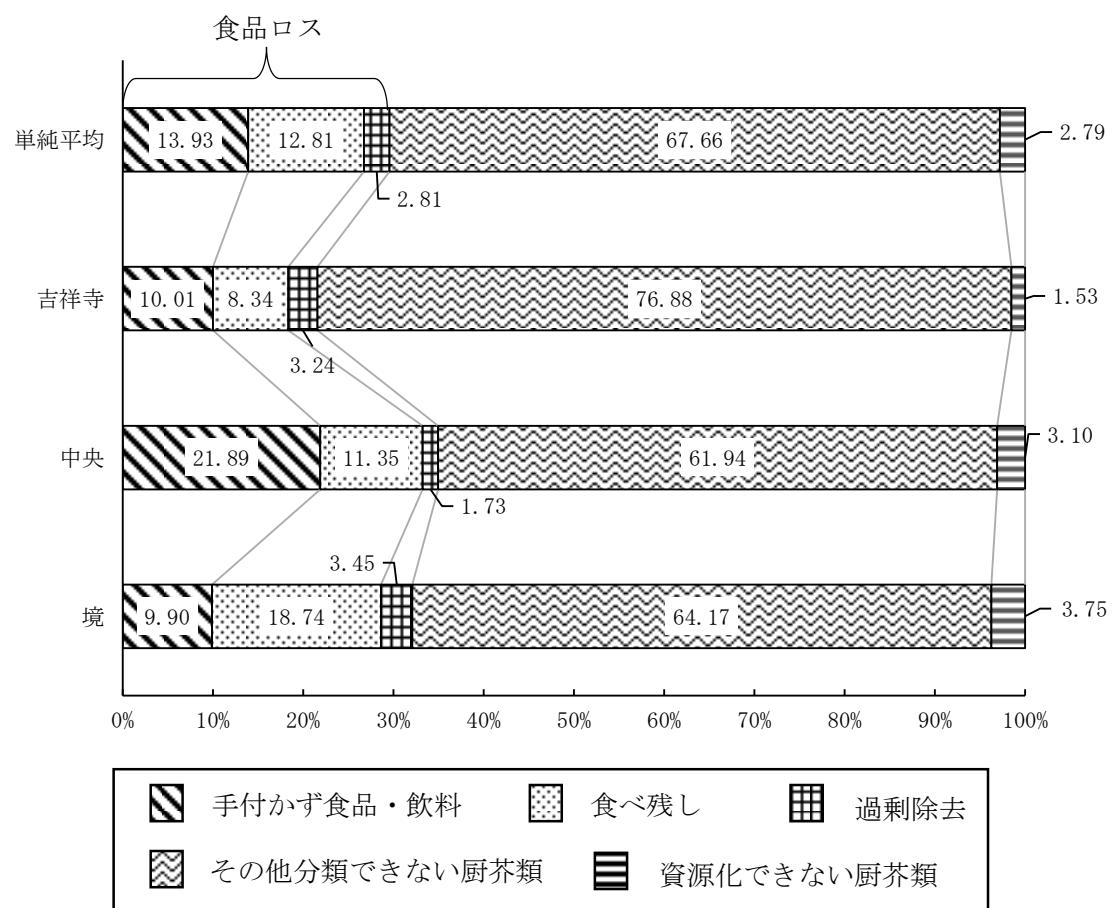


図4 厨芥類中の食品ロスの排出状況

④昨年度との比較（食品ロスの排出状況）

今年度と昨年度の可燃ごみ中の厨芥類の搬出状況は図5のとおりです。昨年度の厨芥類の比率は、吉祥寺で31.20%、中央で40.10%、境で43.48%であり、単純平均で38.26%でした。また、食品ロスの比率は、吉祥寺で11.52%、中央で15.33%、境で14.38%であり、単純平均で13.75%でした。

今年度の結果と比較すると、食品ロスは、単純平均、各地区ともに昨年度の結果と変わりがありませんでしたが、厨芥類は、境以外で増加しました。厨芥類の性状は、大きく変わりはなく、その他分類できない厨芥類の排出量が増加しました。

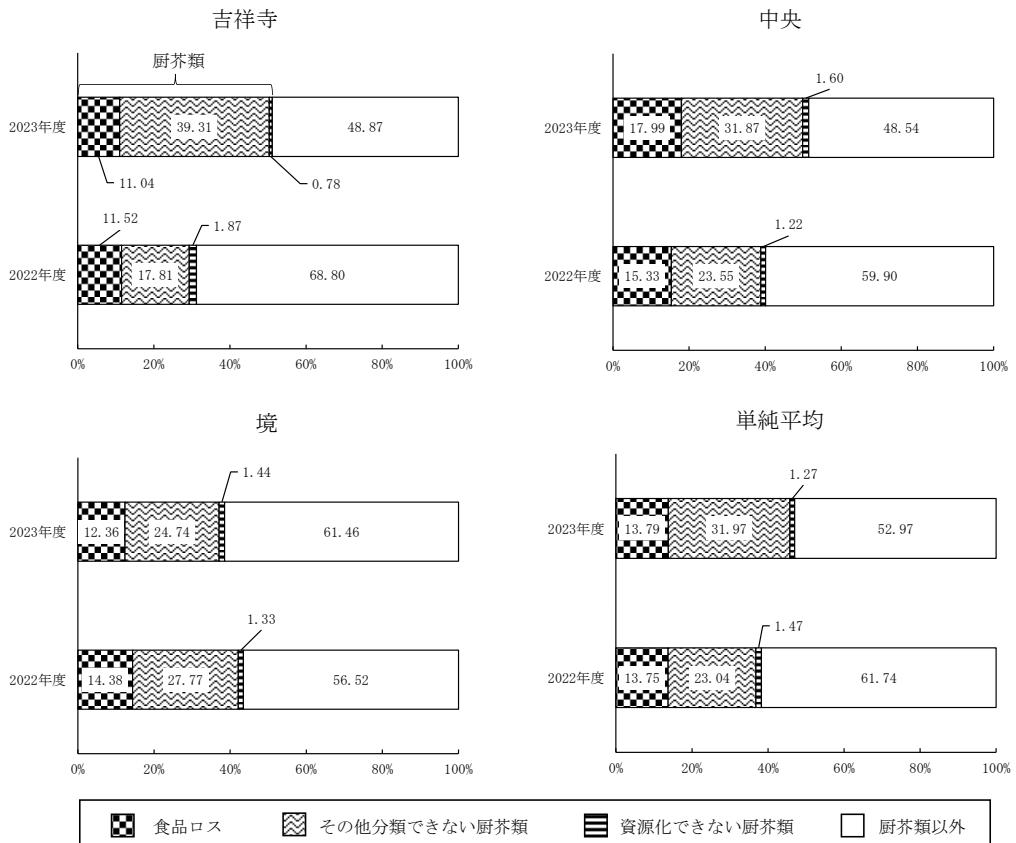


図5 今年度と昨年度の可燃ごみ中の厨芥類の搬出状況

⑤可燃ごみ中のプラスチックのごみ全体の排出状況

可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況は図6のとおりです。可燃ごみ中のプラスチックごみ（汚れたプラスチック製容器包装類、プラスチック製品、プラスチック製容器・包装）は、単純平均で12.54%でした。地区別にみると境（15.27%）が最も多く、次いで中央（12.14%）、吉祥寺（10.22%）の順でした。

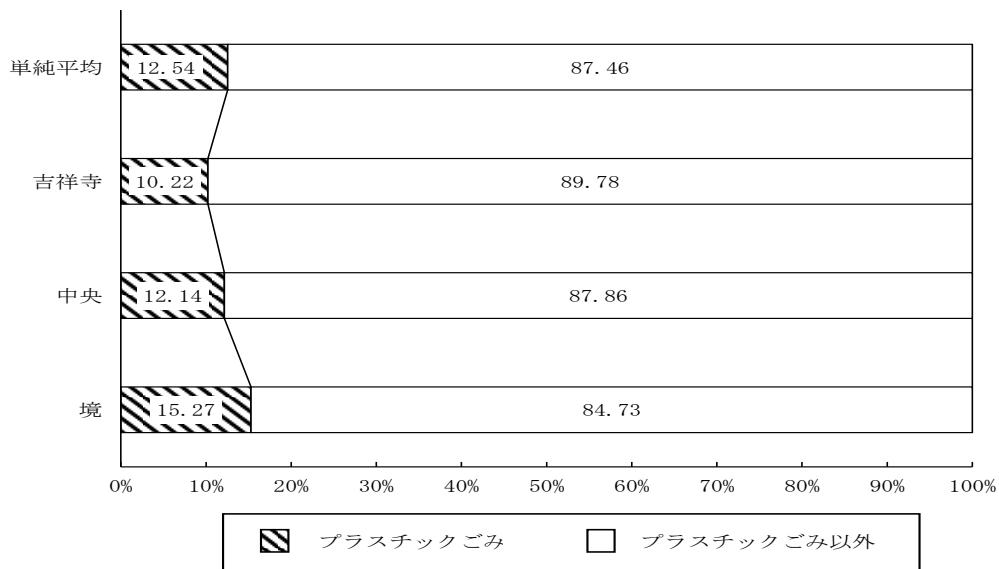


図6 可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況

続いて、可燃ごみ中プラスチックごみの内訳は図7のとおりです。プラスチックごみの内訳としては、単純平均で汚れたプラスチック製容器包装類が6.73%、プラスチック製品が1.77%、プラスチック製容器・包装は4.04%（レジ袋：0.63%、その他：3.41%）で、汚れたプラスチック製容器包装類が最も多いかった。汚れたプラスチック製容器包装類の多くは、コンビニやスーパーの食品トレー やお弁当容器などが洗われずに排出されていた。

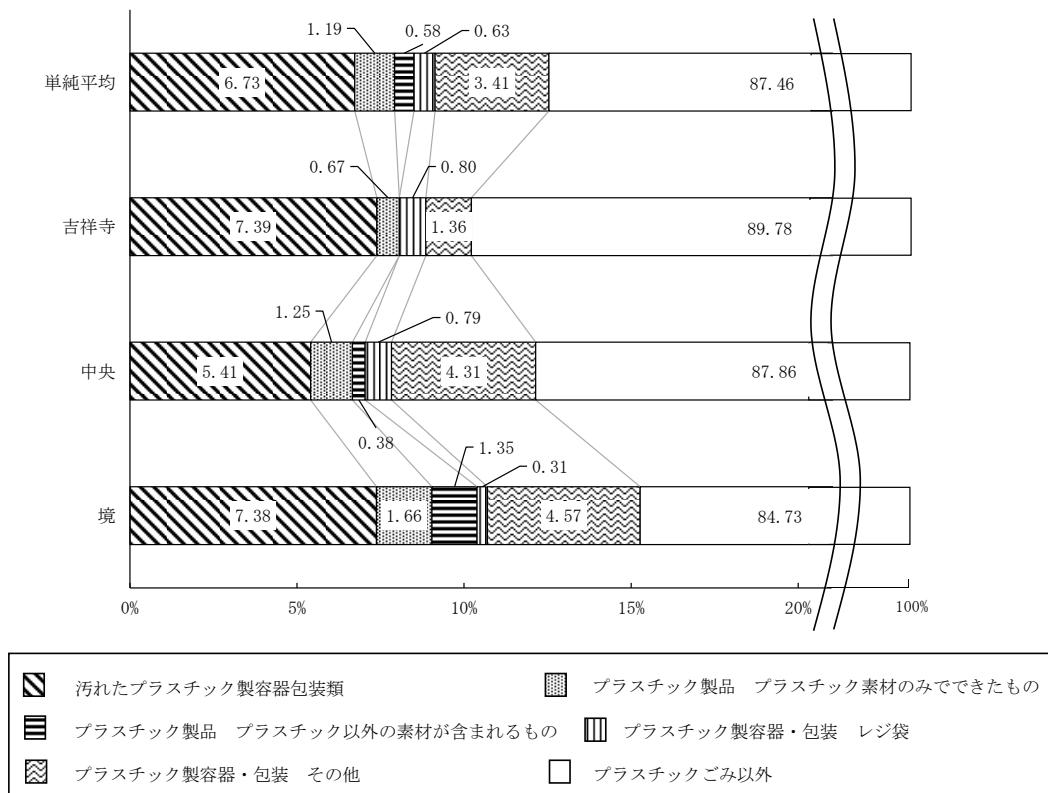


図7 可燃ごみ中のプラスチックごみの内訳

⑥製品プラスチックの排出状況

今回の調査では、プラスチック製品をプラスチック素材のみでできたものとプラスチック以外の素材が含まれるものに分類しました。プラスチック製品の比率は図8のとおりです。

単純平均で可燃ごみ中のプラスチック素材のみでできたものは 0.66 kg(77.30 %)、プラスチック以外の素材が含まれるものは 0.31 kg(22.70 %)でプラスチック素材のみでできたものの方が多く含まれていました。具体的にプラスチック素材のみでできたものはスプーンやフォーク、ハンガー等があり、プラスチック以外の素材が含まれるものは洗濯ばさみやボールペン等が排出されていました。

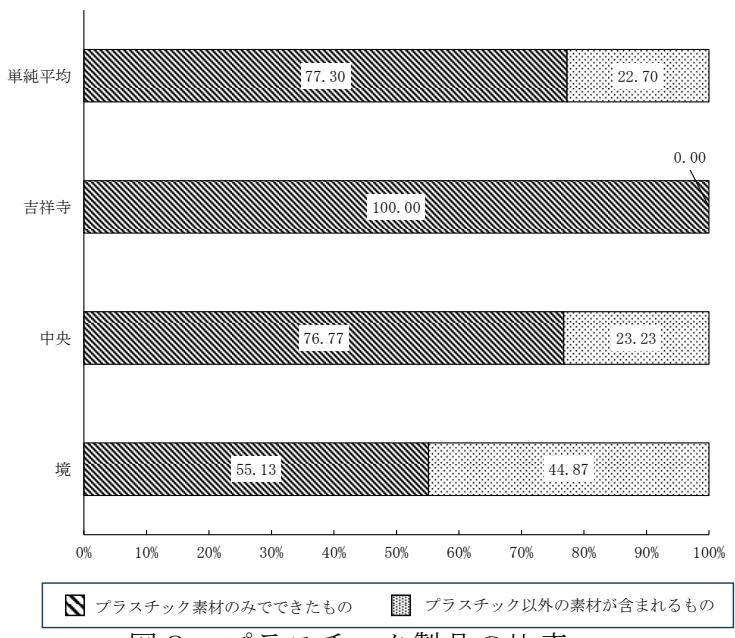


図8 プラスチック製品の比率

⑦昨年度との比較（製品プラスチックの排出状況）

今年度と昨年度の可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況は図9のとおりです。昨年度のプラスチックごみの比率は、吉祥寺で 10.48 %、中央で 14.64 %、境で 15.43 %であり、単純平均で 13.51 %でした。今年度の結果と比較して、変わりはありませんでした。

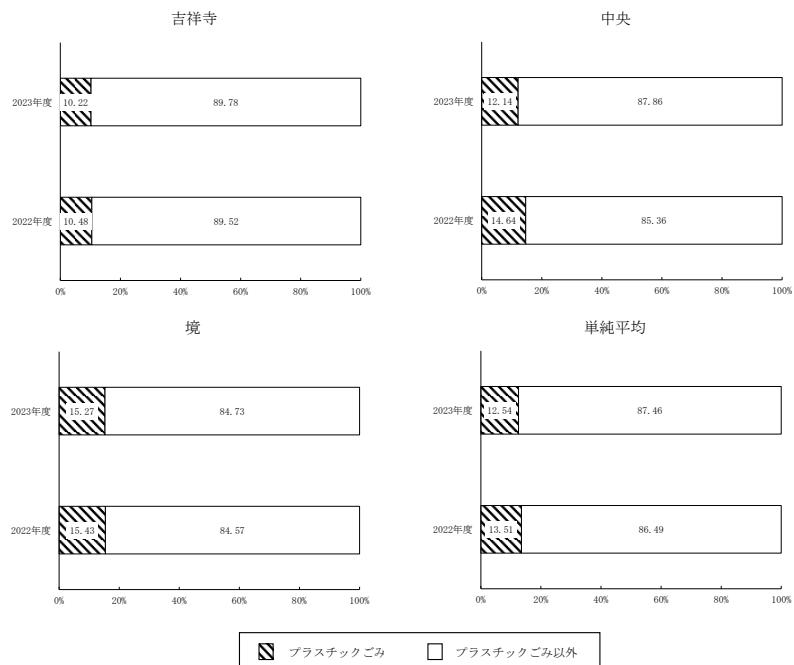


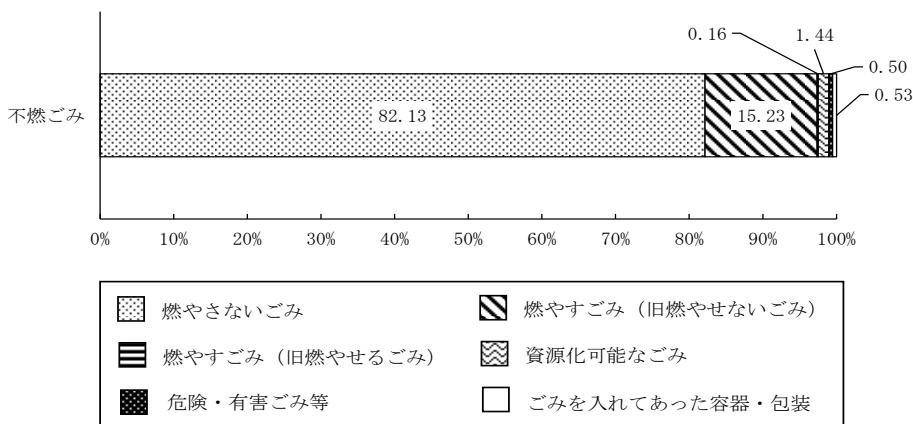
図9 今年度と昨年度の可燃ごみ中のプラスチックごみの排出状況

2) 不燃ごみ

①特徴と適正排出状況

不燃ごみの組成比率（湿ベース重量百分率）は図 10 のとおりです。不燃ごみの組成をみると、燃やさないごみが 82.13 %、分別不適物が 17.33 %、その他（ごみを入れてあった容器・包装）が 0.53 %であり、分別不適物のほとんどは燃やすごみ（旧燃やせないごみ）（15.23 %）でした。さらに、その詳細を見ると半分以上をプラスチック製品（14.57 %）が占めていました。

資源化可能なものは、全体の 1.44 %を占め、具体的には、びん（化粧品びん含む）が最も多かったです。また、今回の調査では危険・有害ごみが 0.50 %排出されており、具体的には、電球、乾電池、一次電池・二次電池が内蔵された充電式小型家電が含まれていました。



注) 危険・有害ごみ等は危険・有害ごみと市で収集・処理できないごみの合計

図10 不燃ごみの組成比率（湿ベース重量百分率）

②食品ロスの排出状況

不燃ごみ中の食品ロスは、手つかず食品・飲料が 0.16 kg（不燃ごみ全体の 0.13 %）排出されていました。量としては少ないですが、毎年一定量排出されており、いずれもビンや缶に入った食品（調味料やドロップ飴など）でした。

③小型充電式電池の排出状況

昨今、収集車やクリーンセンターでの火災が問題となっています。本市では、市指定の袋に入る家電（小型家電）を不燃ごみとして収集を行っており、この中にリチウムイオン電池が内蔵された小型家電が不適切に搬入されていることが発生の原因となっています。不燃ごみ中の燃やさないごみの組成比率は図 11 のとおりです。不燃ごみ中の小型家電は 30.85 %を占めていました。

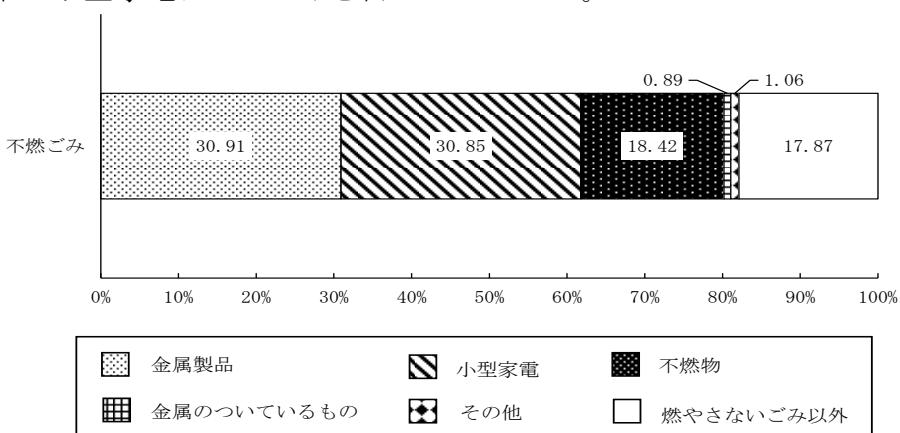


図 11 不燃ごみ中の燃やさないごみの組成比率

今回の調査では、電池・充電池がついている小型家電を危険・有害ごみとして一次電池がついた小型家電、二次電池が外れる小型家電、二次電池が容易に外せない小型家電に分類しました。

不燃ごみ中の電池・充電池がついている小型家電の排出状況は以下の表のとおりです。不燃ごみ中の電池・充電池がついている小型家電は6個(不燃ごみ中の0.38%)排出されていました。この内、一次電池がついた小型家電が3個(不燃ごみ中の0.20%)で、工具を使わずに電池を取り外せるおもちゃやリモコン、健康器具でした。次いで、二次電池が容易に外せない小型家電も3個(不燃ごみ中の0.18%)排出されており電子タバコやカメラライトでした。

今回の調査では二次電池が外れる小型家電は排出されていませんでした。また、これらとは別に乾電池単体も2個確認されました。

表 不燃ごみ中の電池・充電池がついている小型家電の排出状況

| 項目 | 個数 | 重量(kg) | 不燃ごみ中の比率(%) |
|------------------|----|--------|-------------|
| 一次電池がついた小型家電 | 3 | 0.26 | 0.20 |
| 二次電池が外れる小型家電 | 0 | 0.00 | 0.00 |
| 二次電池が容易に外せない小型家電 | 3 | 0.23 | 0.18 |
| 合 計 | 6 | 0.49 | 0.38 |

④不燃ごみ中のプラスチックの排出状況（分別不適）

不燃ごみ中のプラスチックごみ（汚れたプラスチック製容器包装類、プラスチック製品、プラスチック製容器・包装）も全体の14.86%でした。本来、可燃ごみとして排出されるべき、汚れたプラスチック製容器包装類、プラスチック製品が不燃ごみ中に混入しているため、ごみの分別についてさらなる周知が必要と思われます。

5 廃棄物処理の費用

(1) 処理経費の推移

(単位 : 千円)

| 区分 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 予算 |
|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|
| 収集・運搬費 | 1,604,078 | 1,639,334 | 1,673,914 | 1,737,446 | 1,903,031 |
| 中間処理費 | 699,926 | 704,695 | 712,101 | 750,289 | 958,927 |
| 最終処分費 | 333,878 | 309,873 | 304,371 | 313,069 | 313,800 |
| 減量・資源化対策費 | 73,159 | 66,424 | 69,194 | 64,642 | 84,650 |
| ごみ処理経費計 | 2,711,041 | 2,720,326 | 2,759,580 | 2,865,446 | 3,260,408 |
| し尿処理費 | 38,961 | 40,423 | 40,706 | 38,160 | 42,524 |
| 廃棄物処理経費計 | 2,750,002 | 2,760,749 | 2,800,286 | 2,903,606 | 3,302,932 |
| 一般会計 | 83,930,062 | 76,998,670 | 75,114,084 | 76,178,479 | 81,523,000 |
| 一般会計に占める割合 | 3.28% | 3.59% | 3.73% | 3.81% | 4.05% |

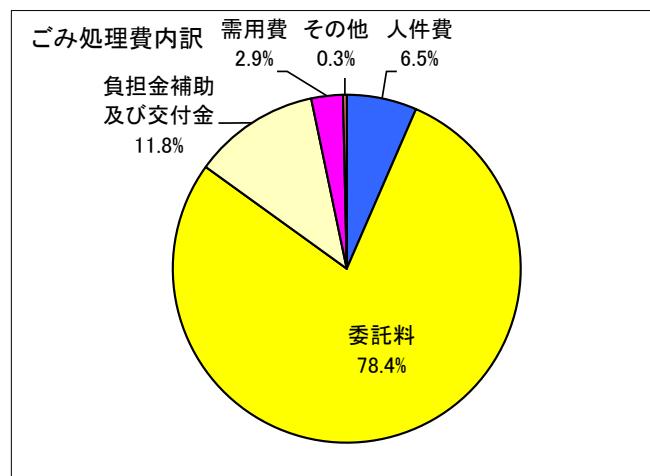
(2) 家庭ごみの分別品目別処理費用(令和5年度)

| | 収集経費(千円) | その他(千円)*1 | 経費計(千円) | 収集量(kg) | kg当たり単価(円) |
|-----------------|----------|-----------|---------|------------|------------|
| 可・不燃ごみ | 504,826 | 474,975 | 979,801 | 20,325,230 | 48.2 |
| 資源物(びん) | 113,692 | 7,902 | 121,594 | 1,259,509 | 96.5 |
| 資源物(古紙・古布) | 254,614 | -37,203 | 217,411 | 5,544,750 | 39.2 |
| 資源物(缶) | 128,278 | -58,183 | 70,095 | 370,190 | 189.3 |
| 資源物(ペットボトル) | 116,965 | -40,986 | 75,979 | 538,020 | 141.2 |
| 資源物(プラスチック容器包装) | 251,579 | 954 | 252,533 | 1,860,560 | 135.7 |

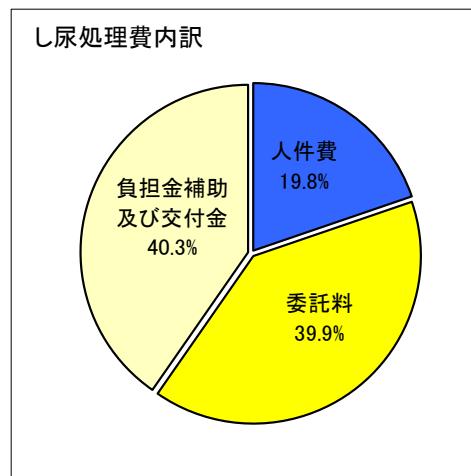
*1 「その他」はごみ処理手数料(ごみ袋代)、売り扱い代金や保管料・処理委託料等。可・不燃ごみには中間処理費および最終処分費が含まれる。本表は行政収集にかかる費用で、小規模事業所から排出されたごみを含むが民間搬入は含まない。

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| ごみ発生量(t) | 43,267 | 42,205 | 41,599 | 40,152 |
| ごみ処理経費(円/t) | 62,601 | 64,397 | 66,338 | 71,365 |
| ごみ処理人口(人)*2 | 147,692 | 148,139 | 148,191 | 148,044 |
| ごみ処理経費(円/人) | 18,356 | 18,363 | 18,622 | 19,355 |

*2 ごみ処理人口は各月初日の人口の年間平均値。



令和5年度 ごみ処理費



令和5年度 し尿処理費

(3) 手数料収入の推移

①市指定ごみ処理袋取扱店による処理手数料の代理納付（有料ごみ処理袋）*3 単位:千円

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度予算 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 家庭ごみ処理手数料 | 293,927 | 297,345 | 305,020 | 287,976 | 279,330 |
| 事業系ごみ処理手数料 | 55,017 | 56,737 | 57,327 | 59,483 | 52,365 |
| 粗大ごみ処理手数料（シール券） | 41,493 | 42,335 | 39,261 | 39,927 | 37,394 |

②クリーンセンターへの持込ごみ処理手数料

単位:千円

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度予算 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 粗大ごみ処理手数料 | 8,025 | 8,566 | 8,436 | 8,853 | 7,500 |
| 事業系ごみ処理手数料 | 204,729 | 210,970 | 234,588 | 265,318 | 240,735 |

③し尿汲取手数料

単位:千円

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度予算 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| し尿汲取手数料 | 3,944 | 3,714 | 5,274 | 5,344 | 3,774 |

①・②・③計

607,135

619,667

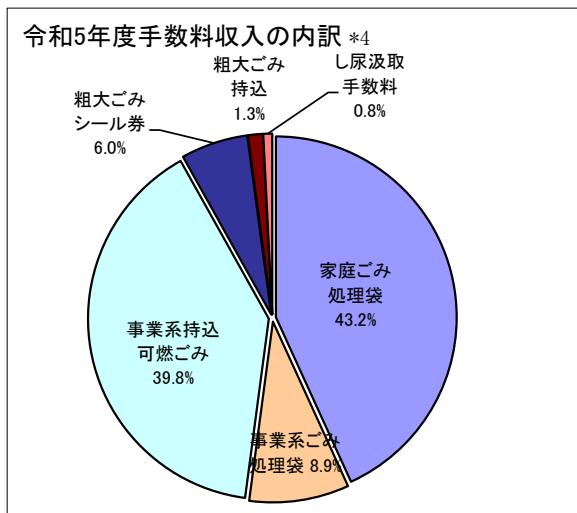
649,906

666,901

621,098

*3 平成16年10月1日より、家庭ごみ（燃やすごみ・燃やさないごみ）有料化を実施したことによる収入。

*4 小数点第2位以下は端数処理をしているため、合計が100%にならない場合がある。



(4) 有価物売払い等による収入の推移

確定版で反映

単位:千円

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 6年度予算 |
|------------------|--------|---------|---------|--------|--------|
| 缶（アルミ・スチール） | 32,206 | 58,558 | 67,288 | | 31,820 |
| 金属選別（不燃・粗大ごみより） | 12,892 | 35,089 | 28,395 | 27,993 | 16,520 |
| 古紙類（古紙・古布） | 24,652 | 24,258 | 30,813 | | 23,010 |
| 分別基準適合物有償入札拠出金*5 | 27,400 | 21,982 | 46,964 | | - |
| 再商品化合理化拠出金*6 | 252 | 0 | 0 | | - |
| 計 | 97,402 | 139,887 | 173,460 | 27,993 | 71,350 |

*5 日本容器包装リサイクル協会に引き渡すペットボトルなどの容器包装ごみの再商品化（資源化）にあたり、処理料金を支払うのではなく、反対に有価物として扱われ入札されることで収入となるもの。

*6 同協会に引き渡す容器包装ごみの分別がよく質が高いことやコストを下げるなど、再商品化の合理化に寄与したときに、処理費用の当初予想額と実費の差額で発生した余剰金の半分を、市町村の貢献度に応じて同協会が配分するもの。

6 一般廃棄物処理実施計画（令和6年度）

第1 施行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第2 施行区域 武藏野市全域

第3 一般廃棄物の種類及び収集・運搬計画並びに処理計画
26ページの表のとおり

第4 一般廃棄物の排出抑制のための方策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく武藏野市一般廃棄物処理基本計画は令和5年3月に改定され、その中で令和5年度から10年間の新たな廃棄物処理の基本方針が定められた。当該計画の基本理念である「ごみゼロを目指して 持続可能なまち「むさしの」へ～身近なことからみんなで一歩ずつ～」を目指し、「リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進」、「市民・市民団体、事業者、行政の連携の推進」、「安全・安心で安定したごみ処理の維持」という基本方針に沿って以下の施策を実施する。

1 主な施策

(1) ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制

ア 排出者責任に基づいたごみの減量

市民、事業者等の排出者によるごみや資源物を減らす自主的な取組が行われるよう呼びかけ、必要な支援を検討及び実施する。

イ 分別・リサイクルの推進

せん定枝及び草葉の資源化を引き続き推進する。また、資源化処理の対象にかかる課題を整理する。

燃やさないごみ及び粗大ごみから小型家電製品のピックアップ回収を行い、マテリアル回収事業を継続する。また、回収した希少金属等の有価物の売却を実施する。

ウ 抱点回収・宅配便回収・集団回収

使用済み小型電子機器等の再商品化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）を踏まえ、小型家電回収ボックスによる抱点回収事業を継続する。抱点回収事業やパソコン及び小型家電の宅配便回収事業者の周知を通じて、クリーンセンターの事故リスク抑制とリサイクル回収を推進する。

集団回収と行政収集の二重の収集体制になっている一部の団体について、その解消に向けた整理を進める。

エ ごみと資源物の取扱いの適正化

ごみ及び資源物の不適切処理や不法投棄について、調査及び把握と必要に応じた防止の指導を徹底する。

ごみ減量及び資源化に向けた施策等の基礎データとするため、定期的な家庭ごみの組成分析調査を継続的に行う。

オ 事業系一般廃棄物の減量と資源化

多量排出事業者及び小規模事業者への減量資源化指導を継続し、適正排出率の維持向上を図る。また、商品販売時における廃棄物の発生抑制等について働きかけを行う。

事業者に対して、ごみ減量、資源化等の啓発を行い、優良事業者に対する顕彰を行う。

市自らが事業者として、率先して発生抑制、分別及び資源化により一層取り組むとともに、環境配慮への取組を推進する。

カ 食品ロスの削減

各主体による食品ロス削減に向けた取組を進め、ごみ（生ごみ）の減量を図る。

(2) 連携の推進

市民団体による活動がより活発に行われるよう、市民団体との連携を推進する。また、環境啓発イベント等への参加及び出展により様々な主体との交流に努める。

資源物の店頭回収及び自主回収について、事業者の情報を市ホームページ等で広報する。また、大規模事業所への立入検査等の機会を捉えて、事業者への働きかけ及び提案を強化する。

(3) 啓発の拡充

ア 情報提供の推進

ごみや3R等に関する情報を、紙媒体、SNS等の情報発信ツールを用いて情報提供を行い、発生抑制、分別等の動機付けを行う。また、中学生から大学生まで及び市内在住の外国人向けの情報発信を強化する。

事業者によるサーキュラーエコノミーの取組が推進されるよう、国や都と連携し、事業者への情報提供等を行う。

イ 学習機会の提供

ごみに関する様々な事項について、各主体のライフスタイルの転換につながるよう、学習の機会を提供する。

ウ 子どもへの環境教育

子どもたちに対する環境教育を行い、将来的なライフスタイルの変化に繋げる。また、環境教育の内容が保護者世代にも伝わり、家庭内でのごみ減量及び資源化へ向けた行動に繋がるよう促す。

環境教育の内容については、学校教育との結びつきを図る。

エ 環境啓発施設を活用した啓発

クリーンセンターとむさしのエコreゾートを相互に活用し、ごみやその他の環境に関する啓発を推進する。

(4) ごみ処理の効率化

ア ごみ収集・処理事業の効率化と環境負荷低減

環境負荷の低減と事業の効率化によるコスト削減を目的として、収集品目、処理方法等の研究を行う。

イ プラスチックの分別・収集・資源化及びペットボトルの収集頻度についての検討

プラスチック資源循環促進法等を踏まえたプラスチック製品の分別収集及び再商品化について検討する。この検討と合わせて、ペットボトルの毎週収集についての検討を始める。

海洋プラスチックごみ汚染問題やマイクロプラスチック問題等に対する国の動向を踏まえつつ、トータルな環境負荷の低減を目指した研究を行う。

2 市民、事業者及び行政における具体的方策

(I) 市民の具体的方策

ア 物品の購入時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 必要な物だけを購入

(イ) 買物袋（マイバッグ）を利用し、レジ袋及び過剰包装を断る。

(ウ) 再生品の使用の促進及び使い捨て商品の使用の自粛

(エ) 賞味期限、消費期限等の期限のある商品については、すぐに使う（食べる）場合は当該期限の近いものから購入することで飲食店、小売店等の商品の廃棄の削減に繋げる。

イ 物品の取得後は、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制に努める。

(ア) 手入れ及び修理による長期使用

(イ) 食材等の消費品目の使い切り

(ウ) 食べ残しをしない。

(エ) ローリングストック（賞味期限の古いものから消費し、消費した分だけ買い足すことをいう。）を意識した備蓄及び管理をする。

ウ 排出時には、次に掲げるところにより、ごみの排出抑制、リサイクル及び適正なごみの処理の徹底に努める。

(ア) ごみの分別排出の徹底（特にリチウムイオン電池等の危険・有害ごみの分別）

(イ) 家庭での生ごみの堆肥化及びその利用の促進

(ウ) 集団回収への参加

(エ) トレイ等の購入店における店頭回収の促進

(オ) リユース掲示板の利用による不用品の有効活用

(2) 事業者の具体的方策

ア 一般廃棄物と産業廃棄物との分別区分の徹底

イ 事業系資源物（雑紙、生ごみ等）の資源化の推進

ウ ごみ減量及び再利用の促進による発生源における排出の抑制

エ 過剰包装の抑制

オ 流通包装廃棄物の排出の抑制

カ 使い捨て容器の使用の抑制並びに製造及び流通の事業者による自主回収、店頭回収及び資源化の推進

キ 再生品の積極的使用の促進

ク 協定に基づくレジ袋の使用削減及びマイバッグ使用の推進

ケ 協定に基づく食品ロスの削減の推進

コ リユース店舗情報の提供

(3) 行政の具体的方策

ア 家庭ごみ有料処理の適正な実施

イ 戸別収集の管理運営

ウ ふれあい訪問収集の継続実施

エ ごみの分別、排出方法等の改善及び啓発の徹底

オ ごみの資源化施策の継続（生ごみ及びせん定枝葉）

カ ごみ組成分析調査結果を踏まえたごみ減量及び資源化施策の推進

キ ごみ減量及び再利用に関する市民及び事業者に対する情報提供及び啓発

ク ごみの広域処理の研究

ケ 学校及び地域社会の場における教育啓発活動の充実

コ 使い捨て飲食物容器等、容器包装類の排出の抑制についての啓発

- サ 事業系一般廃棄物排出事業者に対するごみ減量化指導の徹底
- シ 事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分方法の周知徹底
- ス 事業系一般廃棄物に関する優良事業者認定・表彰制度の実施
- セ 学校給食残さ資源化の推進
- ソ 拡大生産者責任についての国、都及び事業者への働きかけ
- タ 市民及び事業者の自主的なごみ減量及び資源化の取組への支援
- チ ごみ処理経費の経済性向上及び情報提供の推進
- ツ 店頭回収及び自主回収を行う事業者の情報の広報
- テ 埋立処分量ゼロの維持及び最終処分場の有効活用

第5 家庭ごみ有料処理に関する事項

条例第19条第1項の規定により、家庭から排出される燃やすごみ及び燃やさないごみについては、市が指定する有料ごみ処理袋により排出するものとする。

第6 市では収集及び処理ができない廃棄物

| 区分 | 品目例 | |
|--|---------------------------------------|---|
| 有害性のあるもの | 殺虫剤、殺菌剤、農薬、ラベルの剥がれてい る薬品のびん等 | |
| 危険性のあるもの | 在宅患者の使用済み注射針、消火器等 | |
| 引火性のあるもの | プロパンガスボンベ、揮発油、灯油等 | |
| 家庭ごみの処理を著しく 困難にするもの又は処理 施設の機能に支障が生ず るもの | 自動車部品 等 | バイク、バイク・自動車部品、タ イヤ（バイク・自動車用）、バッ テリー（希硫酸を含むもの）等 |
| | 建築廃材等 | 建築廃材（瓦、コンクリートブロ ック、レンガ、設備及び外壁材 等）、日曜大工の畳・扉等の建具 2枚以上等 |
| | その他 | モーター付工具、F R P 船、ボウ リングの球、耐火金庫、ペンキ、 ピアノ、土砂、石、肥料、コンプ レッサー、その他冷媒（フロンガ ス等）が充填された製品等 |
| 特定家庭用機器再商品化 法（平成10年法律第97 号）対象製品 | テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷 蔵庫、冷凍庫等 | |
| 資源の有効な利用の促進 に関する法律（平成3年 法律第48号）対象製品 | デスクトップパソコン本体、ノートブックパ ソコン、液晶ディスプレイ等 | |

第7 一般廃棄物処理の実施主体一覧

中間処理施設

| | 施設名・運営主体 | 処理方法 | 処理能力 |
|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|------------|
| 燃やすごみ | 武蔵野クリーンセンター 市 武蔵野市緑町3-1-5 | 焼却 | 1日当たり120トン |
| 燃やさないごみ・粗大ごみ | 武蔵野クリーンセンター 市 武蔵野市緑町3-1-5 | 破碎・焼却・選別 | 10トン／5h |
| びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装 | 株式会社加藤商事西多摩支店リサイクルプラント 西多摩郡瑞穂町 | 選別・圧縮・梱包・保管 | |
| 小型充電式電池 | 一般社団法人JBRC 港区 | 再資源化 | |
| 粗大ごみ(スプリングベッド) | 株式会社リスト 国立市 | 破碎・焼却・選別・資源化 | |
| 小型家電 | リネットジャパンリサイクル株式会社 愛知県名古屋市中村区 | 再資源化 | |
| せん定枝木 | 株式会社尾林造園 西東京市 | 積替え | |
| | 株式会社清水インダストリー 群馬県高崎市 | チップ化 | |
| | 北進重機株式会社 群馬県渋川市 | チップ化 | |
| | 吾妻木質燃料株式会社 群馬県渋川市 | チップ化 | |
| | 株式会社グリーンマテリアル 群馬県邑楽町 | チップ化 | |
| | バイオエナジー株式会社城南島食品リサイクル施設 大田区 | メタン化 | |
| | 株式会社アルフォ城南島飼料化センター 大田区 | 飼料化 | |
| 食品残さ(生ごみ) | 株式会社西東京リサイクルセンター 羽村市 | メタン化 | |
| | 株式会社ジェイ・アール・エス三ヶ島工場 埼玉県所沢市 | 飼料化、肥料化 | |
| | 株式会社Jバイオフードリサイクル 神奈川県横浜市 | メタン化 | |
| | ニューエナジーふじみ野株式会社 埼玉県ふじみ野市 | メタン化 | |
| | 株式会社日本フードエコロジーセンターワン社工場 神奈川県相模原市 | 飼料化 | |
| | 株式会社アクト・エア総合リサイクルセンター 神奈川県愛川町 | 堆肥化等 | |
| | 高根商事株式会社エルデガーデン 瑞穂町 | 堆肥化 | |
| 事業系一般廃棄物 | 株式会社大進緑建 羽村市 | 堆肥化 | |
| | 湖南衛生組合 武藏村山市大南5-1 | 1日当たり7.0キロリットル 前処理希釀放流方式 | |

最終処分施設

| | 施設名・運営主体 | 処理方法 |
|-----------|---|-------------------------|
| 焼却残さ(焼却灰) | 二ツ塚廃棄物広域処分場エコセメント化施設 西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内7642番地 | 東京たま広域資源循環組合 エコセメント化 |
| | メルテック株式会社 栃木県小山市 | 人工骨材化 |
| 危険・有害ごみ | 野村興産株式会社イトムカ鉱業所 北海道北見市 | 水銀精製 |
| | 株式会社リーテム 大田区 | 貴金属の再資源化 |
| 動物死体 | 宗教法人 慈恵院 府中市 | 火葬 |

第3 一般廃棄物の種類及び収集・運搬計画並びに処理計画

| 種類及び分別の区分 | | 主な内容 | 収集及び 処理量 | 収集・運搬計画 | | | | 処理計画 | | | | |
|------------------------|-------------------|----------------|--|-----------------------|----------|----------|---------------------|-------------------------|------------------|--------------|-----------|--|
| | | | | 主体 | 収集 区域 | 収集回数 | 収集 ・運搬 | 中間処理 主体 | 処理方法 | 最終処分 主体 | 処理方法 | |
| 家庭廃棄物 (小規模事業所分を含む。) | 燃やごみ | | 生ごみ、プラスチック製品、革製品、ゴム製品、木製品、資源にならないプラスチック製容器包装・紙類・布類 等 | 26,127 トン | 市委託業者 | 毎週2回 | 戸別収集 | 市 武蔵野クリーンセンター | 焼却 | 東京たま広域資源循環組合 | エコセメント化 | |
| | 燃やさないごみ | | 金属製品、陶磁器、ガラス製品、電球、小型家電、資源にならない缶・びん 等 | 928 トン | | 隔週 | | 市 武蔵野クリーンセンター | 破碎・焼却 ・選別資源化 | 東京たま広域資源循環組合 | エコセメント化 | |
| | 資源物 | 古紙・古着 | 新聞、雑誌、段ボール、さつがみ、古着(着られるもの) | 5,657 トン | | 毎週1回 | | 委託 | 資源化 | 委託(メルテック㈱) | 資源化 | |
| | | びん | | 1,292 トン | | 隔週 | | 委託(容リルート) (株加藤商事) | 資源化 | - | - | |
| | | 缶 | スチール缶、アルミ缶 | 380 トン | | 毎週1回 | | 委託(株加藤商事) | 資源化 | - | - | |
| | | ペットボトル | ペットボトルマークのあるもの | 560 トン | | 隔週 | | 委託(容リルート) (株加藤商事) | 資源化 | - | - | |
| | | プラスチック製容器包装 | マークのあるもの等(ペットボトルを除く。) | 1,902 トン | | 毎週1回 | | 委託(容リルート・独自) (株加藤商事) | 資源化 | - | - | |
| | 危険・有害ごみ | | 乾電池、充電池、蛍光管、体温計、スプレー缶、小型家電(電池が取り外せないもの) | 94 トン | | 隔週 | | 市 武蔵野クリーンセンター | 選別資源化 | 委託(野村興産㈱) | 資源化 | |
| | 粗大ごみ | | 家具類、大型ごみ(家電リサイクル法対象品目を除く。) | 1,356 トン | | 申込の都度・随時 | 戸別収集 ・持込 | 市 武蔵野クリーンセンター | 破碎・焼却・選別・資源化 | 東京たま広域資源循環組合 | エコセメント化 | |
| | せん定枝木 | | 庭木等をせん定した際に出る枝木、草葉 | 154 トン | | 毎週1回 | | 委託(株リスト) | 委託(メルテック㈱、㈱リーテム) | 資源化 | - | |
| ごみ 家庭廃棄物 | 拠点回収 | 紙パック | 飲料用紙パック | 22 トン | 市全域 | 戸別収集 | 委託(株尾林造園) | 積替え | - | - | - | |
| | | 小型家電(パソコンを除く。) | | 2 トン | | 毎週2回 | 拠点回収 | (積替え後、北進重機㈱他4社にてチップ化) | - | - | - | |
| | | | | 8 トン | | 随時 | 委託 | 資源化 | - | - | - | |
| | 宅配便回収 | | リネットジャパンリサイクル㈱ | | | 申込の都度 | 引取り(リネットジャパンリサイクル㈱) | 資源化 | - | - | - | |
| | 集團回収 | | 古紙、古着、アルミ缶等 | 2,348 トン | | 随時 | 宅配便回収 | 引取り(リネットジャパンリサイクル㈱) | 資源化 | - | - | |
| | 家電リサイクル対象品目 | | テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 | | | 申込の都度 | 戸別収集 | (一財)家電製品協会 | 選別資源化 | - | - | |
| | 指定再資源化製品廃棄物 | | (一社)パソコン3R推進協会 | | | 申込の都度 | 各事業者 | 資源化 | - | - | - | |
| | 燃やごみ(小規模事業所分を除く。) | | 13 トン | リネットジャパンリサイクル㈱ | | 申込の都度 | 宅配便回収 | 引取り(リネットジャパンリサイクル㈱) | 資源化 | - | - | |
| | 域外処理分 | | 6,600 トン | 市許可業者 | | 随時 | 持込 | 市 武蔵野クリーンセンター | 焼却 | - | - | |
| | 古紙類 | | 523 トン | 市許可業者 | | 各々 | 戸別収集 | 一般廃棄物処分業者 | 資源化 | - | - | |
| 事業系一般廃棄物 | 食品リサイクル法による生ごみ | | 354 トン | 専ら物のみの収集運搬をする者又は市許可業者 | | | | 専ら物のみを処分する者 | 資源化 | - | - | |
| | その他の生ごみ | | 1,630 トン | 市許可業者 | | | | 食品リサイクル法に定める登録再生利用事業者等 | 資源化 | - | - | |
| | 動物死体 | | 188 トン | 市許可業者 | | | | 食品残さ再生利用事業者 | 資源化 | - | - | |
| | し尿 | | 100 体 | 市委託業者 | | | | 連絡受理の都度 | - | 委託(宗教法人慈恵院) | 火葬 | |
| | 汲取ふん尿、仮設便所、浄化槽汚泥 | | 200 kℓ | 市委託業者 | | | | 一般家庭は毎月2回 仮設便所は毎週2回 | 戸別収集 | 湖南衛生組合 | 前処理希釈放流方式 | |

II ごみ処理

1 ごみ処理の概要

(1) 高度経済成長とごみの分別の始まり

昭和22年11月3日の市制施行後、ごみの収集は大八車やリヤカー等による一般家庭を対象とした申込制から始まりました。当時の収集世帯数は約3,000世帯（申込世帯）でしたが昭和47年には約52,000世帯（市内全世帯）へと増加し、また消費経済の発展にともなって、ごみはプラスチック製品等が増え、種類が多様化し、量も増大しました。そのため、ごみを完全に処理することが困難となり、また焼却施設の公害対策の不十分さが懸念されていたため、昭和46年よりごみ収集の際に出される紙類、ダンボール、鉄、ガラス製品等の有価物は、極力選別、資源化が行われてきました。

その後、ごみ量の増加、焼却炉の老朽化による焼却能力の低下、最終処分場周辺住民による埋め立てごみ搬入阻止（裁判となり、その後条件付き和解）等が起こり、その対応策として、ごみ減量と資源のリサイクルを全市的に展開する必要が生じました。

そこで昭和53年1月に、古紙類（新聞、雑誌、ダンボール、古布）の分別収集を始め、同年9月からは不燃ごみを、資源ごみ（空き缶類と空きびん類の二分別排出）と埋め立てごみに分けた排出を実施し、大きな成果をあげました。

(2) ごみの自区内処理と武蔵野クリーンセンター建設

ごみ処理に関する本市では、昭和30年に、隣接する三鷹市とともに、武蔵野三鷹地区保健衛生組合※を設立し、三鷹市内でごみを共同処理してきました。

しかし、公害問題に対する市民意識の高まりから、迷惑の公平負担や清掃工場の分離独立・自区内処理が叫ばれるようになり、本市でも焼却施設と粗大ごみの処理施設を併設した総合ごみ処理施設である「武蔵野クリーンセンター」を建設することとなりました（昭和57年2月建設着手、昭和59年10月完成。建設経過の詳細は、「II 6 ごみ処理施設 (1) ごみ処理施設建設の経過と市民参加」を参照）。
※武蔵野三鷹地区保健衛生組合は平成14年度末で解散し、本市は単独処理となりました。

(3) さらなる分別・資源化の推進

クリーンセンターが安定して稼動するなかで、昭和60年4月よりごみ分別の方法を一部変更して、埋め立てごみと空き缶類を不燃ごみとして一緒に収集し、クリーンセンターで機械選別することにより、施設の活用と住民負担の軽減を図りました。また、公害防止の見地から、昭和58年10月より水銀含有ごみを有害ごみとして、分別収集を実施しました。

その後のごみ処理に対する状況はより深刻なものとなり、より一層の「ごみ減量と資源のリサイクル」を推し進めなければならなくなりました。そこで本市は、平成9年10月より、事業者の廃棄物処理責任原則の徹底、事業系ごみの減量・資源化及び排出者間の負担の公平性の確保を目的とした、事業系ごみの全面有料化を実施しました。これと同時に「資源の日」を設け、不燃ごみと同じ日に収集していた従来の資源物（びん、古紙、古布）に加えて缶を資源物として収集するとともに、平成12年7月からペットボトル、その他プラスチック製容器包装類を追加し、週2回の資源物収集体制となりました。これにより資源としての品質を高めるとともに、効率的な資源物収集が可能となりました。

平成13年4月からは「家電リサイクル法」が施行され、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機（平成16年4月から冷凍庫、平成21年4月からは液晶・プラズマ式テレビ・衣類乾燥機も対象）については、粗大ごみとしての処理を行わず、家電メーカーにより部品・材料等の再利用・リサイクルを図ることとしました。さらに平成15年10月からは、経済産業省・環境省令の改正により、家庭用パソコンについて製造事業者等によるリサイクルが義務づけられたことから、粗大ごみとしての処理を行わなくな

りました。

(4) 武蔵野市13万市民ごみ減量キャンペーンと家庭ごみ有料化

平成 10 年 8 月に今後 10 年間のごみ処理に関する基本的な方針を定めた、武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定したのち、平成 15 年 8 月、この基本計画を数値目標を中心見直し、調整計画を策定しました。この調整計画は、循環型社会への転換と循環型ごみ処理システムの構築の 2 つを基本方針とし、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で排出されるごみについて、資源化処理の拡充や埋立処分量の低減など環境負荷の少ない処理を行うため、それぞれの段階において数値目標を定め、その達成に向けて、市民・事業者・行政の三者が取り組むべき基本的な方向を示しました。

調整計画では、重点施策の一つとして排出者責任の明確化を位置づけ、収集方法の変更と家庭ごみの有料化の検討を主な取組として示しました。これを受け、平成 15 年 10 月から“ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ”というスローガンのもとに「武蔵野市 13 万市民ごみ減量キャンペーン」を開催し、市民意見の聴取や、説明会などを実施しました。

収集方法の変更については、平成 16 年 2 月より従来のステーション収集から戸別収集へと段階的に移行し、平成 16 年 10 月から市内全域実施としました。同時に家庭ごみ有料化についても、平成 16 年 10 月から開始しました。

また、最終処分場の有効利用を目的として平成 15 年 10 月より武蔵野クリーンセンターで不燃・粗大ごみの選別残渣の焼却を実施したことに伴い、ごみ処理の実態に合わせるため、平成 16 年 8 月より、それまで「不燃ごみ」として集めていたごみのうち、破碎・選別の処理を要しないものの分別区分を「可燃ごみ」に変更し、名称も「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」に変更しました。そして、より一層の資源化を図るため、古紙の種類として新たに「雑紙（ざつがみ）」を設け、紙袋等に入れて出せることとしました。

このような取組の結果、調整計画におけるごみ減量・資源化等の目標は、すべての項目において達成し、調整計画は平成 19 年度で終了しました。

(5) 平成 20 年度策定「武蔵野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」

更なる循環型社会の推進に向けて、ごみの発生・排出抑制、資源化の推進など、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき新たな基本方針、計画目標や施策等について「廃棄物に関する市民会議」（ごみ市民会議）を設置して検討を行い、パブリックコメントも踏まえながら、ごみ市民会議からの答申に基づき、平成 20 年 3 月に新たに基本計画を策定しました。

平成 20 年度から 10 年間を計画期間とする基本計画では、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念に、「市民・事業者・行政の協働により、資源の消費・廃棄物の発生を抑制する持続可能な都市への転換」と「環境負荷の少ない安全で効率性の高い処理システムの構築」を基本方針に掲げました。

また、ごみ量や資源化率の数値目標を以下のとおり定め、ごみ減量に取り組みました。

| 目標＼年度 | H18(基準年度実績値) | 目標値 (H29) | H25（目標値） | H25（実績値） | 達成状況 (H25) |
|------------------------------------|--------------|---------------|---------------|-------------|------------|
| 市民一人 1 日当たりの家庭系ごみ [※] 排出量 | 766 g/(人・日) | 680 g/(人・日)以下 | 696 g/(人・日)以下 | 675 g/(人・日) | 達成 |
| 事業系持込ごみ年間当たりの排出量 | 11,706 t/年 | 9,781 t/年以下 | 10,481 t/年以下 | 6,862 t/年 | 達成 |
| ごみ発生量（年間） | 53,221 t/年 | 48,993 t/年以下 | 50,249 t/年以下 | 44,960 t/年 | 達成 |
| 総資源化率 | 31.8% | 37.4%以上 | 35.3%以上 | 33.3% | 未達成 |

(6) 平成 27 年度策定「武藏野市一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年度～36 年度）」

前計画の期間内に家庭系ごみ排出量の原単位や事業系持込み量等のごみの排出抑制についての目標は達成されましたが、環境負荷の少ない省エネルギー・省資源化の持続可能な都市を目指すため、また、社会経済状況の変化や新クリーンセンターの稼働を見据えた効果的なごみ減量施策等を展開するため、前計画期間の終了を待たず全面改定を行い、平成27年度を初年度とする基本計画を策定しました。当計画の策定にあたっては、第 5 期ごみ市民会議が設置されて15名の委員が委嘱され、市民・事業者・行政が取り組むべき新たな基本方針、計画目標や施策などについて検討を行いました。

当計画では、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念として、「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」を基本方針として掲げました。計画の目標としては、ごみの発生抑制と資源化、並びにごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減を目指しており、以下のとおり数値目標を定め、ごみ減量に取り組みました。

| 目標＼年度 | H25(基準年度実績値) | 目標値 (H36) | H29 (目標値) | H29 (実績値) | 達成状況 (H29) |
|------------------------------------|--------------|---------------|---------------|-------------|------------|
| 市民一人 1 日当たりの家庭系ごみ [※] 排出量 | 675 g/(人・日) | 600 g/(人・日)以下 | 650 g/(人・日)以下 | 633 g/(人・日) | 達成 |
| 事業系持込ごみ年間当たりの排出量 | 6,862 t/年 | 6,205 t/年以下 | 6,570 t/年以下 | 5,729 t/年 | 達成 |
| ごみ発生量 (年間) | 44,960 t/年 | 41,967 t/年以下 | 44,100 t/年以下 | 42,243 t/年 | 達成 |
| 総資源化率 | 33.3% | 39.6%以上 | 35.1%以上 | 33.5% | 達成 |

(7) 令和元年度策定「武藏野市一般廃棄物処理基本計画（令和元（2019）年度～10（2028）年度）」

前基本計画策定以後も社会経済状況が大きく変化していく中で、基本計画の実効性を高めるため、長期計画に連動して基本計画の見直しを行い、令和元年度を初年度として基本計画を策定しました。当計画の策定にあたっては第 6 期ごみ市民会議が設置され、14 名の委員が委嘱されて基本方針、計画目標や施策などについて検討を行いました。

当基本計画は、固体廃棄物についてのごみ処理基本計画やし尿等の生活排水についての生活排水処理基本計画、災害廃棄物処理計画、そして施設整備維持管理計画からなります。前基本計画に引き続き「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市を目指す」ことを基本理念として、「市民・市民団体・事業者・行政の連携の再構築」を基本方針として掲げました。基本計画の目標としては、ごみの発生抑制と資源化、並びにごみ処理・資源化コストの効率化と環境負荷の低減を目指しており、以下のとおり目標を定めました。

| 目標＼年度 | H29 (実績値) | 目標値 (R10) | H29比 |
|----------------------|-------------|---------------|-------------------|
| 市民一人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 | 633 g/(人・日) | 588 g/(人・日)以下 | 45 g削減 (7%削減) |
| 事業系持込ごみ年間当たりの排出量 | 5,729 t/年 | 5,649 t/年 | 80t削減 (1.4%削減) |

| 目標 |
|--|
| 最終処分量の削減（東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容（量）化基本計画で定められた配分量の順守） |

(8) 令和5年度策定「武藏野市一般廃棄物処理基本計画【令和5年度～令和14年度】（2023～2032）」

当計画は、市を取り巻くごみの状況が計画策定時から変化したことや市のごみ処理施策の展開などを踏まえて策定しました。策定においては、市民・事業者・学識経験者・市職員計14名で構成される「第8期廃棄物に関する市民会議」で検討しました。

検討の結果、「ごみゼロを目指して 持続可能なまち 「むさしの」 へ～身近なことからみんなで一歩ずつ～」を基本理念に、①「リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進」、②「市民・市民団体、事業者、行政の連携」、③「安全・安心で安定したごみ処理の維持」を基本方針に掲げました。令和元年度計画からの変更点として、既存の4計画（ごみ処理基本計画・生活排水処理基本計画・災害廃棄物処理計画・一般廃棄物処理施設等施設整備計画）の情報更新に加え、「食品ロス削減推進計画」を新たに策定したことがあげられます。

当計画における目標は、現状の施策や取り組みをより強力に推進する観点から、下記のとおり設定しました。

ごみ処理基本計画 目標

(1) 市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量

| R3（実績値） | 目標値（R14） | R3比 |
|----------------|------------------|------------------|
| 637 g/(人・日) | 588 g/(人・日)以下 | 49 g削減 (8%削減) |

(2) 事業系持込ごみ年間排出量

| R3（実績値） | 目標値（R14） |
|----------|----------|
| 5,273t/年 | 5,471t/年 |

※新型コロナウイルス感染症の影響がおおむね解消された後の反動を極力抑えること

(3) 最終処分量の削減

| 目標 |
|---|
| 東京たま広域資源循環組合の廃棄物減容(量)化基本計画で定められた配分量を順守し、埋め立て処分量ゼロを維持する。 |

食品ロス削減推進計画 目標

| 項目 | 基準年度（H30） | 目標年度（R14） |
|-------------------|-----------|-----------|
| 食品ロス量（t） | 2,847t | 2,298t |
| 対H30削減率（%） | - | 19.2% |
| （一人1日当たり食品ロス量（g）） | (53.3g) | (40.4g) |

策定した基本計画をどのように実行していくのかを定めたものが「一般廃棄物処理実施計画」です。（内容は、「I 6 一般廃棄物処理実施計画（令和6年度）」を参照）

2 家庭ごみの有料化

平成15年10月より、“ひとり一人が出す、自分のごみに責任を持つ”という新しいルールのもと、武蔵野13万市民ごみ減量キャンペーンを展開し、「市長と語る会」や「市民懇談会」、各種アンケートなどで寄せられた市民の意見をもとに検討を重ねた結果、平成16年6月の第2回市議会定例会で「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例改正案」が可決され、平成16年10月から家庭ごみ有料化が実施されました。

（1）家庭ごみ有料化の概要

それまで市販のごみ袋やレジ袋で出されていた「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」を、事前に購入した市指定有料ごみ袋に入れて出すこととし、これ以外の方法で出された場合は収集を行わないこととしました。

なお、資源物及び有害ごみについては、従来どおりの方法で排出できることとしました。

（2）家庭ごみ有料化の目的

家庭ごみ有料化の主な目的は以下のとおりです。

- ① ごみの減量・資源化の促進
- ② 最終処分場の有効利用
- ③ ごみ処理費用の負担の公平化
- ④ ごみを出すひとり一人の意識の向上

（3）市民説明会

家庭ごみ有料化の実施前に、以下のとおり家庭ごみ有料化に関する市民説明会を開催しました。

- ・ 開催期間 平成16年7月23日（金）～9月12日（日）
- ・ 会場／実施回数 34会場／97回
- ・ 参加人数 5,376名

(4) 家庭ごみ有料化の特例としての減免措置

家庭ごみ有料化の特例として、以下のとおりごみ処理費用の減額・免除を行っています。

| 対象者 | 減免の内容 |
|--|--|
| 震災その他天災に遭ったもの | 免除 |
| 火災その他の災害に遭ったもの | ごみ処理手数料の9割以内を減額 |
| 生活保護受給者（＊1） 特別障害者手当受給者 児童扶養手当受給者 特別児童扶養手当受給者 老齢福祉年金受給者 障害者手帳所持者（＊2） | 市指定有料ごみ処理袋・中（20リットル相当）を年間110枚を上限に無料で配布する。（4人以下世帯） なお、5人以上世帯には有料ごみ処理袋・中を、220枚を上限に交付する。 なお、対象区分は重複しない。 |
| 使用済み紙おむつ | 免除。燃やすごみの日に市指定有料ごみ処理袋以外の袋に入れて出す。 |
| 枝木又は草葉 | 免除。燃やすごみの日に長さ50cm以内に束ねるか、45リットル以内の袋に入れて出す。ただし、1回につき戸建住宅の場合、合計3束（袋）、集合住宅の場合、合計10束（袋）まで。10束（袋）以下を直接クリーンセンターに搬入することも可。 別途連絡による指定日収集の場合は50束（袋）まで。 |
| 公共の施設を清掃することによって生じるごみ | 免除。市役所、市政センター、コミセンにボランティア袋の交付を申請し、交付されたボランティア袋（大45リットル相当、小10リットル相当）に入れて所定の日に出す。 |

* 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている者も同等

* 2 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、世帯員全員が市民税非課税（平成19年12月に減免対象を拡大し、申請受付を開始している）の場合

(5) 有料化後のごみ排出量の推移

家庭ごみ有料化の実施により、有料化前と比較して有料化後4年目までに、燃やすごみと燃やさないごみ等のごみ量は約15～18%減少し、一方、資源物は古紙類やその他プラスチック製容器包装廃棄物を中心に全体で約34～43%増加しました。しかし、総量では約1～4%の減少にとどまりました。

一人1日当たりのごみ量では、有料化後1年目で約34グラム減少しましたが、その後、2年目には増加に転じ、3年目にはやや減少したものの1年目に比べると増加する結果となりました。しかし、4～6年目は減少したため、家庭ごみ有料化は、ごみ量の減少に一定の効果があったといえます。

有料化前後のごみ排出量の推移（有料化前1年間～有料化後6年目）

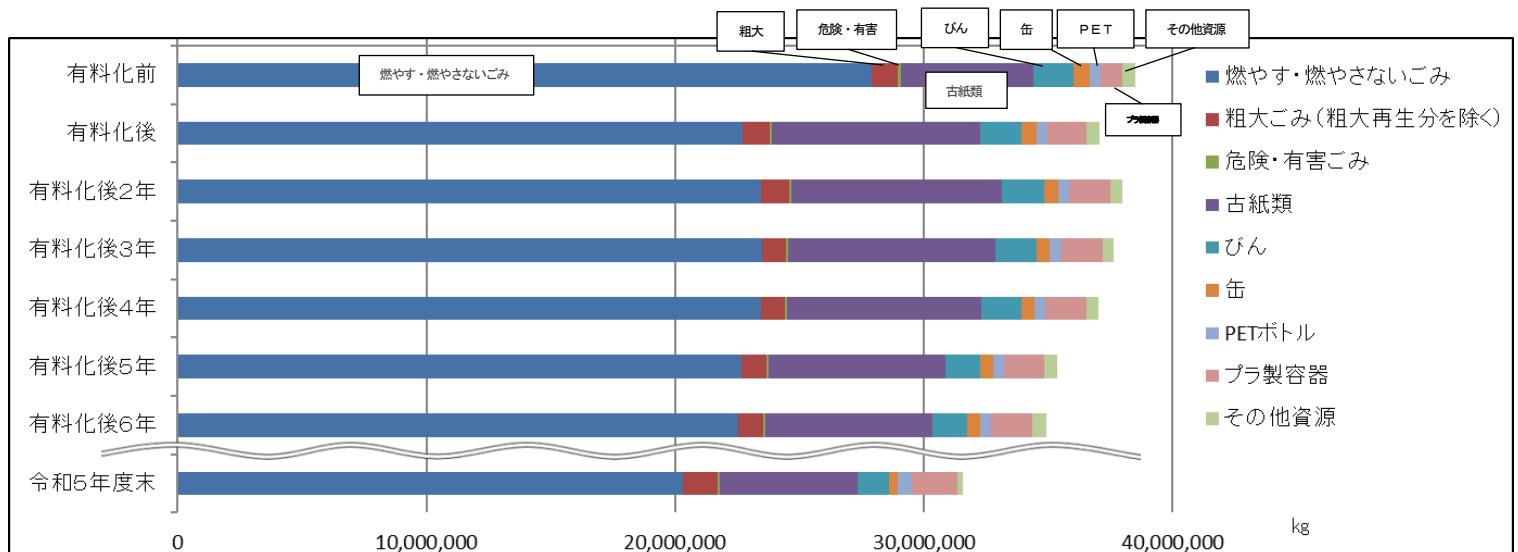
単位：トン

| | 有料化前 1年間 H15.10～ H16.9 | 有料化後 1年間 H16.10～ H17.9 | 有料化後 2年目 H17.10～ H18.9 | 有料化後 3年目 H18.10～ H19.9 | 有料化後 4年目 H19.10～ H20.9 | 有料化後 5年目 H20.10～ H21.9 | 有料化後 6年目 H21.10～ H22.9 |
|--------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 燃やすごみ | 23,173 | 21,241 | 22,116 | 22,139 | 22,095 | 21,415 | 21,301 |
| 燃やさないごみ | 4,744 | 1,455 | 1,331 | 1,343 | 1,340 | 1,267 | 1,239 |
| 有害ごみ | 103 | 99 | 98 | 99 | 95 | 98 | 98 |
| 粗大ごみ | 1,531 | 1,536 | 1,575 | 1,416 | 1,445 | 1,393 | 1,387 |
| ごみ計 | 29,551 | 24,331 | 25,120 | 24,997 | 24,975 | 24,172 | 24,025 |
| 古紙類 | 5,350 | 8,368 | 8,465 | 8,307 | 7,782 | 7,093 | 6,690 |
| 投棄古紙 | 21 | 19 | 19 | 19 | 17 | 7 | 0 |
| びん | 1,602 | 1,649 | 1,685 | 1,645 | 1,609 | 1,392 | 1,408 |
| 缶 | 646 | 602 | 574 | 554 | 539 | 518 | 516 |
| ペットボトル | 444 | 449 | 449 | 468 | 451 | 439 | 441 |
| その他プラ | 851 | 1,595 | 1,659 | 1,649 | 1,633 | 1,642 | 1,658 |
| 拠点回収 | 64 | 58 | 21 | 19 | 29 | 30 | 32 |
| 剪定枝木回収 | - | - | - | - | - | 74 | 140 |
| 資源物計 | 8,978 | 12,740 | 12,872 | 12,661 | 12,060 | 11,196 | 10,884 |
| 総計 | 38,529 | 37,071 | 37,992 | 37,658 | 37,035 | 35,368 | 34,908 |
| 一人1日あたり のごみ量(g) | 786.1 | 752.4 | 763.8 | 755.0 | 739.6 | 706.6 | 694.5 |
| 平均人口(人) | 133,920 | 134,996 | 136,276 | 136,645 | 136,817 | 137,136 | 137,710 |

武藏野ごみチャレンジ
700 g 達成！

- * 粗大ごみには、粗大ごみ再生分を含む。
- * 市によるペットボトル・発泡スチロールトレイの拠点回収については、戸別収集の開始により平成17年度中に順次廃止。
- * 投棄古紙は平成21年度より、粗大ごみから中間処理後に資源化されるもの（搬入古紙）と定義を変更。
- * 一人1日あたりのごみ量は、各期間のごみ量の合計を平均人口で割り、さらに年間日数で割った数字。
- * 集団回収、事業系持込ごみは含まない。
- * 端数処理の関係で、数値が見かけ上合わない場合がある。

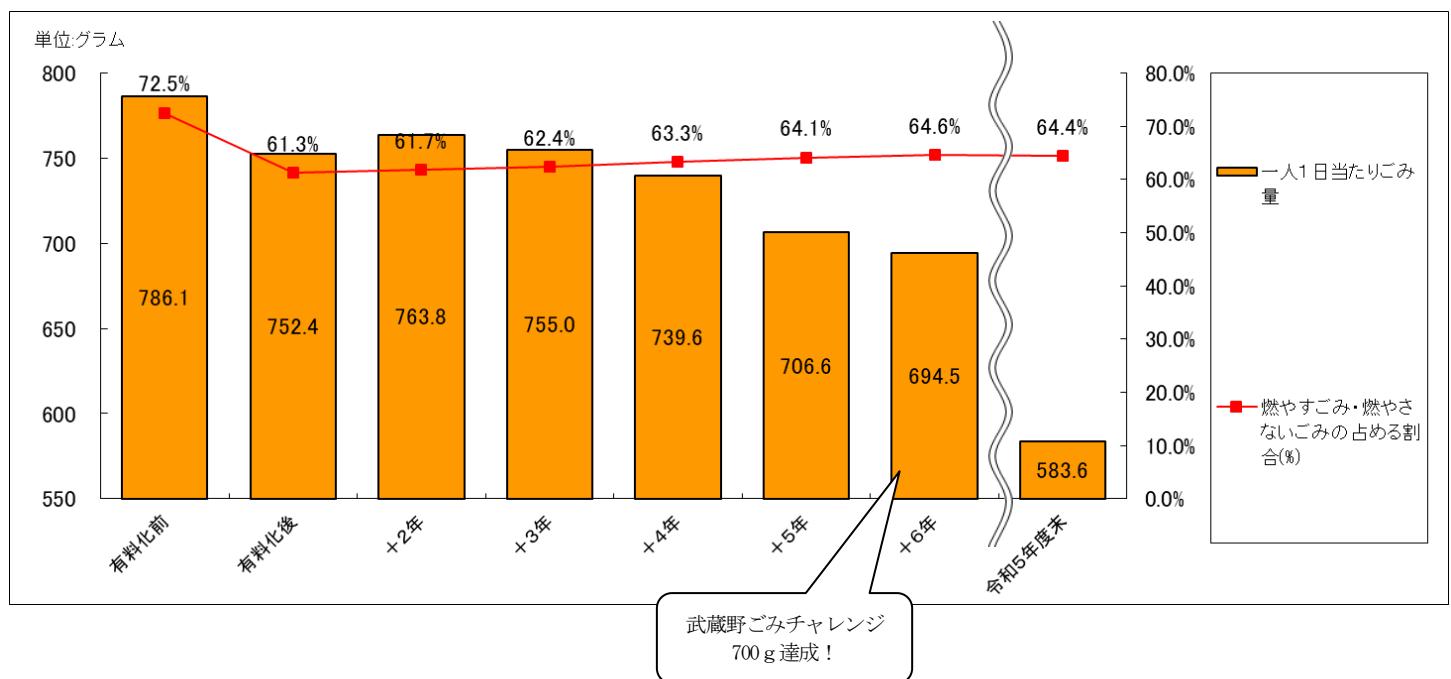
☆ 家庭ごみ・資源物量の推移（毎年度 10～9月までの 1 年間の実績。（令和 5 年度末のみ 4～3 月までの実績）



武蔵野市では、市民一人が 1 日に出す家庭ごみ・資源物の量を多摩地域平均である 700 グラム以下に減らすことを目標に掲げ、平成 18 年度に「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」を宣言し、平成 21 年度に目標を達成することができました。

平成 22 年度からは、新たに「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」を宣言し、600 グラム以下を目指して様々な取組を行っています。

☆ 一人 1 日当たりの家庭ごみ・資源物量の推移とごみ排出量に占める、燃やす・燃やさないごみの割合（毎年度 10～9 月までの 1 年間の実績。令和 5 年度末のみ 4～3 月までの実績）



今後も廃棄物に関する市民会議での検討を踏まえ、資源物を含めたごみ減量の実現を目指します。

3 戸別収集の実施に伴う訪問調査

平成16年10月よりごみの収集方法がステーション方式から戸別収集方式に移行しました。これに先立ち、「一人ひとりが出す、自分の出すごみに責任を持っていただく」ため、平成16年2月から御殿山、西久保、桜堤の3地域をモデル地区として指定し、戸別収集を試行しました。

この結果を踏まえ、7月から吉祥寺本町、吉祥寺南町、吉祥寺北町、八幡町、境、境南町の6地域が加わりました。さらに10月からは吉祥寺東町、中町、緑町、関前の4地域が加わり、市内全域での戸別収集が開始されました。

戸別収集への移行にあたっては、市職員が対象地域を一軒一軒訪問（既に敷地内にごみ置場のある集合住宅は、告知ビラの配布のみ）し、戸別収集の趣旨や目的を説明するとともに、住民と相談のうえ、建物ごとに敷地内にごみ置場を設定し管理体制などについても確認を行いました。

戸別収集実施に伴う調査訪問建物件数一覧

| 【2月試行実施】 | | 町丁目 | 戸建 | 集合 | 事業所 | 計 |
|------------|--|--------|--------|-------|-------|--------|
| 御殿山・西久保・桜堤 | | 御殿山1~2 | 435 | 197 | 186 | 818 |
| | | 西久保1~3 | 1,509 | 624 | 480 | 2,613 |
| | | 桜堤1~3 | 602 | 231 | 109 | 942 |
| | | 計 | 2,546 | 1,052 | 775 | 4,373 |
| 【7月実施】 | | 町丁目 | 戸建 | 集合 | 事業所 | 計 |
| 吉祥寺本町ほか5地域 | | 吉本町1~4 | 1,495 | 660 | 1,451 | 3,606 |
| | | 吉南町1~5 | 2,283 | 785 | 1,179 | 4,247 |
| | | 吉北町1~5 | 2,299 | 613 | 366 | 3,278 |
| | | 八幡町1~4 | 639 | 159 | 146 | 944 |
| | | 境1~5 | 1,487 | 657 | 607 | 2,751 |
| | | 境南町1~5 | 1,905 | 728 | 812 | 3,445 |
| | | 計 | 10,108 | 3,602 | 4,561 | 18,271 |
| 【10月実施】 | | 町丁目 | 戸建 | 集合 | 事業所 | 計 |
| 吉祥寺東町ほか3地域 | | 吉東町1~4 | 2,406 | 684 | 323 | 3,413 |
| | | 中町1~3 | 952 | 520 | 831 | 2,303 |
| | | 緑町1~3 | 375 | 179 | 227 | 781 |
| | | 関前1~5 | 1,379 | 373 | 253 | 2,005 |
| | | 計 | 5,112 | 1,756 | 1,634 | 8,502 |
| | | 合計 | 17,766 | 6,410 | 6,970 | 31,146 |

*平成15年度戸籍住民課データより抜粋

[上記数値の単位は、戸建・集合：棟、事業所：件数]

4 ごみの出し方と分別

(1) 一般家庭ごみの出し方

ごみは収集当日の朝、午前9時までに敷地内の所定のごみ置き場へ出すルールです。

排出日については、平成31年4月からの収集頻度や地区等の変更に伴い、毎年「ごみと資源の収集カレンダー」を全戸配布しています。

①ごみ・資源物の出し方

| | | |
|------------------|---|---|
| 燃やすごみ 燃やさないごみ | | それぞれのごみの収集日に、家庭用有料ごみ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。 |
| 資源物 | びん、缶、 ペットボトル、 プラスチック製容器包装 | 分別して、透明又は半透明の袋に入れて出す。 |
| | 古紙（新聞・チラシ、ダンボール、雑誌・古本・ノート類、ざつがみ）、 古着 | 古紙は種類ごとにひもで束ねるか、袋に入れて出す。 ざつがみ（雑紙）は、紙袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「ざつがみ」と明記して出す。 古着は透明又は半透明の袋に入れて出す。 |

②危険・有害ごみの出し方

| | |
|---------|---|
| 危険・有害ごみ | 市役所、各市政センター、各コミュニティセンターで配布する危険・有害ごみ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「危険・有害ごみ」と明記して出す。 |
|---------|---|

カセットコンロ用ガスボンベやスプレー缶、ライターは、中身を完全に使いきってから「危険・有害ごみ」として出します。使い切れない場合は袋に「残あり」と明記して出します。

家電製品などに使用されている電池や充電池は、必ず取り外して出します。取り外せない小型家電は、本体ごと「危険・有害ごみ」として出します。

③家庭用ごみ処理袋の種類と価格

平成16年10月から実施された家庭ごみ有料化に伴う家庭用ごみ処理袋の種類と価格は以下のとおりです。

| ごみの種類 | 収集袋の種類 | サイズ (縦×横cm) | ごみ処理手数料 (収集袋の価格) |
|------------------------|-------------|----------------|---------------------------|
| 燃やすごみ 燃やさないごみ 共通 | 特小（5リットル相当） | 30×18 | 10枚1組 100円 |
| | 小（10リットル相当） | 38×29 | 10枚1組 200円 |
| | 中（20リットル相当） | 46×35 | 10枚1組 400円 ばら売り1枚 40円* |
| | 大（40リットル相当） | 60×45 | 10枚1組 800円 ばら売り1枚 80円* |

*平成23年10月から一部店舗でばら売り開始

*令和4年度から、ごみ処理袋をロールタイプから平折りタイプに変更

（中及び大は令和4年11月15日から、特小及び小は令和5年2月15日から変更）

④家庭用ごみ処理袋の販売

市内のコンビニエンスストアや米穀店、酒屋などを中心に、令和6年3月31日現在、203店舗（内ばら売り取扱店は24店舗）で販売しています。

(2) 事業系ごみの出し方

事業者は、その事業活動にともなって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項）とされていますが、以下に示すごみについては、市が有料で収集を行います。

①対象

排出量が1日平均10kg以下等、一定の条件を満たす事業所から排出されたもの。（条件を満たさない事業者については、自己処理又は市が許可した一般廃棄物処理業者により適正に処理を行うこととしています。）

②手法

事業系ごみ処理袋を購入し、その袋にごみを入れ、袋に事業所名を書いて排出します。

③有料ごみ処理袋の種類と価格

| ごみの種類 | 収集袋の種類 | ごみ処理手数料 (収集袋の価格) |
|------------------------|--------------|---------------------|
| 燃やすごみ 燃やさないごみ 共通 | 小 (20リットル相当) | 10枚1組 1,100円 |
| | 大 (45リットル相当) | 10枚1組 2,500円 |
| 資源物 | 30リットル相当 | 10枚1組 300円 |

④事業系ごみ処理袋の販売

市内のコンビニエンスストアや米穀店、酒屋などを中心に、令和6年3月31日現在、131店舗で販売しています。

⑤ごみ・資源物の出し方

ごみの分別、収集日は一般家庭と同様です。その日の朝9時までに所定のごみ置場にごみを出すルールです。

| | |
|------------------|--|
| 燃やすごみ 燃やさないごみ | それぞれのごみの収集日に、事業系用有料ごみ処理袋に入れて所定のごみ置き場に出す。 |
| 資源物 | びん、缶、 ペットボトル、 プラスチック製容器包装 |
| | 分別して、事業系資源物用ごみ処理袋に入れて出す。 古紙類 分別して、事業系資源物用ごみ処理袋に入れて出す。 (古紙については、資源回収事業協働組合に依頼して排出する方法もある。) |

⑥危険・有害ごみの出し方

| | |
|---------|---|
| 危険・有害ごみ | 市役所、各市政センター、各コミュニティセンターで配布する危険・有害ごみ袋に入れて出すか、透明又は半透明の袋に「危険・有害ごみ」と明記して出す。 |
|---------|---|

カセットコンロ用ガスボンベやスプレー缶、ライターは、中身を完全に使いきってから「危険・有害ごみ」として出します。使い切れない場合は袋に「残あり」と明記して出します。

家電製品などに使用されている電池や充電池は、必ず取り外して出します。取り外せない小型家電は、本体ごと「危険・有害ごみ」として出します。

(3) 粗大ごみの出し方

①粗大ごみ収集

・申込方法

以下のいずれかの方法で申し込むことができます。

| | |
|-------------------------------|--|
| 粗大ごみ受付センター 電話 0422-60-1844 | 月～土曜日（祝日含む） 午前8時30分～午後7時 *日曜休み *英語対応可 |
| インターネット申込み | 市ホームページ>トップページ>ごみ・環境>ごみ・リサイクル>ごみの分別>粗大ごみ>粗大ごみのインターネット申込み 365日 24時間 申込み可能（作業メンテナンス時除く） |

品目、数量、サイズ（高さ・幅・奥行）等により、ポイント数をお伝えしています。

・武蔵野市粗大ごみ処理券（ポイント券）の購入

申込された品目のポイントとご自宅近くの粗大ごみ処理券の購入場所は、電話の場合は粗大ごみ受付センターからお伝えします。インターネットの場合は申込時、画面に表示されます。伝えられたポイント数分の武蔵野市粗大ごみ処理券を購入し、氏名・品目・収集日を記入し粗大ごみに貼付します。

ポイント（点数）は、10ポイント以下は10ポイントに切り上げ、以降1ポイント単位で加算されます。粗大ごみシール券は、100円券（1ポイント※）・1,000円券（10ポイント）・1,500円券（15ポイント）の3種類です。（※1ポイント券は10ポイント以上から使用できます）

・収集日当日

朝9時までに、自分の敷地内に出します（2階建て以上の場合は1階に下ろす）。

市の収集対象は、家庭から出る粗大ごみ（原則40リットルの有料ごみ処理袋に入らないもの）だけで、事業所から出る粗大ごみは、事業所の責任で処理することになっています。

②クリーンセンターへの持込み

粗大ごみは①のとおり収集で申し込んでいただくことをお願いしていますが、やむを得ない場合に限りクリーンセンターに持ち込むことができます。手数料及び時間は以下のとおりで、支払いは現金払いとなります。

持込みができるのは原則本人で、事情がある場合は親族です。市内のご家庭から出た粗大ごみであることを確認するため、排出者ご本人の住所を確認できる書類（運転免許証、健康保険証、直近2か月以内の公共料金払込用紙等）をお持ちいただいています。親族の方が代理で持ち込まれる場合は、排出者ご本人の住所確認書類以外に、持ち込まれる方の身分証明書もご提示いただいています。

なお、粗大ごみ以外のごみの持込みは行っていません。燃やすごみ、燃やさないごみ、資源物等と一緒に持ち込まれた場合は、お持ち帰りいただいています。

・持入手数料

| | |
|--------|-------------|
| 50kg未満 | 一律1,000円 |
| 50kg以上 | 10kgあたり200円 |

・持込時間

| | 午 前 | 午 後 |
|-------|-----------|----------|
| 月～金曜日 | 9時～11時30分 | 1時～4時 |
| 土曜日 | 9時～11時30分 | 持込み出来ません |

*日曜日、祝日、年末年始は持込み出来ません。

・粗大ごみ収集受付業務

平成29年2月より粗大ごみ収集受付を粗大ごみ収集受付センターに委託し、電話受付時間を午前8時30分～午後7時までに延長、土曜日も利用できるようになりました。また、インターネット受付では、24時間365日（システムメンテナンス時を除く）利用できるようにし、市民の利便性の向上に努めています。

・粗大ごみ収集実績

品目別

令和5年4月～令和6年3月分

| | |
|--------------|--------|
| 収納家具・収納用品 | 22,345 |
| 家具・寝具 | 26,768 |
| 暖房器具・厨房器具 | 3,976 |
| 音響機器・楽器 | 561 |
| 敷物・日よけ・ブラインド | 2,156 |
| 家電製品・電化製品 | 3,800 |
| 趣味・スポーツ・運動器具 | 3,051 |
| 日用品・その他 | 18,279 |
| 収集不適品・収集制限品 | 450 |

(単位:個)

総数

| | |
|-------|--------|
| 令和元年度 | 69,813 |
| 令和2年度 | 87,432 |
| 令和3年度 | 82,038 |
| 令和4年度 | 81,199 |
| 令和5年度 | 81,386 |

(単位:個)

(4) その他のごみの出し方

①市で収集・処理できないごみの処理

- ・有害性のあるもの（殺虫剤、殺菌剤、農薬、ラベルの剥がれている薬品のびん等）
- ・危険性のあるもの（在宅患者の使用済み注射針、消火器等）
- ・引火性のあるもの（プロパンガスボンベ、揮発油、灯油等）
- ・家庭ごみの処理を著しく困難にするもの又は処理施設の機能に支障が生ずるもの
(バイク、バイク・自動車部品、タイヤ(バイク・自動車用)バッテリー(希硫酸を含むもの)、建築廃材(瓦、コンクリートブロック、レンガ、設備及び外壁材等)、日曜大工の畳・扉等の建具2枚以上、モーター付工具、FRP船、ボウリングの球、耐火金庫、ベンキ、ピアノ、土砂、石、肥料、コンプレッサー、その他冷媒(フロンガス等)が充填された製品等)

→専門の処理業者に依頼するか、販売店等に相談

- ・特定家庭用機器再商品化法対象製品

(テレビ(ブラウン管・液晶・プラズマ)、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫等)

→販売店に問い合わせる、不明な場合は家電リサイクル受付センター(TEL042-485-1681)に連絡

- ・資源の有効な利用の促進に関する法律対象製品

(家庭用使用済デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ等)

→製造事業者に問い合わせる、または製造事業者が不明の場合などはパソコン3R推進協会

(TEL03-5282-7685 URL <https://www.pc3r.jp/>)に連絡。もしくは、リネットジャパンリサイクル(株) (https://www.renet.jp/?utm_source=localgovernment&utm_medium=referral&utm_campaign=tokyo_musashino)に申込み宅配便回収。

②犬・猫などの死体処理

飼い主が特定できない場合は、環境政策課(TEL0422-60-1842)へ連絡いただくと、ごみ総合対策課のごみ緊急対応センターが収集に向かいます。死体は慈恵院(府中市浅間町)に搬送し、荼毘に付しています。

(5) その他

①カラス対策(防鳥ネットの貸出し)(廃止)

カラス対策が叫ばれる中、本市では他市町村に先立ち平成2年度にゴルフ場の廃ネットを利用した「防鳥ネット」を作成し、平成6年度までに3,000枚弱の貸出しを行いました。

しかし、このネットは網の目が大きく、カラスも慣れて効果が減少したため、平成7年10月から従来よりも網の目が細かく(4mm角)、ひとまわり大きなネット(2m×3m)に変更しました。

なお、平成16年10月から収集方法をステーション収集から戸別収集へと変更し、建物ごとの管理の責任があるというルールにしたことから、現在は、防鳥ネットの貸し出しが行っておりません。

②ごみの収集日一覧表の配布

集合住宅などにお住まいの市民の方が、ごみの分別・収集日時を守り、清潔で気持ち良くごみ収集場所を使えるよう、ごみ収集日一覧表を配布しています(地区別、屋外掲出用)。

5 特別な収集体制

(1) ふれあい訪問収集

ふれあい訪問収集は、高齢者のみや身体障害者のみの世帯等でごみを出すことが困難な方を対象に、排出されたごみを、玄関から所定のごみ排出場所まで運ぶ「ごみ出し支援」と、その際希望者には玄関先での声かけすることにより「安否確認」を行う制度です。制度を開始した平成15年4月から平成25年3月までは、市職員技能主任と主事がペアとなり、ごみ収集車（塵芥車）ではなく一般トラックで訪問収集をしていましたが、地域福祉の観点から平成25年4月よりシルバー人材センターに業務を委託しました。

事業開始以来、この間の申請者数は1,074名、令和6年3月末日現在の登録者数は175名です。利用者の皆さんや遠隔地のご家族からは、「安否確認のための声かけで安心して生活できる。」「両足に障害を持っているので、家の中を這って移動している。玄関前の訪問収集は非常に助かります。」などの声をいただいています。

対象世帯の基準は「①65歳以上かつ、要支援2以上の方のみで構成される世帯 ②身体障害者手帳1級又は2級の方のみで構成される世帯 ③その他市長が必要と認める世帯」です。

内容審査に健康状態・支援頻度・住宅構造等の客観的資料が必要なため、在宅介護・在宅介護予防の支援を行っているケアマネジャー及び在宅介護支援センターを通じて利用申し込みをいただき、面接等の調査後、本人より申請していただきます。

(2) 狹あい路線特別収集

①路上ステーションの問題解決

平成16年10月以前のごみ収集は、道路上に集積所（ごみステーション）を設置し、半径50m程度の範囲の住民が利用していました。

パッカー車（2t塵芥車）が通行できない幅員狭小道路では、ステーションまで長距離を歩いてごみ出しをしており、年齢や健康状態又は天候等によってごみ出しに大きな負担をおかけしていました。

これらの路上ステーションの問題を解決するために、「①狭あい道路地域住民のごみ出し負担軽減と利便性の向上 ②路上ステーションのカラス被害防止 ③不法投棄防止 ④収集効率の向上 ⑤街の美観向上」を目的に幅員狭小道路を“狭あい路線”に指定し、軽ダンプ車で1軒ごとに戸別収集をする“狭あい路線特別収集”を開始しました。

事業発足当初の平成15年4月は、市の直営により、18路線（670世帯）で開始しました。その後、収集委託業者の申請等により、平成21年度には69路線（2,206世帯）となり、軽ダンプ車3台で特別収集を実施していました。そして、平成23年4月1日より民間委託になりました。

②全市戸別収集実現への先駆け

狭あい路線特別収集の実施にあたっては、事前に対象道路地域の全世帯を訪問して事業説明をし、事業開始にあたっては事前にお知らせを配布し周知を図りました。

平成16年度の戸別収集実施にあたっては、この経験を基に調査説明・周知の手法を活用して全戸訪問調査を実施して敷地内にごみ置場を決めていただき、約100回の説明会を経て全市戸別収集への実現に至りました。

6 ごみ処理施設

(1) ごみ処理施設建設の経過と市民参加

昭和30年、隣接する三鷹市と一部事務組合（武蔵野三鷹地区保健衛生組合、平成14年度末で解散）を結成、武蔵野市・三鷹市の共同処理場「ふじみ焼却場」（三鷹市新川）を建設し、両市のごみを共同処理してきました。

昭和45年、周辺住民から騒音・悪臭・ばい煙等に対する陳情が行われ、座り込み、デモ行進、ついにはピケにより焼却場入口で本市からのごみ搬入車両が阻止されました。これをきっかけに、「ごみ処理工場建設の早期実現の要望」が市民集会で決議され、行政・市議会・市民が一体となった運動が繰り広げられました。

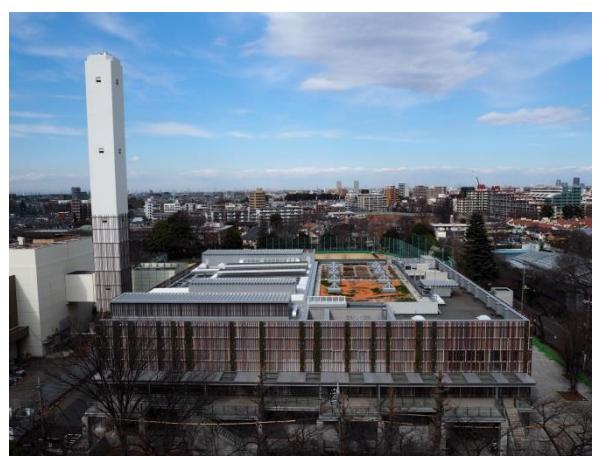
昭和53年、市長の決断によって市営プールを建設地にするという決定を発表しました。ところが、近隣住民から市民不在の決定に対し、「決定の過程が不透明である」「候補地を白紙撤回してやり直すべき」として、大きな反対運動が展開されました。そこで、市営プールも含む4候補地の中から建設用地を選定するための「クリーンセンター建設特別市民委員会」が発足し、4公有地周辺住民を含めた市民の参加で建設用地が検討されました。その結果、「最善ではないが、次善の用地として市営総合グランド」が示唆され、建設用地として合意するまでに「総論賛成、各論反対」の壁を乗り越え、周辺住民の「苦渋の選択」を得て、現在地に建設が決まりました。その後、建設と周辺のまちづくりを市民参加で行う「クリーンセンター・まちづくり委員会」が設置され、処理方式・建設デザイン等、クリーンセンターを含むまちづくりについて活発な議論がなされました。また、建設後の運営の基本となる運営協議会の発足についても提起されました。

このような経過を経て、焼却場に武蔵野市独自の不燃・粗大ごみ処理施設を併設し、両施設を合わせて「武蔵野クリーンセンター」と総称し、昭和59年の稼働以来、市内のごみ処理（中間処理）を行ってきました。同年発足の運営協議会は安定稼働の継続と地域住民の安全と権利を守るための監視役を担い、武蔵野クリーンセンター（旧施設）は、用地選定から建設、運営まで全国で類を見ない市民参加「武蔵野市方式」で実践されました。

稼働から32年が経過し、主要設備である焼却炉やボイラの耐用年数（約30年間）を迎えていたため、平成26年度より新施設の建設を進め、平成28年10月に新工場棟が完成、11月より機械の試運転、12月よりごみを受け入れ、ごみ焼却施設の運転調整や性能確認を行うための試運転焼却を開始し、平成29年4月より新施設の本稼働を開始しました。また、管理棟及び連絡通路は令和元年5月に完成し、管理棟での業務を同月より開始しました。



平成26年1月撮影（着工前）



平成29年4月撮影（工場棟完成）

(2) 武蔵野クリーンセンターの概要

① 施設概要

| | | | |
|-------|--|----------------------------|---------------------------|
| 場 所 | 武蔵野市緑町三丁目1番5号 電話 0422-54-1221 | | |
| 竣 工 | 工場棟：平成29年3月 | 管理棟・連絡通路：令和元年5月 | |
| 本格稼動 | 平成29年4月(工場棟) | | |
| 建 設 費 | 111億2,468万6,400円(税込) | | |
| 建 築 物 | 工場棟：鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造 (地上3階地下2階) 管理棟：鉄骨造(地上2階) 連絡通路：鉄骨鉄筋コンクリート造(地上2階) | | |
| 敷地面積 | 17,000m ² | | |
| 建築面積 | 工場棟：3,725.44m ² | 管理棟： 992.21m ² | 連絡通路：290.66m ² |
| 延床面積 | 工場棟：8,871.47m ² | 管理棟：1,522.67m ² | 連絡通路： 72.53m ² |

1) 焼却施設

| | |
|------|---|
| 能 力 | 120トン／日 (60トン／日×2基) ストーカ式全連続焼却炉(廃熱ボイラ付き) |
| 発電設備 | 蒸気タービン発電機(最大出力2,650kW) ガスコーチェネレーション設備(最大出力1,500kW) |
| 煙 突 | 角型鉄筋コンクリート外筒型、高さ59m (内筒：焼却炉用2本(ステンレス製)、臭気用1本(鋼製)) |

2) 不燃・粗大ごみ処理施設

| | |
|------|--------------------------------|
| 能 力 | 10トン／5時間 1基 (低速回転式・豎型高速回転式破碎機) |
| 選別方式 | 自動選別により金属(アルミニウム・鉄類・非鉄金属類)選別 |

② ごみ処理の流れ

1) 焼却施設

ごみ(可燃)

- ごみ収集車で搬入されたごみは、計量後、ごみピットへ投入。
- ごみピットに貯留されたごみは、クレーンで焼却炉へ投入。
- 焼却炉内に入ったごみは、850°C～1,000°Cの高温で完全に焼却し、ダイオキシン類の発生を抑制。

排ガス

- 焼却により発生した高温の排ガスは、ボイラとエコノマイザで減温し、ダイオキシン類の再合成を抑制。
- 排ガス中に重そうや活性炭を噴霧し有害物質を分解。
- 排ガスに含まれるちりやばいじんなどの有害物質をろ過式集じん装置で除去。
- ばいじんと有害ガスを除去したクリーンな排ガスを煙突から排出。

灰

- 1 焼却炉で燃やしたごみは重さで約 10 分の 1、体積で約 30 分の 1 の灰になる。エコセメントの原料にするため、灰の中に混じった金属等を選別設備でふるいにかけ、灰ピットに貯留。
- 2 集められた灰（主灰）は、天蓋付コンテナ車で日の出町の二ツ塚処分場内にあるエコセメント化施設に搬出。
- 3 バグフィルタ（ろ過式集じん器）で除去したばいじんやちり（飛灰）も重金属が漏れ出さないように飛灰貯留槽に集められ、ジェットパッカー車に吸引され、積み込まれてエコセメント化施設に搬出。

2) 不燃・粗大ごみ処理施設

ごみ（不燃・粗大）

- 1 搬入されたごみはいったん不燃・粗大ごみピットに貯留して、一定量ずつ低速の一次破碎機でゆっくり破碎。
- 2 高速の二次破碎機で粉々に粉碎。
- 3 碎かれたごみは、磁力選別機で鉄を回収。
- 4 粒度選別機にかけ、小さな木片やプラスチックの破片を可燃ごみピットへ運び、燃やすごみとともに焼却。
- 5 アルミ選別機にかけ、磁場を使ってアルミ、非鉄金属を回収。
- 6 回収した金属類はそれぞれの専門業者を通じて再利用。

(3) 月別ごみ処理状況

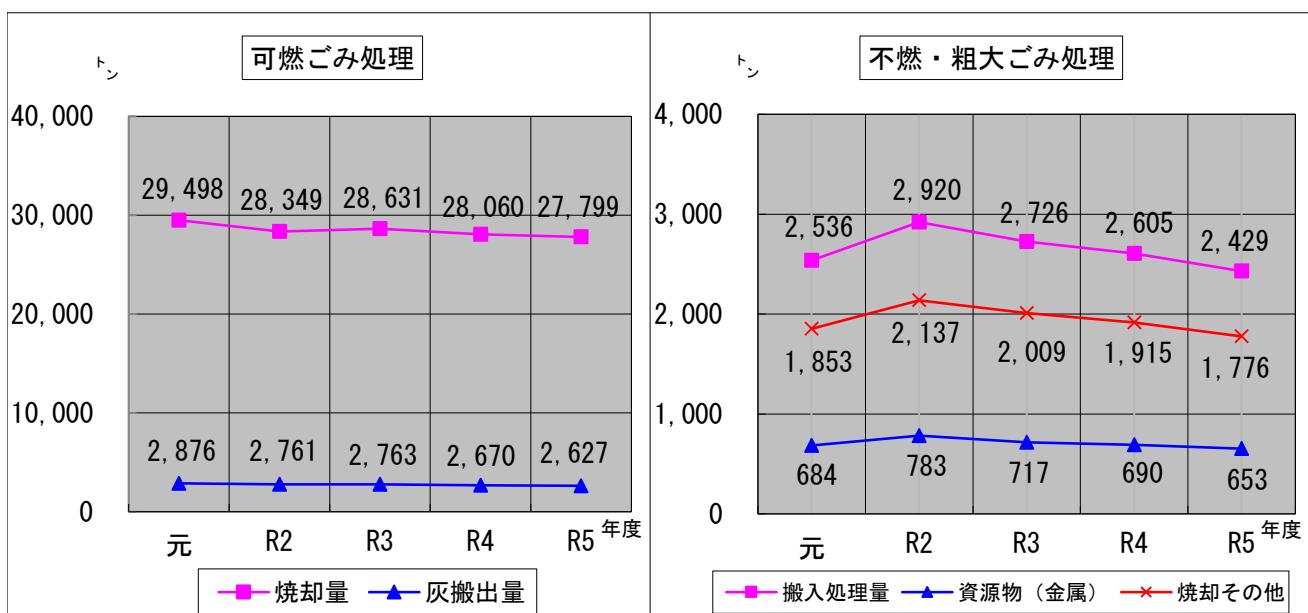
単位: t

| 区分 月別 | 可燃ごみ処理 | | 不燃・粗大ごみ処理 | | | |
|----------|-----------|----------|-----------|---------|-------|-----------|
| | 焼却量 | 灰搬出量 | 搬入処理量 | 処理内訳 | | |
| | | | | 資源物(金属) | | 焼却 その他 |
| | | | | 鉄 | アルミ | |
| 令和5年4月 | 2,369.15 | 231.82 | 198.89 | 47.18 | 7.12 | 144.59 |
| 5月 | 1,856.09 | 166.60 | 226.27 | 59.82 | 7.10 | 159.35 |
| 6月 | 2,578.60 | 253.29 | 191.66 | 44.58 | 5.47 | 141.61 |
| 7月 | 2,261.20 | 195.90 | 181.95 | 41.84 | 5.85 | 134.26 |
| 8月 | 2,942.39 | 263.08 | 203.67 | 51.03 | 6.69 | 145.95 |
| 9月 | 1,905.94 | 163.28 | 179.97 | 41.99 | 6.59 | 131.39 |
| 10月 | 2,339.19 | 218.28 | 192.19 | 50.30 | 6.47 | 135.42 |
| 11月 | 2,466.61 | 228.69 | 213.58 | 49.60 | 5.55 | 158.43 |
| 12月 | 2,178.98 | 238.49 | 221.08 | 55.94 | 8.50 | 156.64 |
| 令和6年1月 | 2,956.45 | 263.14 | 204.24 | 37.54 | 3.24 | 163.46 |
| 2月 | 1,739.00 | 170.59 | 195.74 | 54.50 | 7.01 | 134.23 |
| 3月 | 2,205.80 | 234.19 | 219.98 | 43.57 | 5.27 | 171.14 |
| 合計 | 27,799.40 | 2,627.35 | 2,429.22 | 577.89 | 74.86 | 1,776.47 |

(4) 過去5年間のごみ処理状況

単位: t

| 区分 年度 | 可燃ごみ処理 | | 不燃・粗大ごみ処理 | | |
|----------|-----------|----------|-----------|---------|----------|
| | 焼却量 | 灰搬出量 | 搬入処理量 | 資源物(金属) | 焼却その他 |
| 元(31) | 29,498.41 | 2,876.19 | 2,536.37 | 683.58 | 1,852.79 |
| R2 | 28,349.15 | 2,760.89 | 2,920.24 | 783.06 | 2,137.18 |
| R3 | 28,631.13 | 2,762.73 | 2,725.61 | 716.81 | 2,008.80 |
| R4 | 28,059.81 | 2,670.47 | 2,605.12 | 690.49 | 1,914.63 |
| R5 | 27,799.40 | 2,627.35 | 2,429.22 | 652.75 | 1,776.47 |



(5) 焼却炉運転状況

| 年月 炉別 | 令和5年 | | | | | | | | | 令和6年 | | |
|----------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|------|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 1号炉 | | | | | | | | | | | | |
| 運転日数 | 257日 | 28 | 14 | 16 | 31 | 26 | 15 | 31 | 17 | 27 | 28 | 2 |
| 2号炉 | | | | | | | | | | | | |
| 運転日数 | 255日 | 16 | 21 | 30 | 10 | 29 | 19 | 12 | 28 | 13 | 28 | 29 |
| 1炉運転 | 195日 | 16 | 7 | 14 | 21 | 7 | 26 | 19 | 16 | 22 | 0 | 27 |
| 2炉運転 | 158日 | 14 | 14 | 16 | 10 | 24 | 4 | 12 | 14 | 9 | 28 | 2 |
| 全炉停止 | 13日 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 |

(6) 安全対策

新施設は平成29年4月の本稼働以降、消防署による消火が必要となる発煙・発火事故が7回発生しています。うち6回は、発火性廃棄物(リチウムイオン電池、ライター、カセットコンロ等)が不燃・粗大ごみ処理施設に混入することで、破碎処理の際に衝撃を受けて発炎し、近傍にある着火物(木製品、ビニル・プラスチック類等)に引火して発煙・発火に至ったと推測しています。このことから事故防止対策として、市民への発火性廃棄物の分別周知、発火性廃棄物を施設に搬入させない収集時の対策、及び施設の事故防止対策の強化を行いました。

分別周知としては、市報での周知や分別周知チラシの全戸配布を行いました。収集時の対策としては、燃やさないごみの収集時にすべての袋を収集車の荷台で破袋して充電池等の除去作業を行い、また市政センター及びコミュニティセンター等16か所に小型家電回収BOXを設置し、拠点回収を実施しました。施設の事故防止対策の強化としては、処理施設内に監視カメラを10か所設置し、作業員による巡回点検を行い、また発煙・発火の発生の可能性があるコンベヤ類に火災検知器及びスプリンクラーの増設を行いました。さらに、令和4年12月からはコンベヤ下部に排水設備を増設し、コンベヤへの常時散水が可能になりました。破碎処理物への延焼を抑制することで安全性の向上を図っています。

(7) 環境対策

① 排ガス

ごみを焼却して発生した高温の排ガスは、焼却炉の壁に並んでいる水の通る管（ボイラ）を沸騰させ、排ガスは冷めて200°C未満になります。（この排ガスの熱交換により、高温高圧の蒸気が生まれます。）

ボイラで冷やされた排ガスは、重曹・活性炭が噴霧され有害物質が除去されます。その後、ちりやばいじんがろ過式集じん装置（バグフィルター）を通り、取り除かれます。排ガス処理を終えたきれいな排ガスは、煙突から排出されます。

*協定基準値とは、武藏野クリーンセンター操業に関する協定の基準値です。

・ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすや燃えかすのことば粒子状物質です。

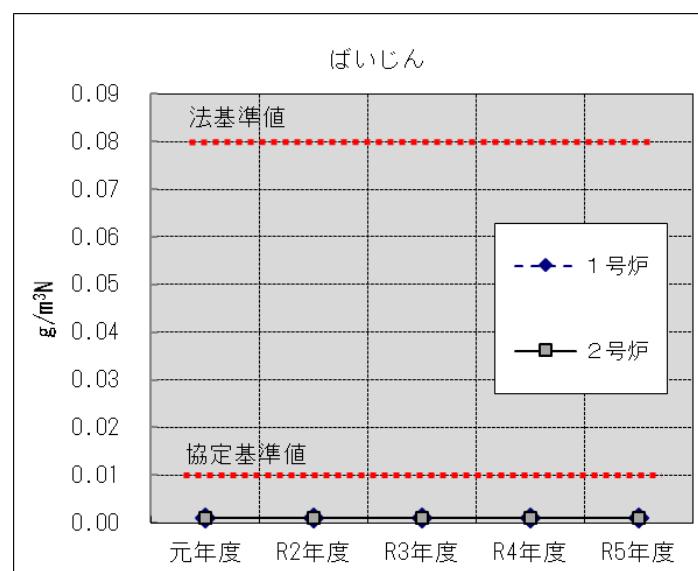
法基準値

0.08 g/m³N 以下

協定基準値

0.01 g/m³N 以下

m³N（ノルマル立方メートル）とは、1気圧、0°Cの状態の1m³の体積を表します。



・硫黄酸化物 (SOx)

ごみに含まれる硫黄分が燃焼により酸化し発生します。呼吸器への影響や酸性雨の一因となります。

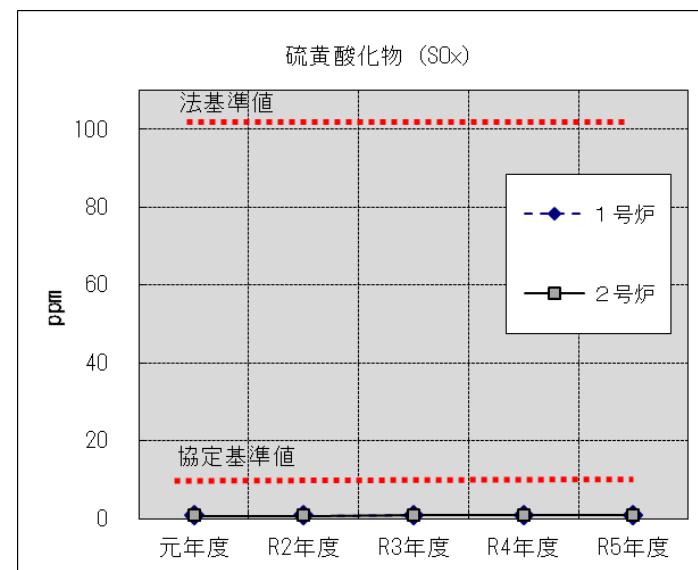
法基準値

105 ppm 以下

協定基準値

10 ppm 以下

ppm（ピーピーエム）とは、100万分の1を表す比率です。



・窒素酸化物 (NOx)

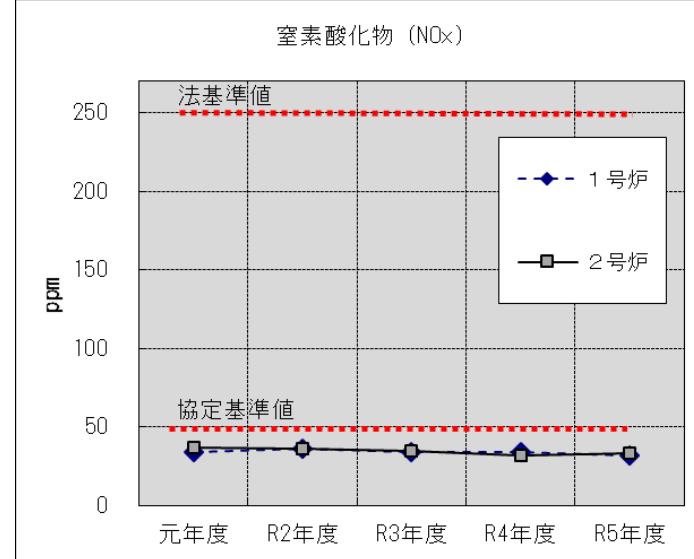
ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。酸性雨の一因でもあり光化学スモッグの原因となります。NO_xともいいます。

法基準値

250 ppm 以下

協定基準値

50 ppm 以下



・塩化水素(HCl)

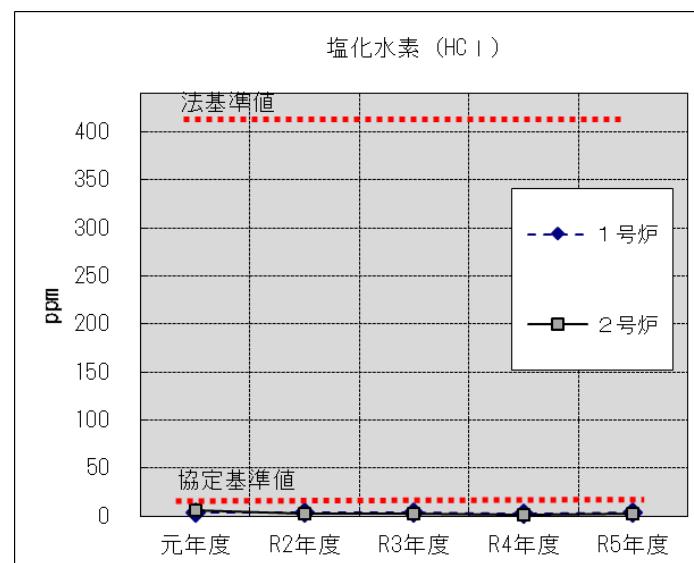
ごみに含まれた塩素の燃焼により、塩化水素が発生します。酸性雨の一因です。

法基準値

430 ppm 以下

協定基準値

10 ppm 以下



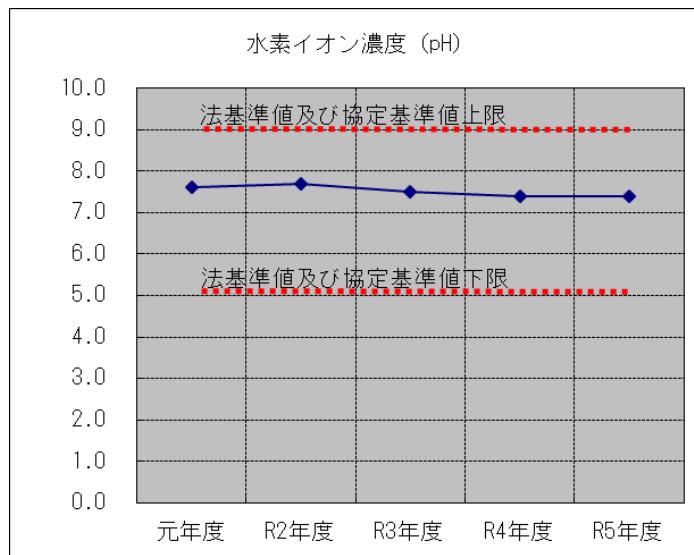
② 排水

・水素イオン濃度 (pH)

pHは、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。
基準値内を推移しています。

法基準値及び協定基準値

5を越え9未満

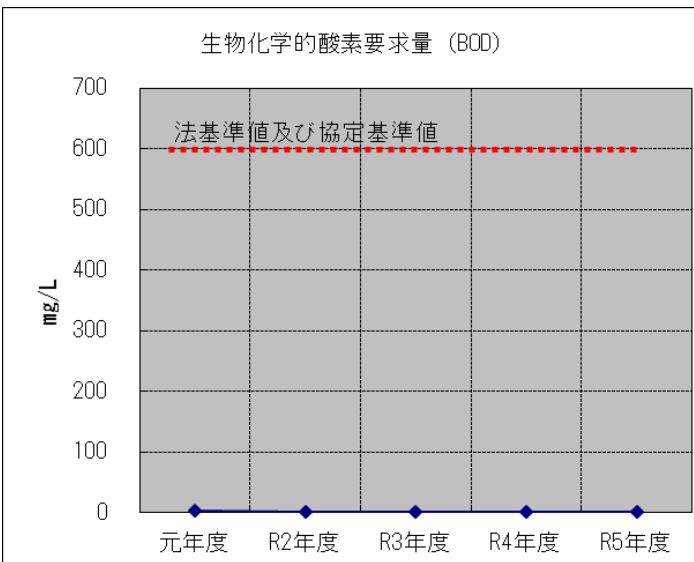


・生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の有機物による汚れを表す指標です。
水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。
基準値より、はるかに低い数値となっています。

法基準値及び協定基準値

600 mg/l未満

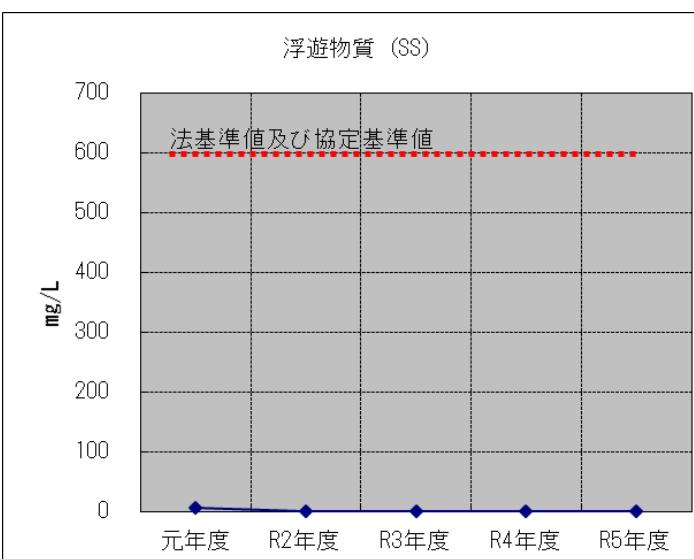


・浮遊物質 (SS)

水中に浮遊している粒子状物質の量です。
浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。
大変低い値で推移しています。

法基準値及び協定基準値

600 mg/l未満



③ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) を含めたものの総称です。

TEQ とは、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDの毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

単位の、n g (ナノグラム) は1億分の1グラム、p g (ピコグラム) は1兆分の1グラムのことです。

・排ガス中ダイオキシン類

850°C以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。

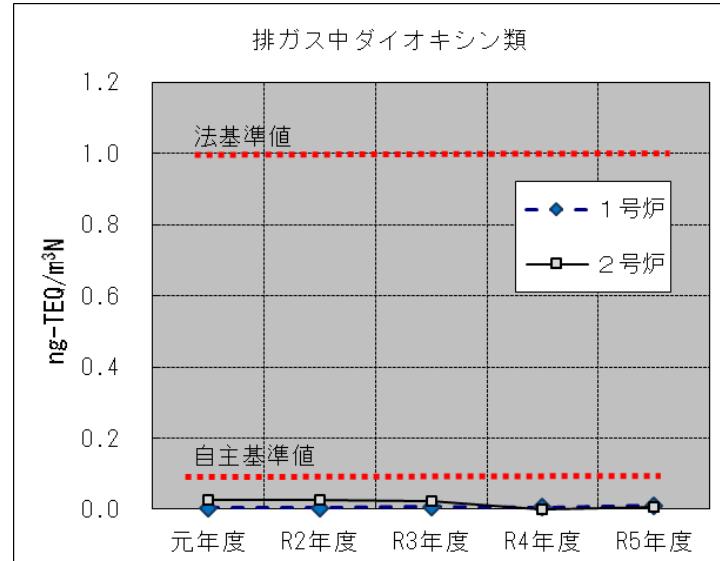
自主基準値と比較して低い値を推移しています。

法基準値

1 ng-TEQ/m³N 以下

自主基準値

0.1ng-TEQ/m³N 以下

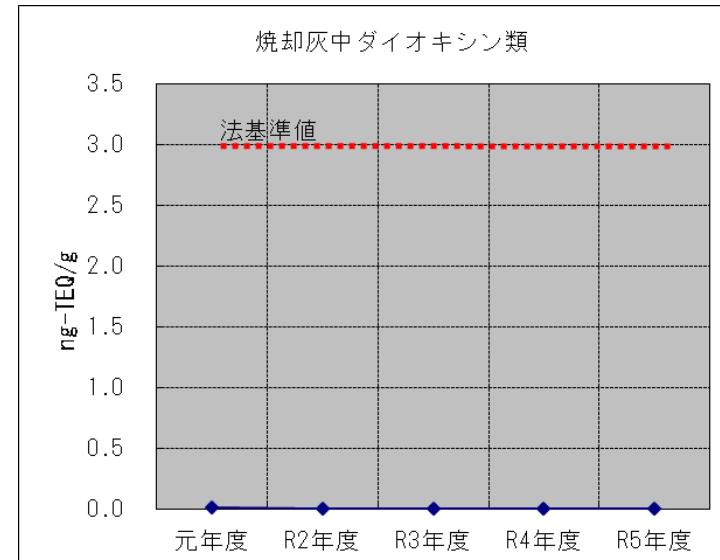


・焼却灰中ダイオキシン類

燃焼によって発生する灰の中にもダイオキシン類が含まれていますが、法基準値を十分に下回っています。

法基準値

3 ng-TEQ/g 以下

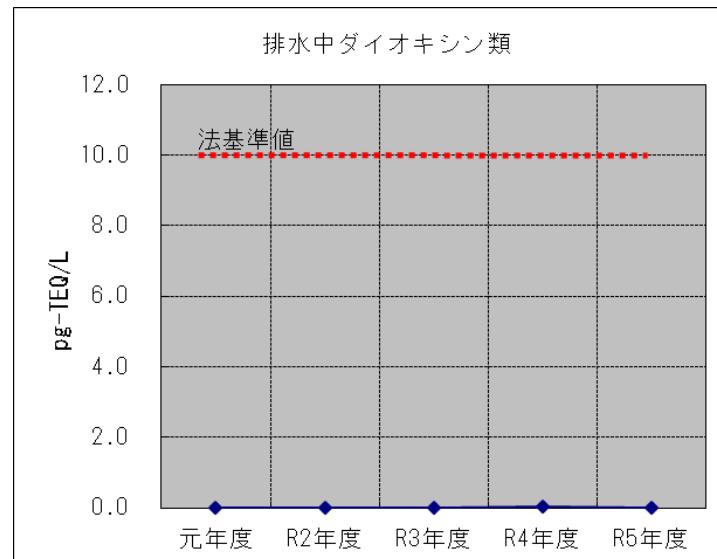


・排水中ダイオキシン類

排ガス中のダイオキシン類の一部は排ガスを洗浄している有害ガス除去装置から排水に入ります。排水処理施設の活性炭塔で、吸着除去して、公共下水道に放流しています。

法基準値

10pg-TEQ/l以下

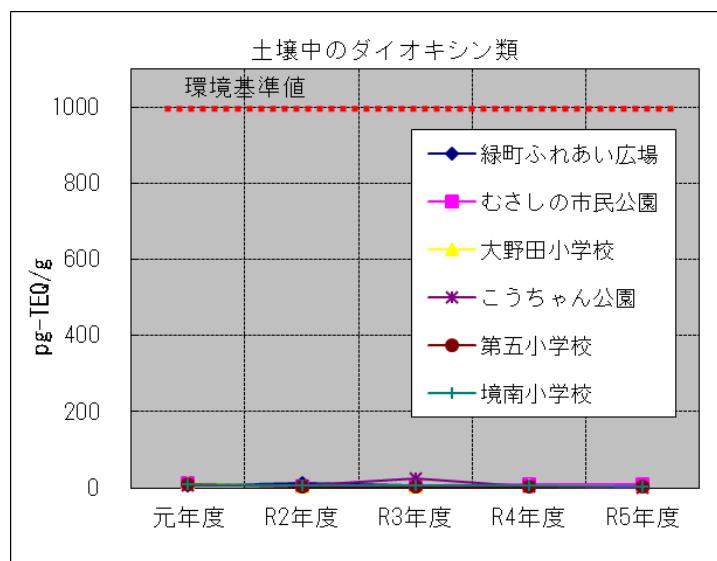


・土壤中のダイオキシン類

緑町ふれあい広場等の公園3ヶ所と、市内の小学校3ヶ所の合計6ヶ所で、土壤中ダイオキシン類の測定を継続しております。基準値を大きく下回った値となっています。

調査地点は図1参照。

環境基準値 1,000pg-TEQ/g 以下





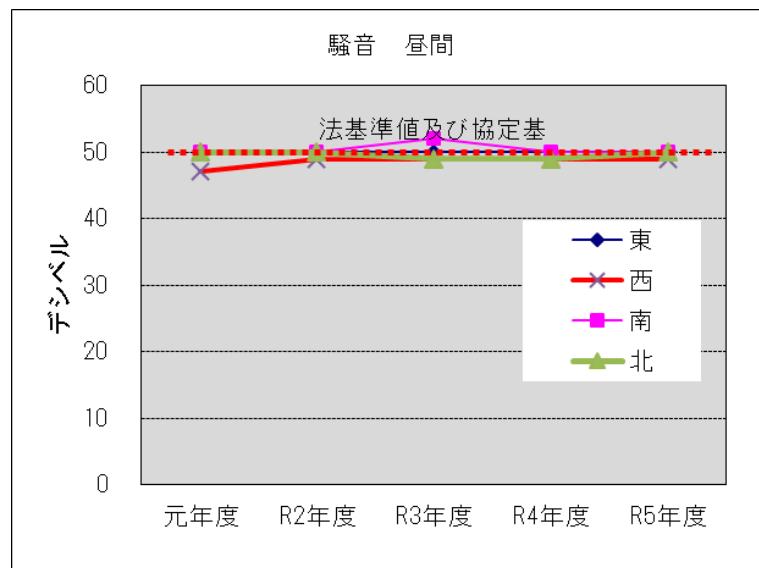
④ 騒音

新施設での計測を示します。 (敷地境界東西南北で計測)

工場から発生する騒音について規制があります。基準値よりも高い値がありますが、工場からの音源ではなく隣接道路及び遠方道路からの騒音があり、測定結果から除外しきれない自動車騒音です。

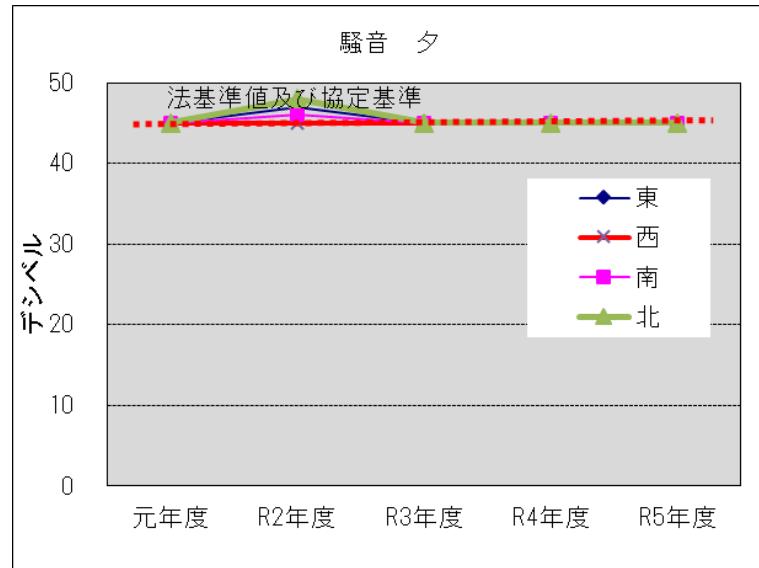
・昼間（8時～19時）

法基準値及び協定基準値
50 デシベル



・夕（19時～23時）

法基準値及び協定基準値
45 デシベル

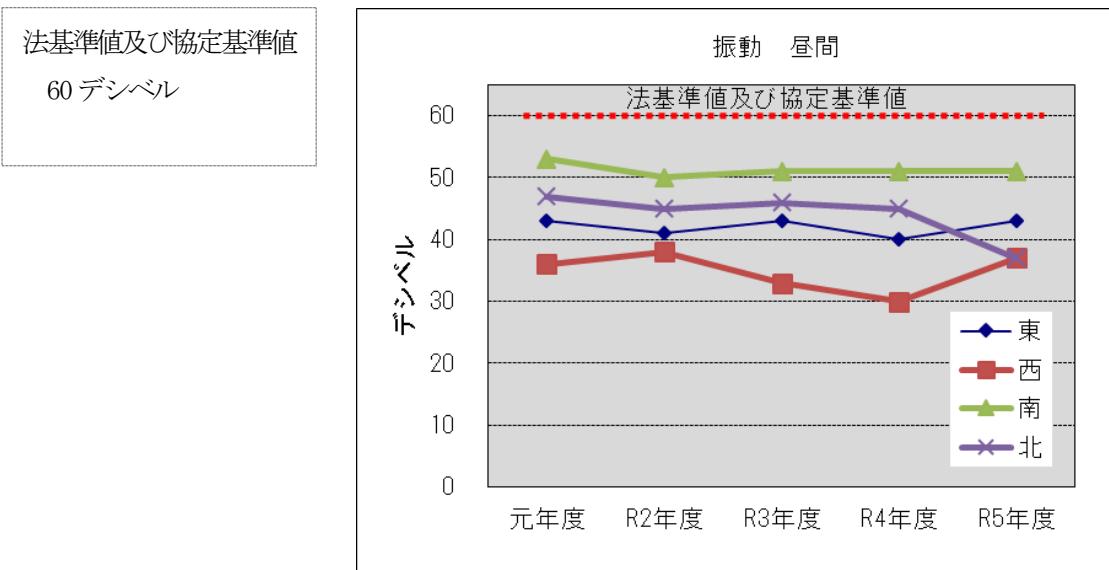


⑤ 振動

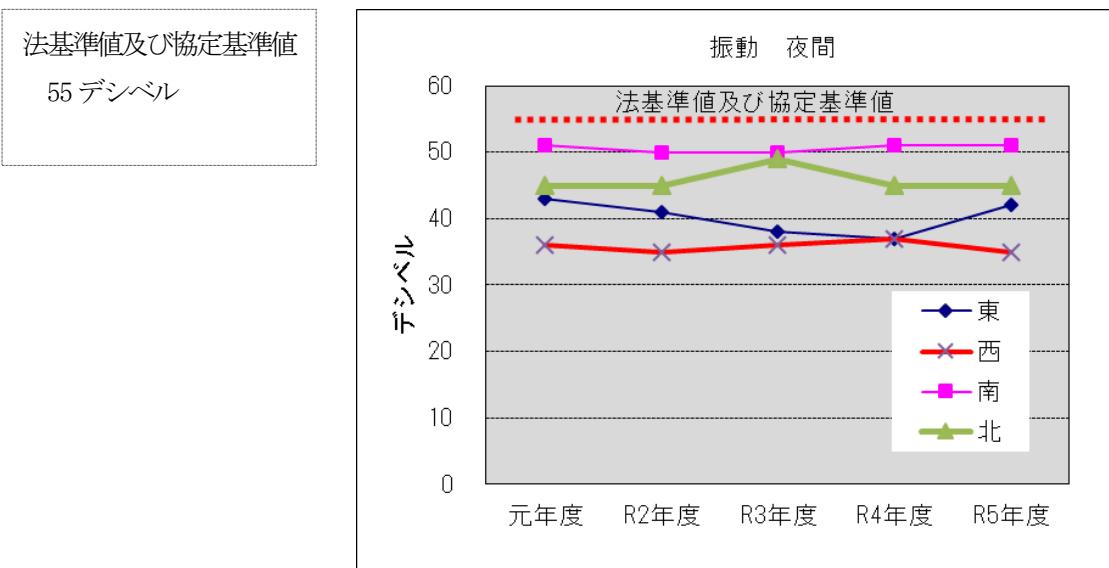
新施設での計測を示します。 (敷地境界東西南北で計測)

工場から発生する振動について規制があります。隣接道路からの振動があり、暗振動が高く、測定値のような結果となっていますが、基準値内に収まっています。

・昼間 (8時～19時)



・夜間 (19時～23時)



(8) 水量(水道・下水道)

| | 水道(m ³) | 下水道(m ³) |
|-------|---------------------|----------------------|
| 令和元年度 | 10,950 | 1,978 |
| 令和2年度 | 10,611 | 2,508 |
| 令和3年度 | 10,653 | 2,022 |
| 令和4年度 | 10,972 | 2,167 |
| 令和5年度 | 11,415 | 899 |

(9) 地球温暖化対策

クリーンセンターは、近隣の公共施設(市役所・総合体育館・緑町コミュニティセンターなど)を含めた電力一括受電方式とすることで面的利用におけるエネルギーの地産地消の核となり、クリーンセンターと近隣公共施設の消費エネルギーをバイオマス由来の再生可能エネルギーに転換して二酸化炭素(CO₂)の排出を削減することにより、地球温暖化対策に資する施設となっています。

① クリーンセンターのエネルギー使用による二酸化炭素(CO₂)排出量

| 年度 | 廃棄物焼却に伴う 二酸化炭素 排出量(トン) | 燃料使用に伴う 二酸化炭素 排出量(トン) | 電気使用に伴う 二酸化炭素 排出量(トン) | クリーンセンター稼働に 伴う二酸化炭素排出量 合計(トン) |
|-------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------------|
| 令和元年度 | 13,974 | 294 | 552 | 14,820 |
| 令和2年度 | 13,594 | 166 | 511 | 14,271 |
| 令和3年度 | 15,681 | 131 | 446 | 16,258 |
| 令和4年度 | 13,798 | 146 | 343 | 14,288 |
| 令和5年度 | 10,663 | 227 | 0 | 10,890 |

※クリーンセンター稼働(廃棄物焼却・燃料使用)及びクリーンセンター、市庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター、むさしのエコ re ゾート(令和元年度より)の電気使用量におけるクリーンセンター稼働に伴う二酸化炭素排出量を示します。

※電気使用に伴う買電量当たりの電力会社における二酸化炭素排出係数は、以下のとおり。

- 平成29年度 : 0.474(kg-CO₂/kwh)、平成30年度 : 0.462(kg-CO₂/kwh) *東京電力エナジー・パートナー(株)
- 令和元(平成31)年度4月～9月 : 0.468(kg-CO₂/kwh) *東京電力エナジー・パートナー(株)
- 令和元(平成31)年度10月～3月 : 0.125(kg-CO₂/kwh) *荏原環境プラント(株)
- 令和2年度4月～ : 0.272(kg-CO₂/kwh) *荏原環境プラント(株)
- 令和3年度4月～ : 0.129(kg-CO₂/kwh) *荏原環境プラント(株)
- 令和4年度4月～ : 0.180(kg-CO₂/kwh) *荏原環境プラント(株)
- 令和5年度4月～ : 0.000(kg-CO₂/kwh) *荏原環境プラント(株)

※「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル(算定手法編)」により算出しています。

②クリーンセンターのエネルギー使用量(電気・都市ガス)

| | 発電量(kWh) | 買電量(kWh) | 売電量(kWh) | 自己託送量(kWh) | 都市ガス(N m ³) |
|-------|------------|-----------|-----------|------------|-------------------------|
| 令和元年度 | 13,595,670 | 1,686,932 | 4,310,076 | 36,420 | 131,050 |
| 令和2年度 | 13,292,300 | 1,880,300 | 4,264,464 | 161,191 | 73,636 |
| 令和3年度 | 13,353,760 | 1,638,769 | 3,678,178 | 301,730 | 58,110 |
| 令和4年度 | 12,893,780 | 1,907,460 | 3,131,268 | 410,021 | 65,076 |
| 令和5年度 | 12,328,850 | 1,987,527 | 2,753,188 | 395,809 | 89,278 |

※平成29年度からクリーンセンター、市庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンター、令和元年度からむさしのエコ re ゾートを加えた5施設の電気は、クリーンセンターにて電力会社より一括受電し、電力供給しています。

※令和元年度から市立小・中学校全18校へ自己託送制度を活用し、電力供給を開始しています。

(令和4年8月からは、学校改築のため第一中学校・第五中学校への送電を中断しています。)

※都市ガスは、焼却炉稼働分(バーナー)、ガスコーポレーション設備(ガスタービン発電機)使用分を示します。

③クリーンセンターのエネルギー使用量(蒸気)

| | クリーンセンター(トン) | 市庁舎(トン) | 総合体育館(トン) |
|-------|--------------|---------|-----------|
| 令和元年度 | 91,952 | 1,271 | 4,269 |
| 令和2年度 | 91,015 | 1,540 | 3,339 |
| 令和3年度 | 92,535 | 1,583 | 3,988 |
| 令和4年度 | 89,648 | 1,436 | 4,166 |
| 令和5年度 | 87,150 | 1,587 | 3,842 |

※主な蒸気利用は、クリーンセンターは「発電・焼却プラント設備」、市庁舎は「冷暖房」、総合体育館は「冷暖房・温水プール加温・シャワー」によるもの。

(10) 武蔵野クリーンセンター運営協議会

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに地域住民と武蔵野市相互の理解を深め、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、武蔵野クリーンセンター運営協議会を設置しています。

昭和59年10月稼働以来、定期会議を257回開催、運営協議会だよりを84号まで発行しました。

構成は、武蔵野クリーンセンターに隣接する3地域の4団体（北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域の範囲を構成する武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会）の地元委員9人と市委員2人とし、地元委員の中から役員（会長1人、副会長1人、会計2人及び会計監査1人）を選出しています。

令和5年度活動実績

| 実施日 | 事業内容等 |
|-------------------------|--|
| 4月20日 第252回会議開催 | 令和4年度運営協議会事業報告及び決算について 令和5年度運営協議会事業計画(案)及び予算(案)について 運営協議会委員及び役員の改選について 令和5年度運営協議会委員研修の実施について その他 |
| 5月29日 第253回会議開催 | 令和5年度運営協議会役員の選出について 令和5年度運営協議会委員研修の参加者について 令和5年度運営協議会バス研修、イベントについて その他 |
| 7月6日 委員研修実施 | 加藤商事リサイクルプラント、二ツ塚処分場・谷戸沢処分場 参加者 15名 |
| 8月2日 第254回会議開催 | 令和5年度運営協議会バス研修及びイベントについて その他 |
| 9月27日 第255回会議開催 | 運営協議会催し物（イベント）について その他 |
| 9月29日 バス研修実施 | 三富今昔村（埼玉県入間郡三芳町） 参加者 31名 |
| 9月30日 運営協議会だより発行 | 第83号 3,000部 |
| 11月19日 運営協議会イベント | ミニ講座「リチウムイオン電池の分別について」講師：ごみ総合対策課職員 演奏会 演奏者：第四中学校吹奏楽部 野菜販売 協力：J A 参加者 約240名（延べ） |
| 12月21日 第256回会議開催 | 運転状況及び各種分析結果等報告について その他 |
| 2月16日～3月15日 環境健康診断実施 | 内科診察・胸部レントゲン検査・心電図・血液検査・尿検査 (新型コロナウイルス感染症への対応のため、呼吸機能検査を中止) 受診者 113名 |
| 2月20日 第257回会議開催 | 武蔵野市廃棄物に関する市民会議の第9期委員選出について 令和5年度運営協議会事業の振り返りについて その他 |
| 3月31日 運営協議会だより発行 | 第84号 3,000部 |

(11) 新武蔵野クリーンセンター建設事業

① (仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設基本構想

平成20年3月、第四期長期計画・調整計画において、「クリーンセンター建替え計画の検討」が盛り込まれました。また、一般廃棄物処理基本計画においても「中間処理施設の更新」が盛り込まれました。これらを踏まえ、施設の建て替えに向けた基本的な考え方として、平成20年6月に「(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想」をまとめました。ただし、その内容は新施設に関する課題と検討項目の提起に留まったため、引き続く検討は新たな市民参加による検討委員会に委ねられることとなりました。

② (仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会

(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設基本構想に基づき、より具体的な検討を進めるため、平成20年8月よりクリーンセンター建て替えの検討における「第一段階」である(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会が設置されました。

検討項目として「新施設の整備用地」「新施設の在り方」「新施設の周辺のまちづくり」がある中、「新施設の整備用地」を検討するためにはまず、どのような施設が建設されるのかが検討されていなければならぬという判断があり、ごみ処理全体から「新施設の在り方」について、建て替えの必要性、運営協議会の役割、非焼却処理(生ごみ堆肥化など)の可能性などが検討されました。平成21年3月末に中間のまとめを市長に提出し、パブリックコメント(市民意見)の募集を行い、平成21年6月に最終報告書が提出されました。

(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会委員一覧(敬称略)

◎委員長 ○副委員長

| | |
|--------|---|
| ◎寄本 勝美 | 早稲田大学政治経済学部教授 クリーンセンター建設特別市民委員会専門家委員(昭和54年) クリーンセンター・まちづくり委員会委員長(昭和56年) |
| ○田村 和寿 | 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 第四期長期計画・調整計画策定委員会委員長 |
| 早川 峻 | 武蔵野クリーンセンター運営協議会 |
| 越智 征夫 | 武蔵野クリーンセンター運営協議会 |
| 石黒 愛子 | 武蔵野クリーンセンター運営協議会 |
| 広江 詮 | クリーンむさしのを推進する会会长 |
| 橋 弘之 | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会会长 |
| 金子 和雄 | 武蔵野市商店会連合会会长 |
| 佐々木 保英 | 公募市民(八幡町3丁目) |
| 前川 智之 | 公募市民(吉祥寺北町3丁目) |
| 村井 寿夫 | 公募市民(吉祥寺北町5丁目) |
| 井上 良一 | 武蔵野市 都市企画専門委員(平成21年3月末日まで技監) |

③(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設についての市の基本的な考え方

(仮称)新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会において提言された、新クリーンセンター建設に向けた第一段階の道筋を真摯に受け止め、同委員会の中間のまとめ（平成21年3月）に対するパブリックコメント（市民意見）や最終報告書の説明会などを通じて、市民の方々の意見を伺い、市の責任において、平成21年9月、今後の新施設計画について「市の基本的な考え方（案）」をまとめました。

その後、6回の説明会とパブリックコメント（市民意見）を通して市民の方々の意見を伺い、これらの意見を反映しつつ、基本計画の策定及び新施設と施設・周辺整備の素案づくりを進めていくために、「市の基本的な考え方（案）」を編集し直し、方向性をまとめたものとして平成21年12月に「市の基本的な考え方」を策定しました。

④新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会

新施設の基本仕様（施設規模・公害防止基準・処理設備・煙突高さ・発電効率等）、環境影響調査計画、概算事業費・事業手法（PFI等導入可能性調査からの考察）などについて、「市の基本的な考え方」を基に有識者の知見を交えながら市民参加で検討するため、平成22年2月に設置されました。1年余りの検討を経て、施設基本計画提言を作成し、平成23年3月に市長へ答申しました。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会委員一覧（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

| | |
|--------|-----------------------------------|
| ◎田村 和寿 | 桐蔭横浜大学スポーツ健康政策学部教授 |
| ○大江 宏 | 亜細亜大学経営学部教授 |
| 安井 龍治 | 東京二十三区清掃一部事務組合 |
| 荒井 喜久雄 | 社団法人全国都市清掃会議 |
| 越智 征夫 | 武蔵野クリーンセンター運営協議会（緑町三丁目町会） |
| 狩野 耕一郎 | |
| 早川 峻 | 武蔵野クリーンセンター運営協議会（吉祥寺北町五丁目町会） |
| 高橋 健一 | |
| 石黒 愛子 | 武蔵野クリーンセンター運営協議会（緑町二丁目三番地地域住民協議会） |
| 新垣 俊彦 | クリーンむさしのを推進する会 |
| 橋 弘之 | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会 |
| 金子 和雄 | 武蔵野市商店会連合会 |
| 上原 文夫 | 公募市民（中町3丁目） |
| 小酒井 恵詞 | 公募市民（吉祥寺北町3丁目） |
| 佐々木 保英 | 公募市民（八幡町3丁目） |
| 渡部 敏夫 | 武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 |

⑤新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

「市の基本的な考え方」に基づき、新施設の備えるべき機能、周辺地域のまちづくり等について必要な事項を協議するとともに、周辺地域の住民の意見を反映するために平成22年2月に設置され、平成23年3月に市長へ提言を行いました。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

| | |
|---------|-------------------------------------|
| ◎小澤 紀美子 | 東京学芸大学名誉教授、第1回ごみ市民会議委員長 |
| ○水谷 俊博 | 武蔵野大学環境学部准教授、第四期長期計画・調整計画市民会議アドバイザー |
| 高橋 豊 | 吉祥寺北町五丁目町会 |
| 村井 寿夫 | |
| 藻谷 征子 | 緑町三丁目町会 |
| 塩澤 誠一郎 | |
| 石黒 愛子 | |
| 木村 文 | 緑町二丁目三番地域住民協議会 |
| 千綿 澄子 | |
| 島森 和子 | けやきコミュニティ協議会 |
| 高石 優 | |
| 飯村 雅洋 | 緑町コミュニティ協議会 |
| 山崎 君枝 | |
| 平田 昭虎 | 緑懇話会 |
| 岡田 敬一 | |
| 渡部 敏夫 | 武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 |

⑥合同意見交換会

新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会と新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会が、お互いに連携を図りながら検討を進められるように、平成22年6月から平成23年1月まで3回の合同意見交換会を開催しました。

⑦新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」および「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」の提言を受け、平成23年5月に、市として「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）」をまとめました。その案について、パブリックコメント（市民意見）や説明会を通して市民の皆様から広く意見を伺い、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」を策定しました。

⑧第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

平成22年2月から平成23年3月の間に設置されていた新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成23年9月に設置されました。新施設の建築デザインや配置・動線について検討し、新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会が作成する要求水準書（案）に反映させるとともに、エコプラザ（仮称）の検討、エリア・周辺整備の課題整理に向けたタウンウォッチングなどを実施し、平成25年3月に市長へ報告書を提出しました。

第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

| | |
|---------|-------------------------------------|
| ◎小澤 紀美子 | 東京学芸大学名誉教授、第1回ごみ市民会議委員長 |
| ○水谷 俊博 | 武蔵野大学環境学部准教授、第四期長期計画・調整計画市民会議アドバイザー |

| | |
|--------------------|--|
| 高橋 豊 | 吉祥寺北町五丁目町会 |
| 村井 寿夫 | |
| 早川 峻 | |
| 高橋 健一 | |
| 藻谷 征子 | 緑町三丁目町会 |
| 塩澤 誠一郎 | |
| 越智 征夫 | |
| 狩野 耕一郎 | |
| 興梠 信子 | 緑町二丁目三番地域住民協議会 |
| 木村 文 | |
| 千綿 澄子 | |
| 園田 治 *平成24年9月まで | |
| 島森 和子(兼任) | けやきコミュニティ協議会 |
| 高石 優 | |
| 飯村 雅洋 | 緑町コミュニティ協議会 |
| 山崎 君枝 | |
| 平田 昭虎 | 緑懇話会 |
| 岡田 敬一 | |
| 新垣 俊彦 | クリーンむさしのを推進する会 |
| 島森 和子(兼任) | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会 |
| 金子 和雄 | 武蔵野市商店会連合会 |
| 渡部 敏夫 | 武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年3月まで |
| 木村 浩 | 武蔵野市環境生活部(平成24年10月から環境部) 参事 *平成24年4月から |

第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|-----|----------------|---|
| 第1回 | 平成 23年 10月 27日 | 新施設の建築デザイン、段階整備計画（配置・動線計画）について |
| 報告会 | 平成 23年 11月 15日 | 第1回事業者選定委員会の検討経過報告 |
| 第2回 | 平成 23年 11月 17日 | 新施設の建築デザインについて |
| 第3回 | 平成 23年 12月 12日 | 新施設の建築デザインについて |
| 報告会 | 平成 24年 1月 17日 | 第2回事業者選定委員会の検討経過報告 |
| 第4回 | 平成 24年 2月 23日 | 新施設の建築デザインについて |
| 報告会 | 平成 24年 3月 2日 | 第3回事業者選定委員会の検討経過報告 |
| 視察 | 平成 24年 3月 17日 | 多摩ニュータウン環境組合 エコにこセンター、町田市リサイクル公社 町田市リサイクル文化センター |
| 第5回 | 平成 24年 5月 15日 | 施設・周辺整備検討の今後の進め方 |
| 第6回 | 平成 24年 7月 24日 | エコプラザ（仮称）の検討 |
| 視察 | 平成 24年 9月 6日 | エコプラザ用賀、世田谷ものづくり学校、アーツ千代田 3331 |
| 第7回 | 平成 24年 9月 25日 | エコプラザ（仮称）の検討 |
| 報告会 | 平成 24年 10月 30日 | 事業者選定経過及び環境影響調査結果の報告 |

| | | |
|-----------|-------------|----------------------------|
| 第8回 | 平成24年11月19日 | エコプラザ（仮称）の考え方、エリア・周辺整備の検討 |
| タウンウォッチング | 平成24年12月23日 | クリーンセンター周辺（東側地域）のタウンウォッチング |
| 第9回 | 平成25年1月22日 | タウンウォッチング報告、報告書まとめ |
| 視察 | 平成25年3月3日 | 京エコロジーセンター |
| 第10回 | 平成25年3月12日 | 報告書まとめ |
| 報告会 | 平成25年3月29日 | 事業者選定結果の報告 |

⑨新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会

「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」（平成23年7月）に基づき、DBO方式（施設の設計・施工・20年間の運営を一体的に実施）の事業手法による「新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業」の事業者選定のための要求水準書を作成し、事業者選定基準を定めました。平成24年10月の入札公告後、事業者提案の審査を進め、最優秀提案者を選定し、市長へ報告しました。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会委員一覧（敬称略）

◎委員長 ○副委員長

| | |
|--------|--|
| ◎大江 宏 | 亜細亜大学経営学部教授 |
| ○小島 紀徳 | 成蹊大学理工学部教授 |
| 水谷 俊博 | 武蔵野大学環境学部准教授 |
| 安井 龍治 | 日本環境安全事業株式会社東京事業所副所長 |
| 荒井 喜久雄 | 公益社団法人全国都市清掃会議技術部長 |
| 野本 修 | 弁護士 |
| 高橋 良一 | 武蔵野市財務部長 *平成24年3月まで |
| 名古屋 友幸 | 武蔵野市財務部長 *平成24年4月から |
| 渡部 敏夫 | 武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年3月まで |
| 郡 譲 | 武蔵野市環境生活部環境政策担当部長 *平成24年4月から (平成24年10月から環境部長) |

新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会検討経過

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|-----|-------------|-----------------------------------|
| 第1回 | 平成23年10月14日 | 委員会の運営・進め方の確認、要求水準書作成の考え方について等 |
| 第2回 | 平成23年12月15日 | 実施方針（素案）・要求水準書（素案）について |
| 第3回 | 平成24年2月23日 | 実施方針（案）・要求水準書（案）について |
| 第4回 | 平成24年5月7日 | 実施方針に対する意見・質問等の確認、事業者選定基準の考え方の審議等 |
| 第5回 | 平成24年6月25日 | 事業者選定基準の審議等 |
| 第6回 | 平成24年11月15日 | 応募参加状況報告、審査の進め方の審議等 |
| 第7回 | 平成25年2月21日 | 提案内容の確認、提案ヒアリング方法及びヒアリング事項の審議等 |
| 第8回 | 平成25年3月6日 | 提案内容ヒアリング、提案審査 |
| 第9回 | 平成25年3月18日 | 総合評価、最優秀提案者の選定、審査講評の審議 |

⑩第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成25年8月に設置されました。新施設の建築デザインに関する施設整備事業者からの提案を踏まえた具体的な協議や、これまでのエコプラザ（仮称）の検討を踏まえた意見交換等を行い、平成28年5月に市長へ報告書を提出しました。

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

| | |
|----------------------------------|-----------------------------------|
| ◎小澤 紀美子 | 東京学芸大学名誉教授、第1回ごみ市民会議委員長 |
| ○水谷 俊博 | 武蔵野大学環境学部教授、第四期長期計画調整計画市民会議アドバイザー |
| 高橋 豊 | |
| 村井 寿夫 | |
| 早川 峻 | |
| 高橋 健一 | |
| 藻谷 征子 | |
| 塩澤 誠一郎 | |
| 島 英二 | |
| 押元 正樹 | |
| 興梠 信子 | |
| 木村 文 | |
| 渡部 直子 *平成26年9月から 平成27年3月まで | 緑町二丁目三番地域住民協議会 |
| 千綿 澄子 | |
| 島森 和子(兼任) | けやきコミュニティ協議会 |
| 高石 優 | |
| 山崎 君枝 | |
| 越智 征夫 | 緑町コミュニティ協議会 |
| 平田 昭虎 | |
| 岡田 敬一 | 緑懇話会 |
| 新垣 俊彦 | クリーンむさしのを推進する会 |
| 島森 和子(兼任) | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会 |
| 金子 和雄 | 武蔵野市商店会連合会 |
| 木村 浩 *平成25年8月から 平成27年3月まで | 武蔵野市環境部参事 |

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|-----|-------------|------------------|
| 第1回 | 平成25年8月22日 | 建築デザインについて |
| 第2回 | 平成25年9月24日 | 建築（煙突）デザインについて |
| 第3回 | 平成25年11月12日 | 建築（煙突）デザインについて |
| 第4回 | 平成26年1月21日 | エコプラザ（仮称）の検討について |

| | | |
|-------|-------------------|---|
| 事例研究会 | 平成 26 年 2 月 17 日 | クリエイティブリユースの事例研究 |
| 第5回 | 平成 26 年 2 月 25 日 | エコプラザ（仮称）の検討について |
| 視察 | 平成 26 年 3 月 11 日 | 江東区環境学習情報館、東京ガス環境エネルギー館 |
| 第6回 | 平成 26 年 5 月 26 日 | 工事の進捗報告、視察報告、周辺整備の今後の検討事項 |
| 意見交換会 | 平成 26 年 6 月 17 日 | 廃材活用のプロジェクトについて |
| 第7回 | 平成 26 年 9 月 23 日 | 工事の進捗報告、現場視察 |
| 第8回 | 平成 26 年 10 月 6 日 | 新施設の外観デザインについて |
| 第9回 | 平成 26 年 12 月 15 日 | 工事の進捗報告、今後のエコプラザの検討、建設事業地内の緑化計画 |
| 視察 | 平成 27 年 3 月 18 日 | 立川市子ども未来センター、西調布一番街（つくるまちプロジェクト）、武蔵野ふるさと歴史館、他 |
| 説明会 | 平成 27 年 6 月 25 日 | 新施設の建築デザイン等について |
| 作業部会 | 平成 28 年 2 月 10 日 | 第三期協議会取りまとめ（案）について |
| 第10回 | 平成 28 年 3 月 2 日 | 第三期協議会取りまとめ（案）について |
| 作業部会 | 平成 28 年 3 月 25 日 | 第三期協議会報告書（案）について |
| 作業部会 | 平成 28 年 4 月 15 日 | 第三期協議会報告書（案）について |
| 第11回 | 平成 28 年 4 月 27 日 | 第三期協議会報告書（案）について |

⑪第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会

第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会に引き続き、平成 28 年 6 月に設置されました。新施設の外構計画、エコプラザ（仮称）、市役所北エリア整備、周辺まちづくりの検討等を行い、平成 31 年 3 月に報告書をとりまとめ、閉会しました。

第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会委員一覧（敬称略）

◎会長 ○副会長

| | |
|-----------|-----------------------------------|
| ◎小澤 紀美子 | 東京学芸大学名誉教授、第1回ごみ市民会議委員長 |
| ○水谷 俊博 | 武蔵野大学工学部教授、第四期長期計画・調整計画市民会議アドバイザー |
| 高橋 豊 | |
| 村井 寿夫 | |
| 早川 峻 | |
| 高橋 健一 | |
| 藻谷 征子 | |
| 塩澤 誠一郎 | 吉祥寺北町五丁目町会 |
| 島 英二 | |
| 興梠 信子 | |
| 木村 文 | 緑町三丁目町会 |
| 千綿 澄子 | 武蔵野緑町パークタウン自治会 |
| 島森 和子 | |
| 高石 優 | 武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会 |
| 山崎 君枝 | |
| 越智 征夫（兼任） | けやきコミュニティ協議会 |
| 平田 昭虎 | |
| 岡田 敬一 | 緑町コミュニティ協議会 |
| | 緑懇話会 |

| | |
|-----------|-----------------|
| 新垣 俊彦 | クリーンむさしのを推進する会 |
| 越智 征夫(兼任) | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会 |
| 花俣 延博 | 武蔵野市商店会連合会 |

第四期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会検討経過

| 回 | 開催日 | 内 容 |
|-----------|----------------|--|
| 第1回 | 平成 28年 6月 29日 | 協議会の進め方、新クリーンセンター建設事業の報告 |
| 作業部会 | 平成 28年 7月 13日 | エコプラザ（仮称）の検討について |
| 作業部会 | 平成 28年 8月 4日 | 東側外構計画について、エリア整備・周辺整備について |
| 意見交換会 | 平成 28年 8月 31日 | 東側外構計画について |
| 作業部会 | 平成 28年 9月 7日 | 今後の進め方（周辺整備等） |
| 第2回 | 平成 28年 9月 28日 | これまでの経過、今後の進め方（周辺整備・エリア整備・エコプラザ（仮称）） |
| 意見交換会 | 平成 28年 10月 12日 | 東側外構計画について |
| 作業部会 | 平成 28年 10月 20日 | エコプラザ（仮称）の検討について |
| 作業部会 | 平成 28年 11月 2日 | エコプラザ（仮称）の検討について |
| 作業部会 | 平成 28年 11月 17日 | エコプラザ（仮称）の検討について |
| 第3回 | 平成 28年 11月 30日 | エコプラザ（仮称）の検討について |
| 作業部会 | 平成 28年 12月 12日 | エコプラザ（仮称）の中間まとめについて |
| 第4回 | 平成 28年 12月 20日 | エコプラザ（仮称）の中間まとめについて |
| 第5回 | 平成 29年 2月 3日 | エコプラザ（仮称）の中間まとめについて、エコプラザ（仮称）検討市民会議について |
| 作業部会 | 平成 29年 2月 22日 | 市役所北エリア整備の検討について |
| 作業部会 | 平成 29年 3月 30日 | 市役所北エリア整備の検討について |
| タウンウォッキング | 平成 29年 5月 14日 | 市役所北エリア周辺 |
| 作業部会 | 平成 29年 5月 18日 | 市役所北エリア整備の検討について |
| 作業部会 | 平成 29年 6月 22日 | 市役所北エリア整備の検討について |
| 第6回 | 平成 29年 7月 12日 | 市役所北エリア整備の検討について |
| 作業部会 | 平成 29年 9月 20日 | 市役所北エリア整備の検討について、周辺整備の進め方について |
| 作業部会 | 平成 29年 10月 30日 | 市役所北エリア整備の中間まとめ（案） |
| 作業部会 | 平成 29年 11月 28日 | 市役所北エリア整備・周辺まちづくりについて |
| 第7回 | 平成 29年 12月 19日 | 市役所北エリア整備中間まとめ |
| 作業部会 | 平成 30年 2月 14日 | 周辺まちづくりについて |
| 作業部会 | 平成 30年 3月 26日 | 周辺まちづくりについて |
| 作業部会 | 平成 30年 5月 29日 | 周辺まちづくり中間まとめについて |
| 作業部会 | 平成 30年 7月 27日 | エコプラザ（仮称）に関する意見交換 |
| 作業部会 | 平成 30年 9月 13日 | 市役所北エリア外構設計意見交換、エコプラザ（仮称）まとめについて |
| 第8回 | 平成 30年 12月 19日 | エコプラザ（仮称）パブリックコメント、周辺団体ヒアリング結果について、周辺まちづくりについて |
| 外構意見交換会 | 平成 31年 2月 13日 | 西側植栽計画、市役所北エリア整備について |
| 作業部会 | 平成 31年 2月 25日 | エコプラザ（仮称）管理運営方針、西側外構計画案、第四期協議会報告書（案）について |

⑫新武藏野クリーンセンター（仮称）整備運営事業

新武藏野クリーンセンター（仮称）整備運営事業は、新武藏野クリーンセンター（仮称）の施設整備（設計業務、建設業務）と稼働開始後20年間の施設運営を一体的に民間事業者に発注するもので、平成25年3月の事業者選定委員会による審査結果報告に基づき落札事業者が決定しました。同事業における施設整備について、工事請負契約に関する議案が市議会で審議され、議案の可決を受け落札事業者と工事請負契約を締結しました。

工事請負契約の概要

| | |
|--------|---------------------------------|
| 契約名称 | 新武藏野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備 |
| 施設整備期間 | 平成25年7月3日から平成31年6月30日まで |
| 契約金額 | 111億2,468万6,400円（税込） |
| 事業者 | 代表企業・荏原環境プラント株式会社、構成企業・鹿島建設株式会社 |

新武藏野クリーンセンター（仮称）の施設概要

| | | | |
|-------|-----------------------|--|--------------------|
| 建設地 | 武藏野市緑町3丁目1番5号地内 | | |
| 建築規模等 | 工場棟 | 地上3階地下2階、高さ約15m、鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造、鉄筋コンクリート造） | |
| | 管理棟 | 地上2階、高さ約10m、鉄骨造 | |
| | その他 | 煙突（既存補強、高さ59m）、連絡通路、大階段 | |
| | 排ガス処理 | 乾式処理 | |
| 処理能力等 | 焼却施設 | 処理方式 | ストーカ式焼却炉 |
| | | 処理能力 | 120トン／日（60トン／日×2炉） |
| | 不燃・粗大ごみ処理施設 | 処理方式 | 破碎・選別方式 |
| | | 処理能力 | 10トン／5時間 |
| 発電能力 | 約15,000MWh／年 | | |
| 事業方式 | DBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式 | | |

・工事の経過

平成25年7月・11月に周辺地域4か所で建設事業の説明会を開催し、平成25年11月から準備工事を実施しました（アスベスト・不発弾調査、建設用地内の洗車棟や計量棟等の解体・撤去、インフラ設備切り回し、樹木移植・伐採等）。平成26年5月から本工事に着手し、12月に地下掘削工事を終え、地下の躯体工事に入りました。平成27年3月に煙突改修工事（炭素繊維シートによる耐震補強、外壁塗装、アルミルーバー設置）が完了しました。平成27年8月からは地上工事に着手し、あわせてプラント工事を進めました。平成28年10月には新工場が完成し、11月より機械の試運転、12月よりごみを受け入れ、ごみ焼却施設の運転調整や性能確認を行うための試運転焼却を開始しました。新工場の完成に伴い、旧クリーンセンター施設の解体工事を平成29年2月より開始し、冷却塔の解体、不燃・粗大ごみ処理施設の解体、焼却設備内壁アスベスト塗装除去、前室・クリーンルームの設置、焼却施設灰だし・除染、外壁塗膜アスベスト除去、煙道解体、前室撤去、焼却施設上屋解体を実施し、平成30年9月末に完了しました。また、同30年度は新管理棟、連絡通路等の工事を実施しました。

⑬新クリーンセンター広報

・広報誌の発行

新クリーンセンターの稼働状況やイベント、旧施設の解体工事の状況等をお知らせする「新クリー

ンセンターニュース」を平成27年3月から平成30年3月までに5回発行し、近隣の住宅に配布しました。また、市ホームページへの掲載や公共施設（武蔵野クリーンセンター、武蔵野市役所、中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイス）での配布も行いました。

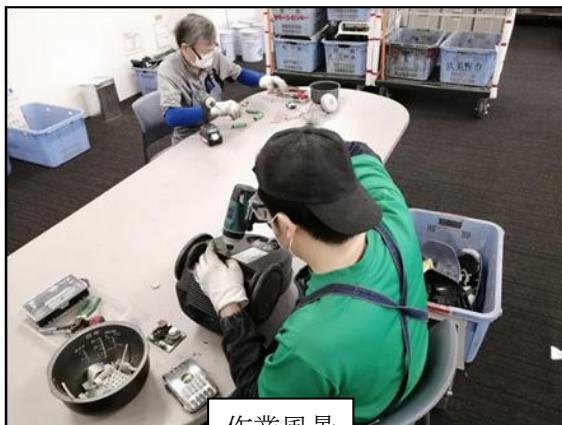
- ・市ホームページの運営

武蔵野市ホームページにおいて、新クリーンセンター建設工事の状況や旧施設の解体工事の状況をお知らせするなど、随時情報を掲載しました。

⑭都市鉱山開発事務所

平成23年4月より「都市鉱山開発事務所」を立ち上げ、市内で排出される燃やせないごみ及び粗大ごみの中からピックアップした小型廃家電製品を選別・分解し、そこに含まれる「有用金属・希少金属」を回収し、有用資源を発掘しリサイクルする事業を開始しました。平成24年4月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で、平成28年12月の新クリーンセンターへの移行(旧クリーンセンター解体工事開始)まで継続的に実施しました。(平成29年1月～令和元年10月までは一時休止)

新クリーンセンター建設事業が完了し、令和元年11月からは、新たに「公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター」と協働で事業を開始しています。



作業風景



回収した基板

回収量

| 品目 年度 | 電動機類 (kg) | 基板類 (kg) | コード類 (kg) | 金属複合物 (kg) | ハードディスク (kg) | 小型デジタル家電 (kg) | 合計 (kg) |
|----------|----------------------|-------------|--------------|---------------|-----------------|------------------|------------|
| H24 | 9,610 | 2,670 | 1,280 | 22,900 | 130 | — | 36,590 |
| H25 | 11,350 | 1,960 | 1,240 | 19,640 | 30 | — | 34,220 |
| H26 | 10,750 | 1,500 | 910 | — | 0 | — | 13,160 |
| H27 | 10,870 | 1,560 | 860 | — | 40 | — | 13,330 |
| H28 | — | 980 | 590 | — | 0 | — | 7,930 |
| H29～H30 | 新クリーンセンターへの移行に伴い一時休止 | | | | | | |
| R元(H31) | 870 | 170 | 180 | — | 0 | — | 1,220 |
| R2 | 7,410 | 1,300 | 930 | — | 90 | — | 9,730 |
| R3 | 9,710 | 2,270 | 1,510 | — | 270 | 510 | 14,270 |
| R4 | 9,780 | 2,410 | 1,560 | — | 320 | 880 | 14,950 |
| R5 | 9,890 | 2,130 | 1,610 | — | 0 | 200 | 13,830 |

*金属複合物の回収は、平成26年2月以降休止しています。

7 ごみの最終処分

(1) 処分地の経過

武蔵野市におけるごみの最終処分は、終戦直後、爆弾投下跡の穴への埋め立てが行われ、その後、民間委託による砂利穴への処分などにより行われていました。この間処分地周辺住民代表からごみ投棄の中止を求める仮処分申請が出されるなどして、様々な対応に追われてきました。武蔵野市他8市で構成される一部事務組合は、羽村町（当時）及び周辺住民との間に公害防止協定を締結し、昭和55年11月に処分場（羽村処分地）が設けられ、武蔵野市分2万3千トン（全体で15万9千トン）を埋め立てることができましたが、昭和59年3月でこの処分場は満杯になってしまいました。

この間に多摩地区27の自治体は、共通の課題であるごみの埋め立て地の確保に向けてさらに大きな一部事務組合「東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合」を昭和55年に設立し、日の出町とその地元の町・住民の協力を得てようやく昭和59年4月に広域処分場（谷戸沢廃棄物処分場）を開場しました。

しかし、各市町村がごみ減量対策を進めてきたにもかかわらず、この広域処分場も平成9年度中に満杯となりました。平成10年に日の出町の皆さんのご理解とご協力により、谷戸沢廃棄物処分場とほぼ同規模の新たな広域処分場（二ツ塚廃棄物処分場）が完成し、武蔵野市の焼却残灰や破碎減容した不燃ごみ（破碎残渣）の埋立てを開始しました。

二ツ塚処分場の次の処分場を確保することは大変困難な状況にあり、最終処分場を有効に使用するためにも、ごみの発生抑制、資源化を進めていくことが求められています。

武蔵野市では、平成12年7月より、最終処分場の埋立容積に大きな負荷を与えるプラスチック製容器包装類について、分別収集・資源化を実施しました。搬入量全体に占める破碎残渣の重さは、約3分の1にまで減りましたが、埋立容積としては、依然として破碎残渣が搬入量全体の6割近くを占めていました。そこで、埋立容積のさらなる減量と埋立基準の遵守のため、平成15年10月より破碎残渣全量の焼却を開始しました。

最終処分場を管理・運営する東京たま広域資源循環組合（多摩25市1町で構成）では、多摩地域のリサイクルをさらに進め、限りある処分場を有効利用することを目的として、「エコセメント事業」に取り組み、平成18年7月より施設を本格稼動しました。ごみを燃やした後に残る焼却灰は、セメントに必要な成分を多く含んでいます。エコセメントとは、焼却灰を原料としてつくる新しいタイプのセメントで、エコロジーの“エコ”と“セメント”を合わせて名づけられ、日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材です。

現在では、焼却灰のほとんどをエコセメント化しており、平成17年度には多摩地域全体で107,416tであった最終処分量は、令和5年度は（　）tとなり、平成17年度の約（　）になりました。特に本市においては、不燃ごみを破碎処理したあと焼却しており、搬入した焼却灰はすべてエコセメント化しています。

確定版で反映

(2) 東京たま広域資源循環組合 ニツ塚廃棄物処分場・エコセメント化施設（日の出町）

①処分場の規模

| | | | | |
|------|--------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 面 積 | 総面積 | 59.1 ha | ・開発面積 (うち埋立地面積) | 33.3 ha 18.4 ha) |
| 埋立容量 | 全体埋立容量 | 370万m ³ | ・残存緑地面積 | 28.1 ha |
| | | | ・廃棄物埋立容量 | 250万m ³ |
| | | | ・覆土 | 120万m ³ |

②エコセメント化施設

| | |
|---------|--|
| 面 積 | 施設用地面積 約4.6ha (二ツ塚処分場全体面積 約59.1ha) |
| 施 設 規 模 | 焼却残さ(注1)等の処理量 約300トン (日平均) エコセメント生産量 約430トン (日平均) |
| 処理対象物 | 多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残さ、溶融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残さ他 |
| 工事の着工 | 造成工事 平成15年2月 建設工事 平成16年1月 |
| 施設の稼動 | 平成18年7月 |
| 事 業 費 | 建設費272億円、維持管理費(計画) 約26.4億円/年 (消費税込み) |

注1 焼却残さ:焼却灰(焼却後の残さ物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2 溶融飛灰:灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

注3 分割埋立:埋立てられた焼却残さをエコセメント化施設稼動後に再処理(エコセメント化)するため、平成12年9月より、焼却残さと不燃物をそれぞれエリア分けした埋立を開始しました。



エコセメント化施設の全景（令和4年8月撮影）

(3) 最終処分場搬入実績

確定版で反映

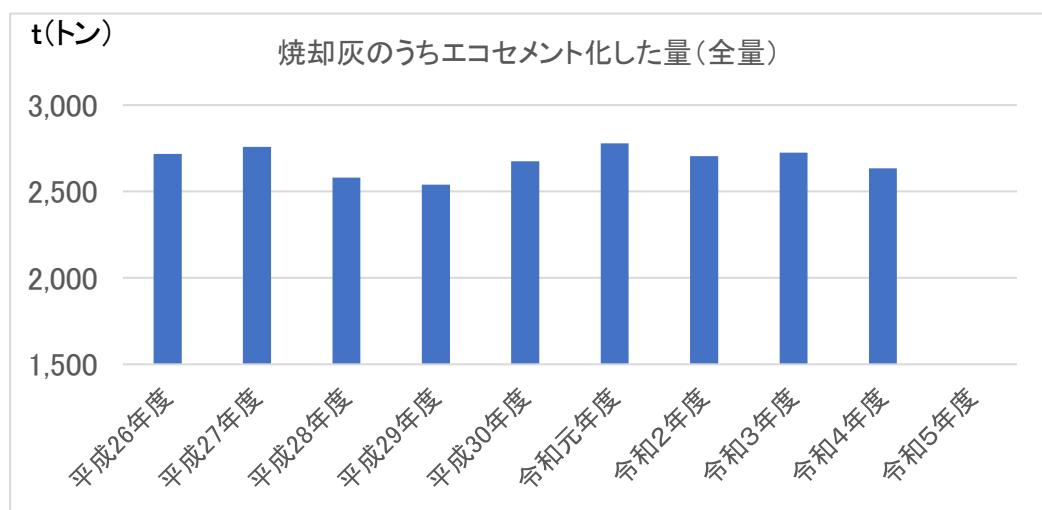
武藏野市から二ツ塚処分場に搬入された焼却灰及び不燃物の量は次表のとおりです。

不燃物は、焼却試験を経て平成15年度に焼却を本格実施したため、平成16年度からは焼却灰のみ搬入しています。平成18年7月より焼却灰は全量エコセメント化されており、19年度からのエコセメント化施設への焼却灰は搬入配分容量（武藏野市の割当て量）を超えていましたが、26年度に初めて下回り、それ以降も下回り続けています。

最終処分場搬入実績(広域資源循環組合搬入時の計測値)

(単位:トン、ただし搬入配分容量の不燃物の単位はm³)

| 年度 | 平成 26 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和 元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 焼却灰 | 2,717 | 2,759 | 2,580 | 2,540 | 2,675 | 2,779 | 2,704 | 2,724 | 2,634 | |
| 不燃物 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | 2,717 | 2,759 | 2,580 | 2,540 | 2,675 | 2,779 | 2,704 | 2,724 | 2,634 | |
| エコセメント化 | 2,717 | 2,759 | 2,580 | 2,540 | 2,675 | 2,779 | 2,704 | 2,724 | 2,634 | |
| 搬入配分容量 | | | | | | | | | | |
| (焼却灰) | 2,797 | 2,817 | 2,855 | 2,742 | 2,904 | 2,929 | 2,919 | 2,908 | 2,884 | |
| (不燃物) | 57 | 63 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |



確定版で反映

平成10年1月搬入開始時の埋立地



令和5年8月現在の埋立状況



確定版で反映

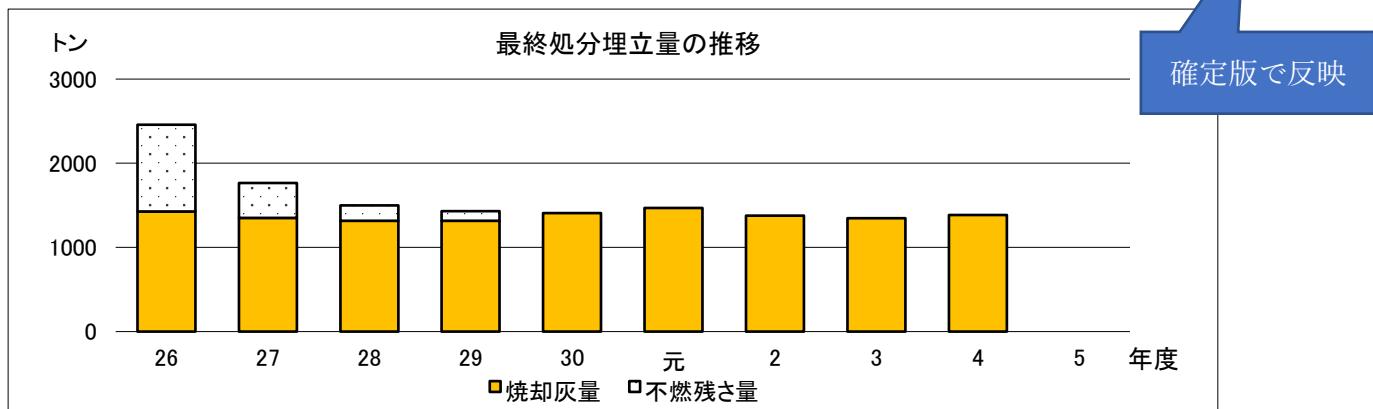
令和4年12月末現在で約44.7%が埋め立てられています。

なお、多摩地域で発生した焼却灰と不燃ごみ残さの量の推移は以下のとおりです。

多摩地域における最終処分量の推移（単位:トン）

| 年度 | 平成 26 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 | 令和 元 | 令和 2 | 令和 3 | 令和 4 | 令和 5 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 焼却灰量計 (A+B) | 80,182 | 77,141 | 80,921 | 81,077 | 80,982 | 80,747 | 80,276 | 75,623 | 71,780 | |
| エコセメント化 量(A) | 78,757 | 75,790 | 79,615 | 79,761 | 79,573 | 79,279 | 78,818 | 74,276 | 70,396 | |
| 焼却灰 埋立量(B) | 1,425 | 1,351 | 1,317 | 1,316 | 1,409 | 1,468 | 1,377 | 1,347 | 1,384 | |
| 不燃残さ 搬入・埋立量(C) | 1,033 | 416 | 184 | 115 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 埋立量計 (B+C) | 2,458 | 1,767 | 1,501 | 1,431 | 1,409 | 1,468 | 1,377 | 1,347 | 1,384 | |

(東京市町村自治調査会編「多摩地域ごみ実態調査」より)



(4) エコセメント利用実績

「東京都土木材料仕様書」には、エコセメントを使用したコンクリート二次製品の原則使用が規定されています。また、組合の構成団体が令和4年度に発注した工事のうち、() 件（うち本市は() 件）でエコセメントを使用するなど、公共の道路舗装工事を中心に積極的に活用しています。

令和5年度における武藏野市のエコセメント利用実績は以下のとおりです。

| 主な工事の種類 | 主な使用製品の種類 | エコセメント 使用量計 |
|----------------------------|---------------|---|
| 市道 道路整備工事 | インターロッキングブロック | インターロッキング ブロック () m ² |
| 市立公園 新設・改修・整備工事 | 地先ブロック | |
| 市道 人孔口環改修工事 雨水貯留施設 増設工事 | 汚水枠、側溝 | |
| | | その他の製品 () t |

確定版で反映

8 相互支援

(1) ふじみ衛生組合との相互搬入

焼却処理施設の整備や検査のために炉の運転を一時的に休止する際及び、緊急時の可燃・不燃ごみ処理を、近隣のふじみ衛生組合と相互に協力して行っています。令和5年度の実績は以下のとおりです。

可燃ごみ

| 武藏野市からふじみ衛生組合 | | | ふじみ衛生組合から武藏野市 | | |
|-------------------------|----------|------|-------------------------|----------|------|
| 令和5年5月8日（月） ～19日（金） | 301.16 t | 135台 | 令和5年6月5日（月） ～16日（金） | 300.00 t | 138台 |
| 令和6年3月11日（月） ～22日（金） | 298.30 t | 142台 | 令和5年11月6日（月） ～17日（金） | 299.89 t | 137台 |
| 合計 | 599.46 t | 277台 | 合計 | 599.89 t | 275台 |

不燃ごみ

| 武藏野市からふじみ衛生組合 | | | ふじみ衛生組合から武藏野市 | | |
|---------------|--------|-----|---------------|--------|----|
| 令和5年9月6日（水） | 3.08 t | 6台 | 令和5年6月7日（水） | 3.13 t | 3台 |
| 令和6年3月13日（水） | 3.55 t | 6台 | 令和5年11月15日（水） | 2.88 t | 3台 |
| 合計 | 6.63 t | 12台 | 合計 | 6.01 t | 6台 |

※ふじみ衛生組合は、三鷹市及び調布市が組織する一部事務組合で、可燃物を含めごみに関する共同処理事務を行っています。

※武藏野市に搬入されるものは、三鷹市の可燃・不燃ごみです。

(2) 小金井市との相互搬入

不燃粗大ごみ施設の突発的な休止を伴う故障の際に、処理を近隣の小金井市と相互におこなうよう相互に協定を結んでいます。また、双方の搬出する不燃ごみが互いのごみ処理施設での処理に支障がないこと等を確認するため年1回の試験搬入処理をおこなっています。令和5年度の実績は以下のとおりです。

不燃ごみ

| 武藏野市から小金井市 | | | 小金井市から武藏野市 | | |
|---------------|--------|----|---------------|--------|----|
| 令和5年10月18日（水） | 2.91 t | 5台 | 令和5年10月19日（木） | 2.41 t | 3台 |
| 合計 | 2.91 t | 5台 | 合計 | 2.41 t | 3台 |

III ごみ減量と資源化の推進

1 ごみ減量・資源化の概要

(1) 背景

武蔵野市のごみは、生活水準の向上と消費形態の変化に伴い、種類が多様化し、発生量も増加する傾向にありました。この間、ごみの中間処理施設の能力が追いつかず、加えて最終処分場確保の困難さを背景として、より一層のごみの減量と資源化を推進していく必要性が増大してきました。

このような状況の中で平成5年6月に、条例を全面改正し「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」を施行しました。それまでの条例が、排出されるごみを適正に処理・処分していくという考えに基づいていたところを、新条例は、物の生産から流通、消費、そして最終処分にいたるまでの各段階で、市と市民、事業者が連携し、ごみ発生の抑制と徹底した再利用を行なうことで、ごみの減量と資源化を図るという考えに改められました。

平成10年8月からは「武蔵野市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの発生を可能な限り抑制することを第一に考え、その上で排出されるごみについて、資源化処理を拡充するために、数値目標を設定しています。（内容は、「II ごみ処理 1 ごみ処理の概要」を参照）

(2) 国の動き

| 時期 | 法令名 | 法令の概要など |
|----------|-------------------------|---|
| 平成9年4月 | | びん、缶、ペットボトルなど一部施行。 |
| 平成12年4月 | 容器包装リサイクル法 | 対象品目にプラスチック製容器包装と紙製容器包装が追加され、完全施行。 |
| 平成12年6月 | 循環型社会形成推進基本法 | 資源消費の抑制と環境負荷の低減が図られる社会の形成を推進するための基本的な枠組みとなるもので、「循環型社会」の定義、「循環資源」の位置付け、ごみ処理の優先順位付け、事業者や国民の「排出者責任」の明確化、「拡大生産者責任（EPR）」の一般原則の確立などが盛り込まれている。 |
| 平成13年4月 | 家電リサイクル法 | 家電4品目についてメーカー・小売業者に再商品化の義務を課す。 |
| 平成15年10月 | 資源有効利用促進法 改正 | 家庭用使用済パソコンの回収・リサイクルがパソコンメーカー等に義務付けられる。 |
| 平成16年4月 | | 対象品目に家庭用電気冷凍庫が追加。 |
| 平成21年4月 | 家電リサイクル法 | 対象品目に液晶・プラズマテレビ及び衣類乾燥機が追加。 |
| 平成25年4月 | 小型家電リサイクル法 | デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促す。 |
| 令和元年10月 | 食品ロス削減推進法 | 多様な主体が連携し、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための取組を推進する。 |
| 令和4年4月 | プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 | 海洋プラスチックごみ問題や気候変動問題等の世界的な課題を受け、国内におけるプラスチック資源の循環を一層促進する重要性が高まっていることから施行された。 |

(3) 事業の経緯

| 時期 | 事業の内容 |
|--------------|---|
| 昭和52年 1月 | 不燃ごみに多く含まれる金属やびんを選別し資源化するための不燃物選別施設をつくり、ごみの減量を目的とした事業を開始。 |
| 昭和53年 1月 23日 | 可燃ごみの中から古紙類（新聞・雑誌・ダンボール）古布の分別収集を開始。 |
| 昭和53年 7月 28日 | 選別施設の移転に伴う一時停止。 |
| 9月 | 選別施設の移転に伴う一時停止を契機に缶類とびん類を加えた分別収集を開始。 |
| 昭和59年 6月 | 金属類の機械選別ができる中間処理施設「武蔵野クリーンセンター」が完成し稼働開始。 |
| 昭和60年 4月 | 缶類を不燃ごみと一緒に収集しクリーンセンターで機械選別を行うことで、施設の活用と住民の負担軽減を図った（平成9年9月まで）。 |
| 平成3年 6月 | 事業者等の協力により牛乳パックの拠点回収方式での回収を開始。 |
| 9月 | 事業者等の協力により廃食用油の拠点回収方式での回収を開始。 |
| 平成6年11月 | 事業者等の協力によりペットボトルと発泡スチロール製トレイの拠点回収方式での回収を開始。 |
| 平成9年10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみの減量を目的とした事業系ごみの全面有料化を実施。 ・週1回資源物を回収する「資源の日」を設定し、古紙・古着・びん・缶・有害ごみについて他のごみの回収日と曜日を分け、資源物としての品質を高めるとともに効率的な資源物回収を開始。 |
| 平成12年 7月 1日 | 「ペットボトル」と「その他プラスチック製容器包装」の分別収集を行なう「プラスチック容器資源の日」を新たに設け、あわせて可燃ごみ収集を週3回から2回に変更。 |
| 平成16年 8月 2日 | 可燃ごみと不燃ごみの分別内容を一部変更し、それまで不燃ごみとしていた資源外プラスチック等を可燃ごみとした。また、古紙においては、袋出しを可能にすることで、より分別、資源化されやすいよう新たに「雑紙（ざつがみ）」を設けた。また、あわせて雑紙についての説明を印刷した紙袋（雑紙袋）を全戸配布し、周知を図った。 |
| 平成16年 2月 | 戸別収集を開始（段階的に実施）。 |
| 10月 1日 | 家庭ごみの有料化を実施。 |
| 10月 4日 | 戸別収集を市内全域で実施し、排出者責任の明確化を図った。 |
| 平成21年 4月 1日 | 燃やさないごみの収集日を週1回から月2回へ変更。 |
| 平成31年 4月 1日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ビン、缶、ペットボトル、危険・有害ごみの収集頻度を週1回から2週間に1回、燃やさないごみを月2回から2週間に1回に変更。 ・これまで市内を8つに分けていた地区割を地区ごとの世帯数が概ね同程度になるように10地区に再編し、分別収集品目もそれぞれの曜日ごとの収集量が一定になるように調整し、平準化を図った。 ・収集品目の名称を「その他プラスチック製容器包装」から「プラスチック製容器包装」に、「有害ごみ」を「危険・有害ごみ」に変更。 |

2 資源物の分別収集

武蔵野市における資源物については、古紙・古着・びん・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装の分別収集を実施しています。これは、可燃ごみに含まれる紙類の資源化を求めるとともに、不燃ごみとして埋め立て処分を行っていたため日の出町の最終処分場に大きな負荷をかけていたプラスチックのうち、ペットボトルとプラスチック製容器包装類を分別収集することで、ごみの発生抑制と最終処分場の有効利用を図るものです。

なお、資源物の分別収集による令和5年度の資源物の資源化量は約9,375トン、武蔵野市のごみ発生量の約23.3%に相当する量となっています。

3 収集事業の見直し

市では、環境負荷の低減と事業効率化によるコスト削減を目的として、収集品目や処理方法ごとに収集頻度や分別・回収方法の見直しを検討しています。平成28年に「武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置し、学識者や事業者、市民・市民団体、行政の各関係者により、ごみ収集の在り方を議論し、平成30年9月に将来的展望も含めた見直しの方向性を示した最終報告書をまとめました。

これを受け、平成31年4月から、一部資源物と燃やさないごみの収集頻度の隔週化、収集地区割と収集品目の平準化、一部収集品目の名称変更という事業見直しを行いました。また、見直しの実施による効果検証を行いました（結果は「VI3 ごみ収集頻度等見直し実施後の環境負荷等に関する効果検証（令和2年9月）」を参照）。今後もトータルでの環境負荷の低減や事業効率化を目指し、ライフサイクルアセスメントの観点を取り入れた合理的な収集運搬体制、中間処理手法の検討を続けます。

4 資源物の拠点回収

資源物の分別収集とは別に、紙パック・小型家電については、コミュニティセンター等の協力を得て回収し資源化を行っています（廃食用油の回収は令和2年度をもって廃止）。

資源物の拠点回収による令和5年度の資源物の資源化量は約24トンで、武蔵野市のごみ発生量の約0.06%が資源物の拠点回収にて資源化されました。

(1) 紙パック

| 回収量 | 回収枚数* | 回収拠点 |
|----------|----------|-------------------------------|
| 21,700kg | 651,000枚 | 市役所・各市政センター・コミュニティセンター等 計21か所 |

* 1 kgあたり紙パック30枚で換算

(2) 小型家電

| 回収重量 | 回収拠点 |
|----------|--|
| 2502.5kg | 市役所、むさしのエコ re ゾート、各市政センター、コミュニティセンター 15か所（吉祥寺東、本宿、吉祥寺南町、御殿山、本町、吉祥寺西、 吉祥寺北、けやき、中央、西久保、緑町、八幡町、西部、桜堤、境南） 計20か所 |

5 資源物集団回収事業

古紙類や古着、アルミ缶等をごみとして排出せず、資源物として回収することで、資源の有効活用とごみの減量並びにごみ問題に対する市民の関心を高めることを目的に、市内の住民団体等による集団回収事業の運営を推進しています。

実施団体に対しては1 kgあたり8円、その回収事業者には2円の補助金を年2回（4月～9月期、10月～3月期）に分けて交付しています。また、団体の活動を推進するために必要なぼり旗等の貸し出しや団体発行の広報紙等の印刷、自主的な研修や活動に対する相談や支援等を行っています。

(1) 交付補助金額

| | 団体数・事業者数 | 参加世帯数 | 補助金額 |
|-----|----------|----------|-------------|
| 団体 | 176団体 | 18,856世帯 | 16,274,856円 |
| 事業者 | 15社 | — | 3,984,236円 |
| 合 計 | | | 20,259,092円 |

(2) 回収数量

| 品目 | 回収数量 (kg) | 構成比 (%) | 品目 | 回収数量 (kg) | 構成比 (%) |
|-------|--------------|------------|--------|--------------|------------|
| 新聞 | 587,452 | 28.9 | 布類 | 96,861 | 4.8 |
| 雑誌 | 809,964 | 39.8 | アルミ缶 | 46,632 | 2.3 |
| 段ボール | 460,391 | 22.6 | スチール缶 | 20,585 | 1.0 |
| 紙パック | 12,472 | 0.6 | ガラスビン類 | 0 | 0.0 |
| その他紙類 | 0 | 0.0 | 合 計 | 2,034,357 | 100.0 |

資源物集団回収事業による令和5年度の回収・資源化量は約2,034トンで、武蔵野市のごみ発生量の約5.0%が資源物集団回収事業により資源化されました。

(3) 集団回収資源回収事業者名簿

(令和6年3月31日現在)

(4)集団回収登録団体名簿(地区別)

(令和6年3月31日現在)

| 町名 | 丁目 | 登録番号 | 登録団体名 |
|-------|----|------|-------------------------|
| 吉祥寺東町 | 3 | 38 | 新生会 |
| | | 208 | 吉祥寺レジデンシア管理組合 |
| 吉祥寺南町 | 1 | 42 | 吉祥寺コーポ管理組合法人 |
| | | 43 | 吉祥寺パインクレスト管理組合 |
| | | 165 | ルネ吉祥寺管理組合 |
| | | 204 | 吉祥寺パークロイアルマンション管理組合 |
| | 2 | 167 | パークハウス吉祥寺エクシオ管理組合 |
| | 3 | 45 | 吉祥寺南町3丁目町会資源回収促進協力会 |
| | | 47 | 新日本婦人の会武蔵野支部 |
| | | 48 | ニュー井之頭マンション管理組合 |
| | 4 | 58 | 吉祥寺南町コミュニティ協議会ごみネット |
| | | 191 | 井の頭公園パークハウス吉祥寺南町管理組合 |
| | | 49 | セージの会 |
| 御殿山 | 1 | 149 | あかね小路 |
| | | 203 | 井ノ頭サマリヤマンション管理組合 |
| | 2 | 52 | 井の頭第2パークサイドマンション管理組合 |
| | | 54 | メゾン井の頭管理組合 |
| | | 55 | 井の頭パークサイドマンション管理組合 |
| 吉祥寺本町 | 3 | 183 | 吉祥寺ハイム管理組合 |
| | | 231 | 吉祥寺御殿山HOUSE管理組合 |
| | 4 | 209 | ルフォン吉祥寺 |
| | | 150 | グローリオ吉祥寺本町管理組合 |
| | | 164 | サンクタス吉祥寺ハートランド管理組合 |
| | | 229 | サンウッド吉祥寺フラツツ管理組合 |
| | | 169 | エスト・グランディールカーロ吉祥寺本町管理組合 |
| | | 179 | アピス吉祥寺ハイセレサ管理組合 |
| 吉祥寺北町 | 2 | 182 | パーク・ハイム吉祥寺本町管理組合 |
| | | 205 | ベルハイム吉祥寺本町管理組合 |
| | | 235 | ハイツ扇山管理組合 |
| | | 50 | 武蔵野市立第一小学校PTA校外委員会 |
| | | 166 | パークスクエア吉祥寺本町管理組合 |
| | 3 | 172 | ライオンズマンション吉祥寺管理組合 |
| | | 232 | ヒルクレスト吉祥寺管理組合 |
| | | 1 | JR東日本吉祥寺北町1丁目アパート自治会 |
| | | 3 | ライト吉祥寺管理組合 |
| | | 5 | 雅グループ |
| 吉祥寺北町 | 2 | 10 | JR東日本吉祥寺北町社宅13号棟 |
| | | 11 | JR吉祥寺北町アパート12号棟 |
| | | 12 | JR吉祥寺北町アパート14号棟 |
| | | 13 | JR北町アパート16号棟 |
| | | 14 | JR吉祥寺北町アパート17号棟 |
| | 3 | 16 | JR吉祥寺北町アパート15号棟 |
| | | 17 | JR北町アパート9棟 |
| | | 18 | JR吉祥寺北町アパート11号棟 |
| | | 20 | JR北町アパート8号棟自治会 |
| | | 194 | パークハウス吉祥寺北町管理組合 |

| 町名 | 丁目 | 登録番号 | 登録団体名 |
|-------|----|------|------------------------|
| 吉祥寺北町 | 3 | 22 | イトピア吉祥寺マンション |
| | | 23 | ルネ吉祥寺北町子供会 |
| | | 26 | エステート吉祥寺管理組合 |
| | | 27 | 木の花会 |
| | | 33 | 資源回収北町第二地区 |
| | 4 | 151 | グローリオ吉祥寺北町管理組合 |
| | | 173 | メゾン吉祥寺北町管理組合 |
| | | 198 | 山一武蔵野ハイツ |
| | | 228 | パークホームズ吉祥寺北町三丁目管理組合 |
| | | 29 | 武蔵野中央幼稚園ボランティア部 |
| 中町 | 5 | 152 | グローリオ吉祥寺アーツ管理組合 |
| | | 234 | サンステージ吉祥寺管理組合 |
| | | 248 | リサイクルグループけやきの会 |
| | | 252 | シティハウス吉祥寺北町管理組合 |
| | | 34 | 扶桑資源回収有志の会 |
| | 1 | 35 | 株竹中工務店吉祥寺家族寮 |
| | | 162 | ヴエルビュ武蔵野中町管理組合 |
| | | 170 | イトピア武蔵野ブランマーク管理組合 |
| | | 180 | グラントレオ武蔵野管理組合 |
| | | 185 | コトエ三鷹管理組合 |
| 西久保 | 3 | 188 | マイスクエア |
| | | 207 | 武蔵野タワーズ団地管理組合 |
| | | 255 | シティハウス武蔵野管理組合 |
| | | 59 | 三鷹コーポラス管理組合 |
| | | 60 | 武蔵野マンション管理組合 |
| | 2 | 176 | クリオレミントンハウス武蔵野管理組合 |
| | | 212 | 東海ミタカマンション管理組合 |
| | | 214 | リビオ武蔵野中町管理組合 |
| | | 236 | パークホームズ吉祥寺ウェスト・コート管理組合 |
| | | 239 | ザ・パークハウス武蔵野中町 |
| 西久保 | 1 | 63 | 愛の会 |
| | | 64 | 武蔵野中町スカイハイツ管理組合 |
| | | 65 | 武蔵野コーポラス管理組合 |
| | | 68 | 武蔵野ビューハイツ管理組合 |
| | | 71 | ライオンズガーデン三鷹管理組合 |
| | 2 | 168 | 武蔵野レジデンシア管理組合 |
| | | 174 | シーアイマンション武蔵野管理組合法人 |
| | | 177 | アクティス武蔵野中町パークサイド管理組合 |
| | | 195 | イトピア武蔵野マンション |
| | | 206 | 武蔵野プレジオ管理組合 |
| 西久保 | 2 | 245 | プラウドシティ武蔵野三鷹団地管理組合 |
| | | 249 | 武蔵野中央防災会 |
| | | 83 | 武蔵野市西久保一丁目町会 |
| | | 244 | ディアスタ武蔵野翠の邸管理組合 |
| | | 85 | 西久保愛光会 |

| 町名 | 丁目 | 登録番号 | 登録団体名 |
|-----|----|------|---------------------------|
| 西久保 | 3 | 90 | 武蔵野郵政宿舎さつき寮 |
| | | 202 | アルベルゴ武蔵野管理組合法人 |
| | | 233 | ザ・パークハウス武蔵野管理組合 |
| | | 251 | ルジェンテ武蔵野管理組合 |
| 緑町 | 1 | 222 | 武蔵野緑町ヒルズ管理組合 |
| | | 238 | 資源回収緑町1丁目町会 |
| | 2 | 78 | 都営武蔵野アパート自治会 |
| | | 81 | 武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会 |
| | | 82 | 緑町パークタウン自治会 |
| | | 171 | 武蔵野ガレリア団地管理組合 |
| | | 175 | 三井住友銀行武蔵野社宅A棟 |
| | | 186 | サンメゾン武蔵野緑町ガーデンハウス管理組合 |
| 八幡町 | 1 | 72 | 青空子ども会 |
| | | 241 | 千川保育園通り自治会 |
| | 2 | 73 | スバル子供会 |
| | 3 | 74 | クラルテ武蔵野管理組合 |
| | | 75 | 総友会 |
| | 4 | 76 | 千川子ども会 |
| | | 178 | シルバービア八幡町 |
| 関前 | 1 | 93 | 関前1丁目リサイクル会 |
| | | 96 | 関前久保親交会 |
| | 2 | 98 | むつみ会 |
| | | 99 | 緑の会 |
| | | 221 | 藤和シティホームズ武蔵野関前管理組合 |
| | 3 | 104 | 関前三丁目東町会 |
| | | 105 | サンサン会 |
| | | 181 | ペルフィーユ武蔵野(公立学校共済組合女子学生会館) |
| | 4 | 106 | 関前4リサイクル会 |
| | 5 | 107 | 桜橋自治会 |
| | | 108 | 武蔵野桜橋マンション管理組合 |
| | | 109 | 樋口橋グループ |
| 境 | 1 | 113 | 興栄マンションむさしの管理組合 |
| | | 193 | クリーンむさしのほんむら |
| | | 217 | サンパレス武蔵野管理組合 |
| | 2 | 122 | 朝日武蔵野マンション管理組合 |
| | | 196 | ザ・ライオンズ武蔵野管理組合 |
| | | 201 | グランクレスト |
| | | 218 | センチュリー境管理組合 |
| | | 220 | センチュリー武蔵境管理組合 |
| | 3 | 246 | 都営境二丁目アパート自治会 |
| | | 254 | バウス武蔵境管理組合 |
| | 4 | 250 | レ・ジェイド武蔵野レジデンス管理組合 |
| | | 197 | グランドメゾン武蔵野管理組合 |
| | 5 | 121 | むさし境衛生部会 |
| | | 124 | 都営境5丁目アパート自治会 |
| | | 156 | グローリオ武蔵野管理組合 |
| | | 159 | ニューハイツ武蔵野管理組合 |
| | | 161 | デライトシティ団地管理組合 |
| | | 187 | ライオンズ武蔵境レジデンス管理組合 |

| 町名 | 丁目 | 登録番号 | 登録団体名 |
|-----|-----|--------------------|---------------------|
| 境南町 | 2 | 128 | 武蔵境ビューハイツ管理組合 |
| | | 129 | 武蔵境スカイハイツ管理組合 |
| | | 130 | 武蔵野エイトマンション管理組合 |
| | | 138 | 武蔵野デュープレックスII管理組合 |
| | | 145 | 栄エコファミリーの会 |
| | 3 | 153 | 境南エコ・セブン |
| | | 155 | 境南親和会 |
| | | 160 | ファミレス武蔵境管理組合法人 |
| | | 184 | ゼファー武蔵境管理組合 |
| | | 215 | 藤和シティコーポ武蔵境 II 管理組合 |
| 桜堤 | 221 | THE HILLS 武蔵境管理組合 | |
| | 224 | ヴィラージュ武蔵野管理組合 | |
| | 227 | シティテラス武蔵境管理組合 | |
| | 240 | シティハウス武蔵境管理組合 | |
| | 243 | ルネステージ武蔵境管理組合 | |
| | 247 | プラウド武蔵境テラス管理組合 | |
| | 250 | 境南町3丁目都営アパート自治会 | |
| 2 | 253 | 武蔵境セントラルハイツ管理組合 | |
| | 260 | 資源化推進委員会 | |
| | 271 | センチュリー境南IV管理組合 | |
| | 284 | チャレンジャー | |
| | 294 | ハートらんど富士見 | |
| 2 | 306 | パークハイツ武蔵境 | |
| | 316 | 境南弥生会 | |
| | 327 | 境南五丁目会 | |
| | 331 | サンヴァリエ桜堤自治会 | |
| | 340 | テラス武蔵野桜堤 II 管理組合 | |
| 2 | 342 | テラス武蔵野桜堤管理組合 | |
| | 354 | 市営桜堤住宅自治会 | |
| | 364 | ロイヤルアーク武蔵野管理組合 | |
| | 372 | 桜堤庭園フェシア管理組合 | |
| | 389 | パークシティ武蔵野桜堤管理組合 | |
| 2 | 393 | 桜堤庭園テラス管理組合 | |
| | 405 | パークシティ武蔵野桜堤桜景邸管理組合 | |

合計 176団体

6 その他の資源化施策

(1) 生ごみの資源化

①生ごみ処理機による資源化事業（廃止）

公共施設等から多量に発生する生ごみを減量し、堆肥として有効利用するため、業務用の生ごみ処理機を、平成6年3月から小学校等の市関連施設に、平成10年5月からは市庁舎にも設置を行い、公共施設で発生する生ごみの資源化に取り組んできました。平成11年10月からは、旧都市基盤整備公団桜堤団地（現：独立行政法人都市再生機構サンヴァリエ桜堤（全約1,100世帯））の建て替えに際し、生ごみ処理機の設置を行い、生ごみの資源化に取り組んできました。本事業は、生ごみ処理機による堆肥をさらに市内の農家が使用することでリサイクルを推進し、ごみを減量化するという市の政策を実現・検証するため、一定の成果をもたらしたものと評価できます。

しかし、本事業は①維持管理経費等で年間約1,700万円もの費用を要すること、②平成16年10月に家庭ごみの有料化を実施したことにより、ごみ処理費用を負担するうえで公平さを欠くこと、③東日本大震災に端を発した電力事情や大型のコンポスター生産事業から多くの事業者が撤退している状況等を勘案し、当該事業は終了すべきと判断しました。その結果、平成24年度には市関連施設の生ごみ処理機を、平成25年度にはサンヴァリエ桜堤の生ごみ処理機を撤去しました。

現在、生ごみの資源化については堆肥だけではなく、バイオガス化やエタノール化などのバイオマス事業の研究も行われていますが、他自治体での事例を見てもパイロット事業の域を出ていないことから、現在ではダンボールコンポストの普及・啓発事業を中心に行ってています。平成27年度からは市民向けの講座を開催しています。今後も普及・啓発講座を継続していきます。

②家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付制度（廃止）

ごみの減量と資源化を推進するために、家庭用生ごみ処理機器を購入して家庭から排出される厨芥類を自家処理する方に対し、機器の購入額に応じて最高3万円を限度に補助を行う制度です。最終処分場延命化の一つとして平成7年度より実施しました。

平成20年に実際の補助対象者にアンケート調査をしたところ、利用しているという割合が約40%であり、残りの60%については補助金交付の成果が十分でないことが判明しました。

また、平成7年当時の価格は10万円前後であったものが、平成19年には安価なものでは2万円程度で購入することができるようになっており、生ごみ処理機の普及という目的は達成されたと判断しました。

さらに、生ごみ処理機の利用により、生ごみの減量・資源化に一定の効果があるものの、電力使用により、新たな二酸化炭素(CO₂)が発生することが懸念されます。

以上のことを踏まえ、家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付制度は、平成20年度をもって廃止しました。

(2) 剪定枝葉の資源化

一般廃棄物として焼却されていた、家庭から排出された剪定枝葉の一部を平成19年7月から堆肥化しています。

| | 回収量（t） | 処理費用（円） |
|-------|--------|------------|
| 令和5年度 | 約153.5 | 11,548,416 |

(3) 収集後の金属選別回収

収集した不燃ごみ及び粗大ごみについては、中間処理施設である武藏野クリーンセンターの破碎機で細かく碎いた後、磁力選別機で鉄分を、アルミ選別機でアルミを選別回収し資源化しています。令和4年度の資源化量は約690トンです。

(4) 粗大ごみ再生事業

- 排出される粗大ごみで、まだ使用が可能なものを再生することで、ごみの減量と資源化を図ることを目的に、昭和52年に廃棄物再生利用事業実施要綱をつくり、電気製品、家具類の再生事業を開始しました。また、昭和53年度からはこの活動を高齢者の働く機会の拡大に結びつけ、現在の公益社団法人武藏野市シルバー人材センターとの再生事業に関する協定を結び、減量の啓発と高齢者の生きがいをもたらす事業として行われてきました。しかし、シルバー人材センターの移転に伴い、リサイクル作業所の事業を終了することになったため、令和3年8月をもって事業を終了しました。
- 武藏野市シルバー人材センターによる粗大ごみ再生事業は終了しましたが、粗大ごみのリユースに引き続き取り組むため、令和4年4月にオンライン版リユース掲示板のジモティと連携協定を結びました。

(5) 年賀はがき等の回収

不用となった年賀はがきや古はがきの回収ボックスを設置し資源化を図っています。

実施期間 令和6年1月17日～令和6年2月18日 延べ33日間

回収場所 市役所、むさしのエコreゾート、市内郵便局16か所、
コミュニティセンター17か所、市政センター3か所
計38か所

回収量 630kg 約252,000枚 ※枚数換算(1kg400枚で換算)

(6) 不用品再利用掲示板事業「むさしのエコボ」

不用になった日常生活用品のリユース（再利用）を促進し、「譲ります」「譲ってください」の情報を市民同士が交換するエコ掲示板「むさしのエコボ」を平成24年3月から設置しています。また、平成24年6月より武藏野市のホームページでも公開しています。

加えて、さらなるリユースの促進を図るため、令和4年6月に市内公共施設15か所から33か所に設置場所を拡充し、令和5年7月から電子申請での受付が始まりました。

設置場所 市内公共施設33か所（市役所8階食堂前、ごみ総合対策課、むさしのエコ re ゾート、総合体育館、武藏野プレイス、市民会館、中央図書館、吉祥寺図書館、0123吉祥寺、0123はらっぱ、境こども園いこっと、みんなのとことことここおやこひろば、すぐすぐ泉 いずみのひろば、みずきっこ、桜堤児童館、おもちゃのぐるりん、各市政センター、コミュニティセンター（吉祥寺東、本宿、吉祥寺南町、御殿山、吉祥寺西、けやき、中央、西久保、緑町、八幡町、関前、西部、境南、桜堤）※一部施設ではファイル綴じで設置。

掲示実績 (単位：件)

| | 申請 | 成立 |
|-------|------------------|------------------|
| 令和3年度 | 147 | 101 |
| 令和4年度 | 208 | 128 |
| 令和5年度 | 326 (うち電子申請 227) | 181 (うち電子申請 130) |

(7) 小型家電の宅配便回収

宅配便を活用して、自宅から小型家電の直接回収を行う事業者と連携した事業です。国の認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と、使用済み小型家電の回収に関する連携協定を締結し、平成30年10月より事業を開始しました。

宅配便回収料金は1箱1500円（税別）ですが、送付する箱の中にパソコン本体が含まれる場合は無料になります。

| 年度 | 回 収 品 | | | | |
|-------|--------|----------------------|----------------|-------------|------------|
| | 回収件数 | パソコン | 携帯電話 | その他 小型家電 | 合計重量 |
| 令和5年度 | 1,735件 | 2,412台 10,838.0kg | 649台 73.4kg | 6,718.7kg | 17,630.1kg |

7 ごみ排出状況の把握と指導

ごみ問題を解決するには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化など事業者や市民などの理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみの被害者であるとともに加害者でもあるとも言えますので、ひとり一人の意識改革が重要な課題です。市ではごみの減量および資源化を推進するにあたり、事業者や市民などが排出するごみの状況の把握を行っています。事業系ごみについては、有料ごみ処理袋による排出状況を確認し、必要な場合は指導を行っています。また、家庭ごみにおいては、必要な場合は分別指導を行うとともに、市内全域を対象にパトロールを実施しています。

令和5年度 ごみ排出状況の把握・指導

| | |
|-------------|------------------------------|
| 家庭系ごみ収集箇所数 | 戸建住宅：約20,400箇所、集合住宅：約5,500箇所 |
| 事業系ごみ収集箇所数* | 約4,900箇所 |
| 家庭系ごみ指導件数 | 702件（月平均：58.5件、日平均：1.9件） |
| 事業系ごみ指導件数 | 20件（月平均：1.7件、日平均：0.1件） |
| 不法投棄監視・指導件数 | 152件（月平均：12.7件、日平均：0.4件） |

*事業系ごみ収集箇所は、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所。

8 ごみ減量と資源化に関する委員会

(1) 武蔵野市廃棄物に関する市民会議

武蔵野市廃棄物に関する市民会議（以下「ごみ市民会議」という。）は、「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」に基づき設置されるもので、資源の再利用、廃棄物の発生抑制・減量、まちの美化に関する基本的事項について学識経験者、市民、事業者、行政が協議する場です。第7期ごみ市民会議は、令和2年2月6日に設置され、14名の委員が委嘱されました（任期2年）。またその後、第8期ごみ市民会議は令和4年2月6日に設置され、14名の委員が委嘱されました（任期2年）。

第8期ごみ市民会議では、第六期長期計画・調整計画の策定時期に合わせ、一般廃棄物処理基本計画の改定の内容を議論しました。

第7期武蔵野市廃棄物に関する市民会議委員一覧（敬称略） ◎委員長 ○副委員長

| 氏名 | 職等 |
|--------|-----------------------------------|
| ◎山谷 修作 | 東洋大学経済学部名誉教授 |
| ○田口 誠 | 成蹊大学経済学部（令和2年4月から経営学部）教授 |
| 花俣 延博 | 武蔵野市商店会連合会会长 |
| 志田 英一 | 株式会社東急百貨店 業務運営部長兼営業統括部長 *令和2年3月まで |
| 阿由葉 尚文 | 株式会社東急百貨店 庶務統括マネジャー *令和2年4月から |
| 加藤 慎次郎 | 株式会社加藤商事 代表取締役 |
| 茂木 勉 | 株式会社いなげや ロジスティクス部 物流運営チームリーダー |
| 西上原 節子 | 武蔵野市ごみ収集の在り方検討委員会副委員長 |
| 中村 充 | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会推薦者 |
| 新垣 俊彦 | クリーンむさしのを推進する会推薦者 |
| 島森 和子 | クリーンセンター運営協議会会长 |
| 古林 和佳子 | 公募委員 |
| 瀬口 亮子 | 公募委員 |
| 竹下 登 | 公募委員 |
| 荻野 芳明 | 武蔵野市環境部長 *令和3年3月まで |
| 朝生 剛 | 武蔵野市環境部長 *令和3年4月から |

第8期武蔵野市廃棄物に関する市民会議委員一覧（敬称略） ◎委員長 ○副委員長

| 氏名 | 職等 |
|--------|-------------------------------|
| ◎山谷 修作 | 東洋大学経済学部名誉教授 |
| ○田口 誠 | 成蹊大学経済学部（令和2年4月から経営学部）教授 |
| 花俣 延博 | 武蔵野市商店会連合会会长 |
| 稻垣 貴之 | 株式会社アトレ アトレ吉祥寺店 管理課 |
| 加藤 慎次郎 | 株式会社加藤商事 代表取締役 |
| 茂木 勉 | 株式会社いなげや ロジスティクス部 物流運営チームリーダー |
| 西上原 節子 | 前武蔵野市ごみ減量協議会会长 |
| 中村 充 | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会推薦者 |
| 志賀 和男 | クリーンむさしのを推進する会会長 |
| 村井 寿夫 | クリーンセンター運営協議会推薦者 |
| 杉山 日菜子 | 公募委員 |
| 長山 楓 | 公募委員 |
| 三原 美菜子 | 公募委員 |
| 朝生 剛 | 武蔵野市環境部長 *令和4年10月まで |
| 大塚 省人 | 武蔵野市環境部長 *令和4年10月から |

(2) 武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会

市民、事業者および市が協働で、「武蔵野ごみチャレンジ 700 グラム」の達成を図ることを目的に、平成 19 年 9 月に武蔵野市ごみ減量協議会が発足しました。平成 21 年度末に武蔵野ごみチャレンジ 700 グラムを達成し、「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ 600 グラム」の達成に向けて、市が推進するごみの減量に関する取組の検証、並びに市民、事業者及び市が協働でごみの減量を推進することを目的として開催されてきましたが、平成 27 年度から平成 36 年度を計画年次とする一般廃棄物処理基本計画において、ごみ減量協議会はこれまでの位置づけを見直し、課題検討組織とする旨の変更が示されました。それを受け、平成 28 年 1 月より「ごみ収集の在り方等検討委員会」を設置したことにより、ごみ減量協議会は現在休止とされています。平成 30 年度のごみ収集の在り方等検討委員会では、環境負荷及びごみ処理費用の低減に資する資源ごみの収集頻度と分別区分の見直しや、集団回収の在り方及び店頭回収等を支援する施策の創出に関する事項について、4 回にわたり具体的な見直し内容を検討し、平成 30 年 9 月に最終報告書にまとめ、市長に答申を行いました。

その結果を受け、市は平成 31 年 4 月より、一部資源物と燃やさないごみの収集頻度の隔週化、収集地区割と収集品目の平準化、一部収集品目の名称変更をといったごみ収集事業の見直しを行いました。

武蔵野市ごみ収集の在り方等検討委員会（敬称略） ◎委員長 ○副委員長

| 氏名 | 職等 |
|---------|------------------------|
| ◎田口 誠 | 成蹊大学経済学部教授 |
| ○西上原 節子 | 前武蔵野市ごみ減量協議会 会長 |
| 加藤 慎次郎 | 株式会社加藤商事 代表取締役 |
| 花俣 延博 | 武蔵野市商店会連合会会長 |
| 濱中 洋子 | セブンイレブン武蔵野関前 3 丁目店長 |
| 平岡 直樹 | 株式会社朝日新聞吉祥寺販売名聞社 代表取締役 |
| 茂木 勉 | 株式会社いなげや ロジスティクス部 環境管理 |
| 山本 信之 | 武蔵野市資源回収事業協同組合 |
| 今木 仁恵 | クリーンむさしのを推進する会推薦者 |
| 能勢 方子 | 武蔵野市コミュニティ研究連絡会推薦者 |
| 白石 ケイ子 | 前武蔵野市ごみ減量協議会 委員 |
| 竹下 登 | 前武蔵野市ごみ減量協議会 副会長 |
| 前田 美和子 | 前武蔵野市ごみ減量協議会 委員 |
| 阿部 迪子 | 廃棄物に関する市民会議（公募委員） |
| 岡内 歩美 | 廃棄物に関する市民会議（公募委員） |
| 迫田 洋平 | 廃棄物に関する市民会議（公募委員） |
| 荻野 芳明 | 武蔵野市環境部参事 |
| 齋藤 尚志 | 武蔵野市ごみ総合対策課長 |

9 啓発事業

(1) 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度～令和14年度）策定 ごみゼロをめざして 持続可能なまち「むさしの」へ達成に向けて

平成16年10月に家庭ごみの有料化・戸別収集を開始し、当初ごみ排出量はごみを出す市民ひとり一人が責任を持つことにより減少したものの有料化2年目は、増加に転じました。また、本市の家庭ごみ・資源物量は、一人1日当たり763.8g（平成17年度実績）で、多摩地域平均の約700gを大きく上回り、多摩26市中で7番目に多い状況でした。

このような状況の改善に向け、平成18年11月より、市民にごみ減量への意識を持っていただくために「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」を宣言し、一人1日あたりのごみ・資源物量を700g以下にするため、ごみ減量キャンペーンの継続的な実施や市報、市ホームページ等でごみ減量の提案をしました。

継続的な取組が実を結び、平成21年度に「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」を達成しました。そして、平成20年度多摩地域の一人1日当たりごみ排出量最小水準である600グラムまでごみの削減を進めるという高い目標を掲げ、平成22年5月に新たに「セカンドステージ！武蔵野ごみチャレンジ600グラム」を宣言し、引き続きごみ減量に努めてきました。平成25年度には一人1日当たり675グラムを達成し、武蔵野市一般廃棄物処理基本計画（平成20年度～29年度）（以下、基本計画と呼ぶ）の目標値の680グラムを計画最終年度より4年早く達成しました。平成26年度には基本計画（平成27年度～36年度）を、令和元年度に基本計画（令和元年度～10年度）を作成しました。

しかし、令和元年7月の基本計画策定以後、社会情勢は大きく変化しています。例えば、令和2年1月以降「新型コロナウイルス感染症」が世界中で猛威を振るい、国内では同年3月、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な指針」が示されました。加えて、令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。以上を受け、本市では、廃棄物行政の方針や取り組みの再構築を目的として、令和5年3月に基本計画（令和5年度～令和14年度）を新たに策定しました。

(2) ごみ減量と意識向上のための取組

① 啓発用冊子の作成

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の案内・ごみ問題の現状と課題を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 ecoブック」、各家庭において実践してもらいたい減量行動や、ごみの現状、ごみに関するトピック等を盛り込んだ情報紙「武蔵野ごみニュース」などを作成し、配布しています。令和5年度は、より若年層の市民の方にも見てもらえるよう、デザインを大きく変更しました。また、平成31年4月からの収集頻度等の見直しにともない、収集日を地区ごとにまとめた「ごみと資源の収集カレンダー」を作成し、配布しています。

・ごみ便利帳 ecoブック 作成部数 8,000部

配布方法 転入者に対する配布（市民課・市政センター）

・ごみと資源の収集カレンダー 作成部数 108,500部

配布方法 全戸配布 87,778部 転入者に対する配布（市民課・市政センター）

・ごみ減量情報紙（武蔵野ごみニュース vol. 31、32）

作成部数 80,000部(vol.31)、81,000部(vol.32)、計161,000部

配布方法 全戸配布（事業所を除く）

79,445部(vol.31)、79,516部(vol.32)、計158,961部

② ホームページ、SNS や動画の活用・ごみアプリの運営終了

ごみ総合対策課からのお知らせ、分別方法、戸別収集の申込方法、ごみ減量に関する情報等を市公式ホームページやSNS (Facebook、X (旧Twitter) など) に随時掲載しています。

また、リチウムイオン電池の分別や3 Rの推進などを呼びかける動画を作成し、動画サイト (YouTube) に投稿しました。

平成28年3月にはスマートフォン利用者向けに「ごみアプリ」を開発し、利便性を高めました。

令和2年11月に市公式LINEアカウントがリニューアルし、ごみの分別検索やチャットボット形式による情報発信、収集日の前日通知などの機能が追加されました。

これに伴い、「ごみアプリ」は令和3年3月末をもってストアでの公開を終了しました。

③ ごみ分別案内所の開設

3月末から4月上旬の転出入の多い時期に、他市から転入してくる市民を主な対象として、自治体によって異なるごみの出し方について、ごみ分別案内を行い、①円滑にごみを出すことができるようになること、②ルールを理解してもらうこと、③ごみの減量や発生抑制について考え、家庭での実践につながるきっかけとしてもらうことを目的とし、実施しています。

| | | |
|-----|---|--|
| 日 時 | 令和6年3月 25日 (月) ~ 3月 29日 (金) の5日間 | |
| 場 所 | 市役所 1階ロビー | |
| 運 営 | クリーンむさしのを推進する会と協働事業として運営 | |
| 対 象 | 市内に転入する市民及び市役所へ来庁した市民 | |
| 内 容 | (1) ごみ収集届出書の手続の案内 (2) ごみ分別方法の案内 (3) ごみ減量取組の紹介 (4) 危険・有害ごみ分別のお願い (動画・見本展示・有害ごみ袋配布) (5) お茶わんリユース | |

④ イベントのごみ分別指導と用具貸出

多くの市民が集うイベント等において、来場者にごみ減量と資源化の意識を高めてもらうことを目的として、また自主清掃活動の支援のため、下記の取組を実施しています。

- ・武蔵野桜まつりとむさしの青空市で、クリーンむさしのを推進する会やボランティアと協力して、ごみの分別指導と集積所の管理を実施。（むさしの青空市は、令和2年度で終了）
- ・イベントごみの分別推進や自主清掃のための用具貸出。

| 年度 | イベントごみ分別指導 | 用具貸出し(件) |
|----|------------|----------|
| 3 | — | — |
| 4 | — | 5 |
| 5 | 1 | 9 |

※令和3・4年度のイベントごみ分別指導は新型コロナウイルス感染症対策等により実施なし
令和5年度のイベントごみ分別指導は武蔵野桜まつりにおいて、ごみ総合対策課職員が実施

⑤ 3 R環境講座

ごみ減量などのテーマを中心に環境を学ぶ講座を実施しています。環境や3 Rについて楽しみながら学ぶことのできる講座を開催し、体験を通じてごみと環境について考えるきっかけにすることを目的としています。

| 開催日 | 講座内容（実施団体） | 参加者数 |
|-------------------------|--|------|
| 前期 令和5年6月 1日～6月17日 | 全2回連続講座「生ごみは宝！たい肥にしてごみを減らそう」 (クリーンむさしのを推進する会) | 24 |
| 後期 令和5年10月 2日～11月11日 | | 15 |
| 令和5年12月16日 | 3R環境講座「乾電池を作ろう～電池リサイクルの必要性～」 | 18 |

⑥イベントによる啓発事業

クリーンセンターでわかりやすい啓発事業を行うことで、身近な生活の中におけるごみを考えるきっかけを作り、ごみ減量への理解を推進することを目的としています。

11月19日にむさしのエコreゾートで「リチウムイオン電池の分別について」のミニ講座を行いました。講座では、リチウムイオン電池が使われている製品の紹介、圧力を加えて発煙する実験動画、火災事故の写真からその危険性と正しい排出方法を紹介しました。

⑦ごみ減量出前講座

ごみに関する講演の要望があった際に、ごみの減量や資源化に関する啓発活動を行っています。令和5年度は下記のとおり5回行いました。

| 開催日 | 内容 |
|-----------|---|
| 令和5年5月30日 | 武藏野市のごみの現状について (コロナ禍による影響、ごみ量とごみ処理経費、食品ロスなど) |
| 9月11日 | 新たに出てきた課題～リチウムイオン電池～ |
| 10月30日 | 武蔵野市のごみについて(ごみ量、ごみの組成、分別など) |
| 1月29日 | 怖いごみの話 |
| 令和6年3月15日 | 武蔵野市のごみについて(ごみ量、ごみの組成、分別など) |

⑧クリーンセンター施設見学・環境啓発

平成 29 年度より稼働した新しいクリーンセンターでは、予約不要で自由に施設見学ができるようになりました。市内の小学 4 年生の社会科見学を含め、事前申込制での団体見学の案内も行っています。

| 年 度 | 合計 | 自由見学 | 団体見学 | | | |
|-------|--------|--------|------|-------|------------------|-----------------|
| | | 人数(人) | 団体数 | 人数(人) | 社会科見学団体数 <内数> | 社会科見学人数 <内数> |
| 元(31) | 14,951 | 12,182 | 143 | 2,769 | <15> | <931> |
| 2 | 6,667 | 5,910 | 43 | 757 | <13> | <535> |
| 3 | 12,740 | 11,647 | 58 | 1,093 | <17> | <577> |
| 4 | 14,013 | 11,995 | 71 | 2,018 | <23> | <1,410> |
| 5 | 21,038 | 10,340 | 99 | 2,180 | <16> | <995> |

※自由見学には、市主催事業に併せて実施した施設開放時の来場者や、武蔵野クリーンセンター運営の一環として、市と共に運営事業者である株式会社むさしの E サービスが行ったエコマルシェ、子どもワークショップ等の啓発事業の参加者を含みます。

令和 5 年度実績（むさしの E サービス実施事業）

- ・イベント実施回数 8 回
- ・延べ参加人数 8,518 人

⑨環境啓発施設「むさしのエコ re ゾート」（所管：環境政策課環境啓発施設係）

クリーンセンターの建て替えに伴い、旧施設の一部を改修して再利用した施設です。令和 2 年 11 月にオープンしました。クリーンセンターの市民参加の歴史を継承し、市民や市民団体、企業、関係機関、行政などが一緒に考え、学びあいながら、環境に配慮した行動をまち全体へと広げていくことを目指しています。地球温暖化を踏まえ、ごみをはじめ資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など、環境について考え、学び、体験することができます。



10 子ども向け環境学習の推進

(1) 夏休みごみ探検隊

次世代を担う子どもたちに、中間処理施設の見学・自然観察、最終処分場見学を通じ、ごみの排出・処理・ごみの行方について知ってもらうことで、ごみの減量・ごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的としています。

令和5年度は生徒・保護者合わせて50名が参加しました。

(2) 副読本の作成

平成19年度に副読本「ごみと生活」を作成し、平成23年には内容を訂正した副読本「ごみトコトン減らし読本」を作成しました。

その後、平成29年度にごみのゆくえを知る冊子「私たちが出したごみは、どこへ行くの?」を発行しました。市主催事業に参加した子どもや保護者等に適宜、配布しています。

(3) ゲストティーチャー（出前授業）の実施

市内の小学校や中学校の授業にごみ総合対策課の職員が出向き、ゲストティーチャーとして授業に参加し、ごみ分別・減量・現状等についての講義を行っています。

平成30年度は井之頭小学校6年生に、武藏野市の抱えるごみの課題について説明を行いましたが、以後は新クリーンセンターへの見学が主となったこともあり、学校側からの要望もなく、近年は実施していません。

1.1 レジ袋削減と食品ロス削減に向けた取組

市では、「武蔵野市ごみ減量協議会」の提言を受けて平成21年1月より「武蔵野市レジ袋削減会議」を立ち上げ、武蔵野市におけるレジ袋削減に関する現状・課題の把握及び実験を行い、市の実情に応じたレジ袋削減手法を、学識経験者・市民・事業者・行政で協議を行いました。

平成22年3月にレジ袋削減会議より市に提言書が提出され、市では提言書に基づいて市、ごみ減量協議会、事業者の協力のもと、レジ袋削減についての取組をはじめました。

また、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の関係省令が改正され、令和2年7月から、無料提供できる条件を満たす一部のレジ袋を除き、レジ袋が有料になり、一層のレジ袋削減が進みました。

(1) レジ袋削減の目的

すぐにごみとして捨ててしまいがちなレジ袋を削減することで、ごみの減量を実現するとともに、「不要な物はもらわない」という意識を根付かせ、使い捨てのライフスタイルそのものを見直すきっかけとなります。

(2) スーパーマーケットとの連携

レジ袋削減会議にて提言された、「武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定」を平成22年11月に締結、平成30年4月には取組内容に食品ロスの削減を加え、協定の名称を「武蔵野市におけるレジ袋削減等に関する協定」に変更しました。

レジ袋の使用削減とマイバッグの持参促進、食品ロスの削減など生活の中で市民の環境意識を向上させる取組を協働で進め、「環境負荷の少ない省エネルギー・省資源型の持続可能な都市」の形成を目指します。

「武蔵野市におけるレジ袋削減等に関する協定」締結事業者一覧

| | |
|------------|--------------|
| 株式会社アトレ | 株式会社京王ストア |
| 株式会社イトヨーカ堂 | サミット株式会社 |
| 株式会社エコス | 生活協同組合コープみらい |
| 株式会社紀ノ國屋 | 株式会社東急ストア |
| 株式会社ダイエー | 株式会社三浦屋 |

(3)コンビニエンスストアとの連携

平成25年3月、日本フランチャイズチェーン協会（JFA）がコンビニエンスストア各社の本社環境担当を集めて行う環境委員会に諮り、武蔵野市レジ袋削減協力店としてコンビニエンスストア全社一括でJFAを通じて参加することが了承されました。

市内協力店は、客に声かけをすることや従業員の教育に取り組むことで、レジ袋の使用を減らしていくことを目指します。

武蔵野市レジ袋削減協力店一覧

| 会社名 | 実施店舗 |
|-------------------|------------|
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | セブン-イレブン |
| 株式会社ファミリーマート | ファミリーマート |
| ミニストップ株式会社 | ミニストップ |
| 株式会社ローソン | ローソン |
| 株式会社ローソンストア100 | ローソンストア100 |

(4)レジ袋削減の取組

・環境にやさしい買い物キャンペーン（10月1日～10月31日）

日々の買い物の方法を工夫することが廃棄物の減量につながることを呼びかけるキャンペーンにおいて、レジ袋の削減を呼びかけました。

スーパー・マーケットでパネル展示したほか、コンビニエンスストアやスーパー・マーケットのレジ周辺にスタンドポップを掲示、市内路線バスと公共施設にポスター掲示、吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅の構内に横断幕を設置、市内商店街にフラッグや横断幕を掲示し、一部商店街やバス車内で啓発放送を流しました。

キャンペーン概要

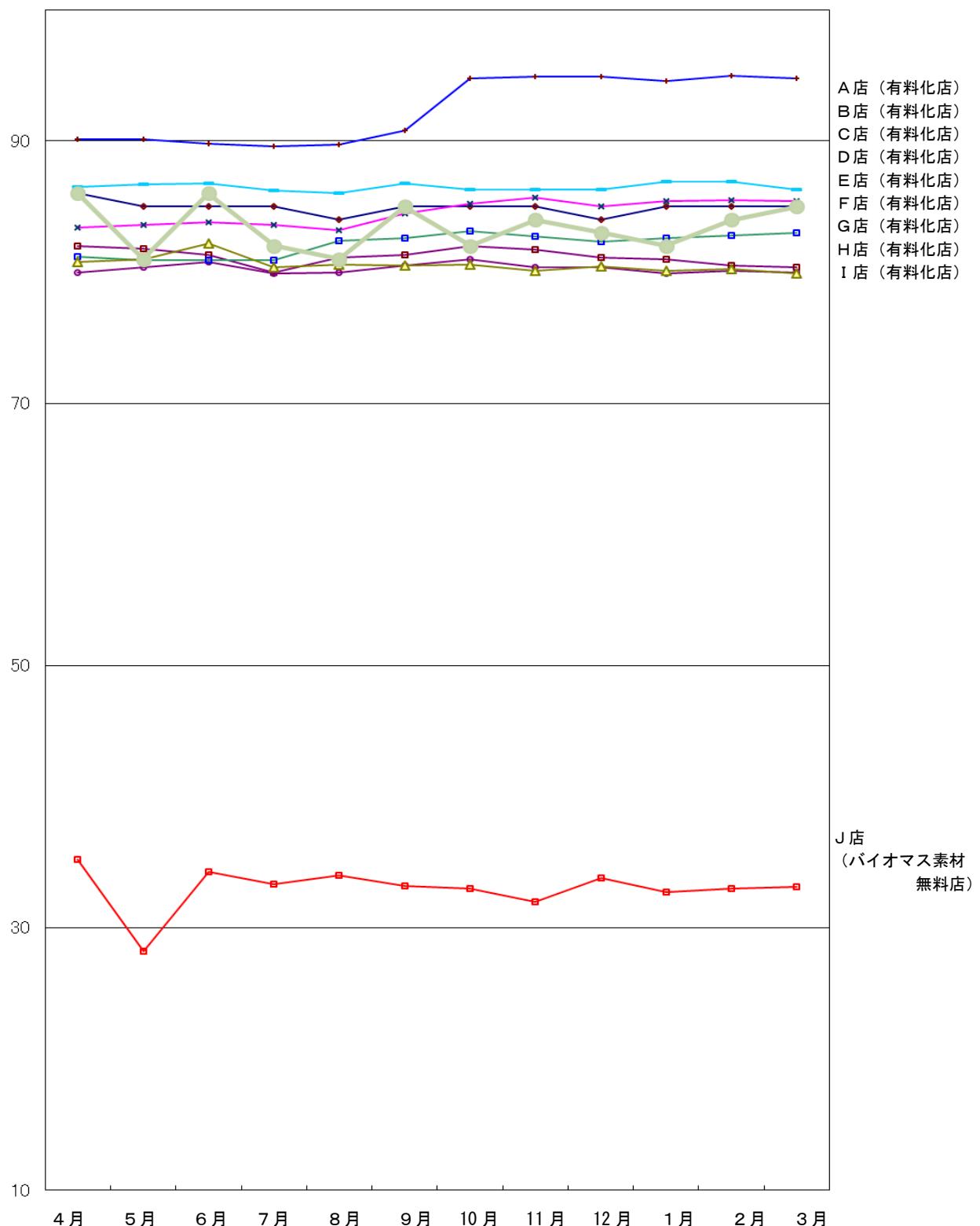
| 場所 | 日時 | 内容 |
|-------------------------|----------------------------|--|
| サミット武蔵野緑町店、 紀ノ国屋吉祥寺店 | 令和5年10月1日（日） ～10月31日（火） | パネル展示 ● プラスチック削減 ●マイバッグ持参促進 ●展示店舗の独自の取組紹介 |
| アトレ吉祥寺 ゆらぎの広場 | 令和5年10月2日（月） ～10月11日（水） | |
| イトヨーカドー 武蔵境店東館入口 | 令和5年10月18日（水） | イベント実施 ●ごみ分別つりゲーム |

(5) レジ袋辞退率について

平成22年11月に締結した「武蔵野市におけるレジ袋削減に関する協定」に基づき、毎年市内各店舗からレジ袋辞退率の報告を受けています。令和5年度の実績は以下のとおりです。

武蔵野市におけるレジ袋削減等に関する協定締結事業者 令和5年度 市内店舗辞退率

(%)



(6) 食品ロス削減の取組

①「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の構成団体としての取組

食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークである「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に加入し、食品ロス削減に向けた取組等について自治体間での情報共有を行っています

②健康課主催「食育フェスタ」へ参加

11月25日（土）の「食育フェスタ」での展示「武蔵野市の食」紹介コーナーにおいて、食品ロスを減らすアイディアに関するパネル展示を行いました。

③株式会社コークッキングとの連携協定

市内の食品ロス削減に向けて、令和4年4月にフードシェアリングアプリ「TABETE」を運営する株式会社コークッキングと連携協定を締結しました。現在、ホームページやごみ減量情報紙に掲載することで周知を行っています。

12 クリーンむさしのを推進する会との連携

市では、全市的な規模で組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に補助金を交付し、活動の支援を行っています。また、「武蔵野ごみニュース」の全戸配布・イベントごみの分別指導等を、市との協働事業として運営しています。

同会は、地域においてごみ減量・資源化への協力、リサイクル活動、集会の開催など積極的な活動を市と協調、連携しながら行っています。また、生ごみ処理容器の普及と購入助成なども行っています。

(1) クリーンむさしのを推進する会の主な活動

①定期集会等の開催

定期総会：令和5年4月26日（水）むさしのエコreゾート

地域集会：12地域

役員会：年11回、支部長会：年3回、地域活動：12支部

市民集会

日時：令和6年1月29日（月）芸能劇場

テーマ：「海洋ごみ問題」落語と環境講座

参加：112名

②各イベントへの参加

| イベント名 | 実施日 | 開催場所など |
|---------|---------------------------|----------------------------|
| 武蔵野桜まつり | 令和6年3月31日（日） | むさしの市民公園、 むさしのエコ re ゾート |
| 市内一斉清掃 | 令和5年11月26日（日） | 市内全域 |
| ごみ分別案内所 | 令和6年3月25日（月） ～3月29日（金） | 市庁舎ロビー |

③専門部会、チーム活動

クリーンむさしのを推進する会の基本問題の検討、生ごみチームの生ごみ減量・たい肥化・啓発、落ち葉のたい肥化、プラスチックチームのペットボトルの発生抑制と店頭回収、お茶わんチームのお茶わんリユースなど年間を通じて実施。

④生ごみ処理容器（コンポスター）の購入助成

昭和59年より、家庭の燃やすごみの減量のため、生ごみ処理容器購入費の一部を助成。

令和5年度購入助成件数 コンポスター24件

(2) 協働事業への会員参加

①「武蔵野ごみニュース」全戸配布

10月実施…202名 79,455枚配布

3月実施…204名 79,516枚配布

②イベントごみの分別指導

武蔵野桜まつりの会場で発生するごみの減量と資源化のため、来場者への分別指導を実施。

※令和4年度をもって事業を終了しました。

③環境にやさしい買い物キャンペーン

毎年10月に実施するキャンペーン期間中に、スーパー店頭等でごみ減量の啓発活動を実施。

海洋プラスチックごみ削減とごみ分別をテーマにキャンペーン活動に協力しました。

令和5年10月11日 アトレ吉祥寺

10月18日 イトーヨーカドー武蔵境

④ごみ分別案内所

毎年3月末に転入者を主な対象として、円滑にごみを出すことができるよう 「ごみ分別案内」を実施。

令和6年3月25日（月）～3月29日（金）の5日間

のべ10名の会員参加、来所者437名

⑤お茶わんリユース

まだ使用できるが不要になったお茶わんなどの食器を収集し、コミセンやイベント等で配布する事業を実施。

| | | |
|----------|--|----------------|
| コミセンでの配布 | 吉祥寺東町、吉祥寺南町、吉祥寺北、けやき、吉祥寺西、中央、西久保、八幡町、境南、桜堤 緑町、関前、本宿、西部 | 配布量 1,860kg |
| イベントでの配布 | 武蔵野桜まつり、ごみ分別案内所 | |
| その他 | むさしのエコreゾート | |

⑥生ごみたい肥講座

自宅で生ごみをたい肥化し、家庭の燃やすごみを減量する方法を学ぶ市民向け講座を実施。

計39名参加

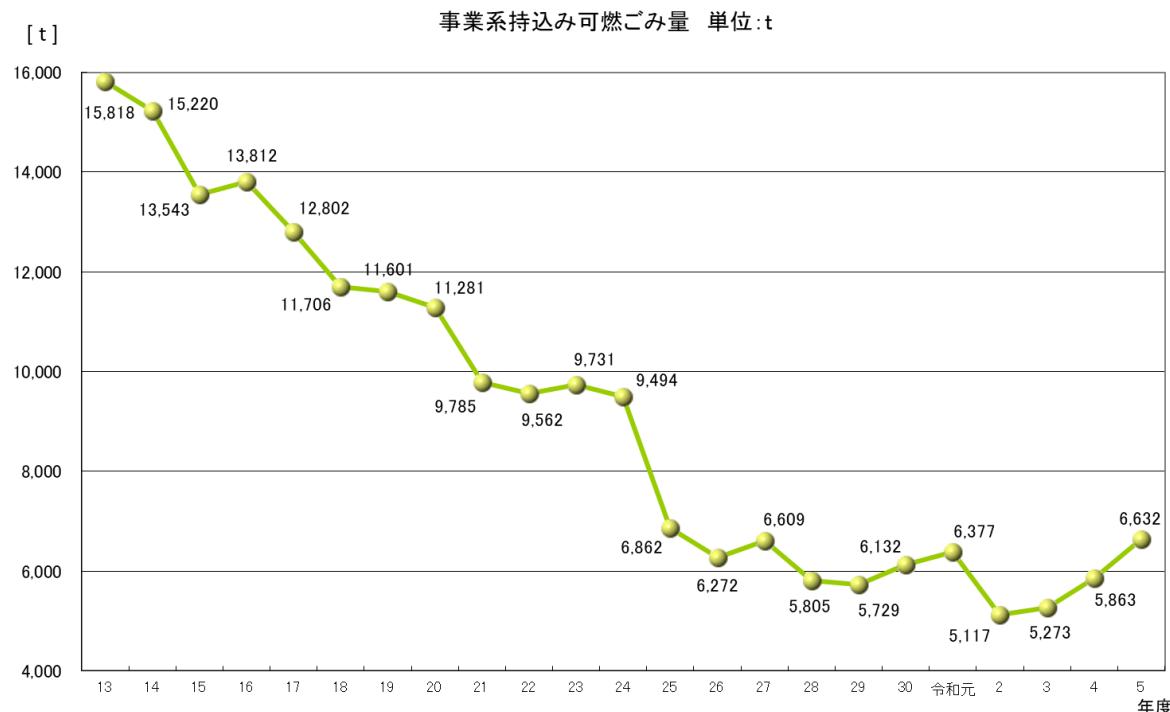
13 事業系一般廃棄物の減量・資源化の取組

(1) 事業系ごみ対策と経過

「吉祥寺」という都内有数の繁華街をもつ武蔵野市では、バブル崩壊後も右肩上がりで増え続ける事業系ごみをいかに削減させるかが大きな課題でした。そのため、市は平成14年4月に事業系ごみ対策専門の調査指導係を新設し、「事業系ごみの減量指導」を強化して事業系ごみの減量に努めてきました。

まず、月に10トン以上の廃棄物を排出する多量排出事業者に対し、平成14年・15年度は雑紙資源化指導、17年度は廃プラ分別指導、18年・19年度は生ごみ資源化指導などの段階的な取組の強化により、事業系一般廃棄物搬入量（事業系持込み可燃ごみ量）大幅減量の成果を上げました。また、より一層の削減を図るため、平成25年4月より、当時多摩地区でもっとも安い設定となっていた事業系一般廃棄物処理手数料を改定し（20円/kg→40円/kg）、事業系ごみ資源化の促進を図りました（手数料改定前後の生ごみ資源化量の推移については、次ページのグラフ「武蔵野市の事業系生ごみの資源化量」参照）。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で事業系のごみの発生量が全体的に減少しましたが、令和3年度、4年度と行動制限の緩和、令和5年5月から行動制限の解除により令和5年度の可燃ごみ量は増加しています。しかし、ピーク時の平成13年度比では約58%の減量となっています。

今後は、景気の変動や中国の廃棄物資源禁輸措置の影響などにより、搬入量の増加が予想されるため、事業者数、景気、及びリサイクル市場の動向に注視し、引き続き事業系ごみの減量指導の取組を検証・継続します。また、事業系生ごみの資源化施設（食品リサイクル法による登録再生利用事業者）の受け入れの動向（受け入れ基準の変更等）も隨時把握する必要があります。



(2) 多量排出事業者への指導

廃棄物の処理と清掃に関する法律第6条の2第5項は、「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指

示することができる」と、定めています。

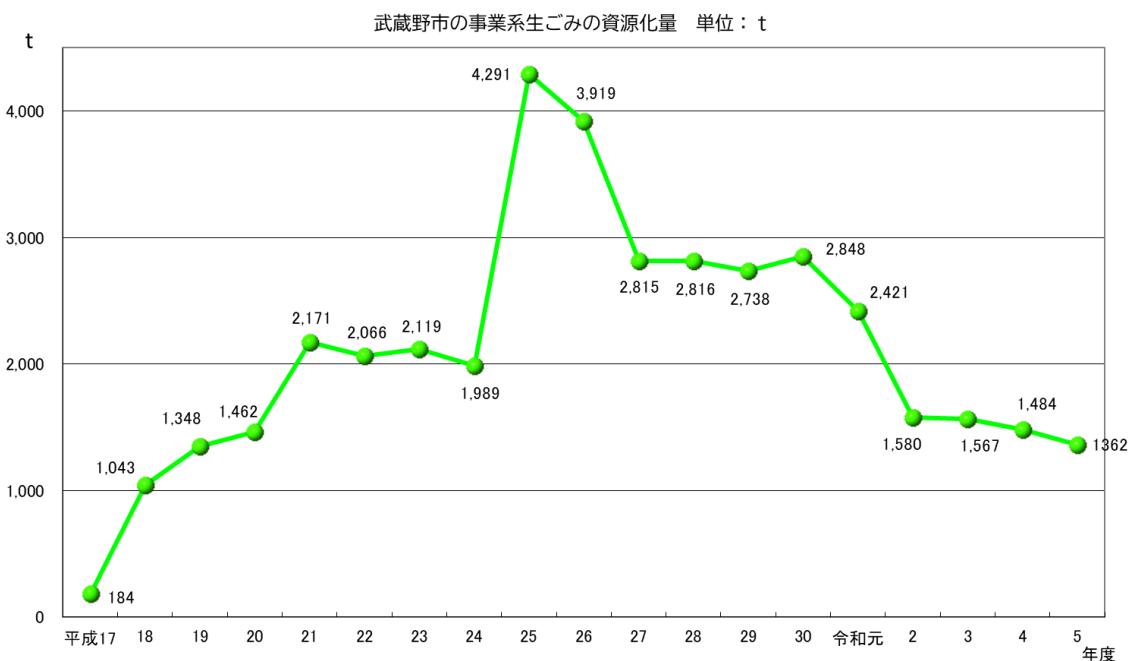
また、武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例（以下「条例」という）では、「多量の廃棄物を排出する事業者は、廃棄物の発生の抑制・減量及び適正な処理を図るため、廃棄物管理責任者を選任し、再利用に関する計画書を市長に提出しなければならない」と規定しています。

条例の規定による多量の廃棄物とは月に10トン以上の排出量を指し、該当する事業所（令和5年度・市内39箇所）に対しては、再利用計画書の実施状況の確認及び廃棄物の減量・再利用を推進するため、年間約50回程度の立入検査を実施し、それにもとづいた指導（詳細な検査報告書を作成し訪問指導）を行っています。

再利用計画書の廃棄物の資源化・再利用計画量及び事業系生ごみの資源化実績量は、以下のとおりとなっています。

再利用計画書計画量

| 年度 | 事業所数 | 発生量 (t) | 資源化量 (t) | 資源化率 (%) |
|-------|------|---------|----------|----------|
| 26 | 43 | 12,337 | 10,065 | 82 |
| 27 | 43 | 11,848 | 9,646 | 81 |
| 28 | 43 | 11,654 | 9,379 | 80 |
| 29 | 43 | 11,343 | 9,152 | 81 |
| 30 | 43 | 12,040 | 9,552 | 79 |
| 元(31) | 41 | 11,923 | 9,445 | 79 |
| 2 | 41 | 11,632 | 9,143 | 79 |
| 3 | 41 | 10,022 | 7,790 | 81 |
| 4 | 40 | 9,664 | 7,734 | 80 |
| 5 | 39 | 9,833 | 7,841 | 80 |



※多量排出事業者への減量・資源化指導のながれ



(3) その他の取組

①事業系一般廃棄物の搬入検査及び展開検査

事業系一般廃棄物を搬入する許可業者に対して、ごみ投入時の搬入検査（目視による内容物検査・毎日実施）及び展開検査（検査機による内容物検査・適時実施）を実施して指導を行っています。

②小規模事業者に対する分別資源化調査指導

小規模事業者（ごみ排出量が1日平均10kg以下などの一定の条件を満たす事業者）の排出するごみは、市指定事業用有料ごみ処理袋を使用することにより、市が収集しています。平成16年10月から実施した家庭ごみの有料化以降、事業用有料ごみ処理袋よりも安価な家庭用有料ごみ処理袋を使用して不適正な排出をする事業者が確認されてきたことを受け、平成21年度からは可燃ごみ収集委託業者と連携して分別資源化調査指導を実施してきました。その結果、適正排出率（事業用有料ごみ処理袋の適正な使用率）は実施前の44.0%（平成19年度）から87.5%（令和5年度末）へ向上しました。

③優良事業者表彰制度（Ecoパートナー）

平成19年度に事業者の取組を推進する顕彰制度を創設し、ごみの発生を可能な限り抑制し、その上で発生するごみについても、雑紙や生ごみの資源化を実践してきた事業者の功績を認定表彰しました。市報などにおいて公募し、申請のあった事業者に対して立入検査、確認調査、審査などを行い認定表彰事業者を決定しています。また審査過程においては、公平性を期するため商店会連合会役員等を含めた第三者委員会を設置しています。平成26年度より認定基準を見直し、市内すべての事業者にごみの減量及び資源化を動機付ける制度として新たな形で継続しています。令和5年度は27事業者が認定表彰されました。

令和5年度 ごみ減量資源化推進事業者（Ecoパートナー）認定表彰者

| | | |
|------------------|----------------|-------------|
| 亜細亜学園 | アトレ吉祥寺店 | イトヨーカ堂武蔵境店 |
| いなげや武蔵野桜堤店 | いなげや武蔵野関前店 | いなげや武蔵野西久保店 |
| 井の頭自然文化園 | NTT 武蔵野研究開発センタ | エフエフビル管理組合 |
| 御料理武蔵野 | 吉祥寺ショープラザビル | 吉祥寺東急REIホテル |
| 吉祥寺マルイ | キラリナ京王吉祥寺 | コピス吉祥寺 |
| コーポみらい ミニコーポ武蔵野店 | サミットストア武蔵野緑町店 | JR吉祥寺駅 |
| 成蹊学園 | 西友吉祥寺店 | ダイヤパローレビル |
| 東急ストア三鷹店 | 東急百貨店吉祥寺店 | パルコ吉祥寺店 |
| 武蔵野赤十字病院 | 横河電機 | ヨドバシ吉祥寺 |

IV まちの美化と喫煙マナー

1 清掃活動

(1) 市内一斉清掃

実 施 日：令和5年11月26日（日）

清掃場所：吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅周辺、主要道路、公園・遊歩道他

参加人数：2,161名

ごみ回収量：可燃190kg、不燃100kg

(2) 朝一番隊清掃（廃止）

平成14年3月から吉祥寺駅周辺において、有償ボランティアによる「吉祥寺朝一番隊」を立ち上げ、平成15年4月からは三鷹駅、武蔵境駅周辺にも「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」を拡充し、毎週日曜日の早朝に三駅周辺の清掃活動を実施していましたが、令和2年度をもって事業を廃止しました。

令和2年度 朝一番隊清掃実績

| 名称 | 内容 | 構成員 | 登録者 | 毎回参加予定者 | 延べ参加者 |
|---------|---|--------|-----|---------|-------|
| 吉祥寺朝一番隊 | 毎週日曜日8時～9時の1時間 | | 23名 | 18名 | 16名 |
| 三鷹朝一番隊 | 三駅周辺で啓発の呼びかけや清掃活動 (但し、ごみゼロデーと 市内一斉清掃日を除く) | 一般公募市民 | 26名 | 15名 | 15名 |
| 武蔵境朝一番隊 | | | 19名 | 17名 | 16名 |
| 計 | | | 68名 | 50名 | 47名 |

*新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度については4月5日(日)のみ実施。

(3) 公衆トイレ（旧 ミカレット）

| 名 称 | 所 在 地 |
|-------------|-------------|
| 吉祥寺駅南口公衆トイレ | 吉祥寺南町2-2 *1 |
| 三鷹駅北口公衆トイレ | 中町1-14 |
| 武蔵境駅南口公衆トイレ | 境南町2-3 *2 |
| 桜堤公衆トイレ | 桜堤2-1 |

*1 吉祥寺駅南口公衆トイレ：平成26年3月末、京王井の頭線高架橋下に移転新設。

*2 武蔵境駅南口公衆トイレ：令和5年1月22日、境南ふれあいひろば公園に移転新設。

2 噫煙マナーアップ（ようこそ美しいまち推進事業）

（1）路上禁煙地区の指定と開放型喫煙所の廃止に至るまでの経緯

市では、平成16年4月から吉祥寺駅周辺を、平成17年7月からは三鷹駅北口と武蔵境駅周辺を路上禁煙地区に指定しました。同時に駅前に囲いのない喫煙所（以下「開放型喫煙所」という。）を作り、喫煙は開放型喫煙所を案内する一方で、路上は禁煙とする分煙方式により、路上禁煙地区内の路上の禁煙化を進めました。路上禁煙地区では、路面に禁煙地区を周知するシートを張付するとともに、路上喫煙者に喫煙の中止を指導し喫煙所で喫煙するよう求める者（以下「マナー推進員」という。）を巡回させるなど、喫煙マナー向上のための啓発を行ってきました。路上禁煙地区の指定以降、歩行喫煙者やたばこのポイ捨てが減少し、喫煙マナーは大きく向上しました。

しかし、開放型喫煙所については、煙が周囲に拡散し不快なため廃止を希望する意見が多く寄せられました。協議を重ねた結果、平成26年2月に吉祥寺駅北口広場内の開放型喫煙所を、平成26年4月に三鷹駅北口及び武蔵境駅北口・南口の開放型喫煙所をそれぞれ廃止しました。

（2）閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の設置

上記の開放型喫煙所の廃止に伴い、市ではマナー推進員の巡回を増やし、喫煙マナー向上を訴えてきました。しかし、市内の駅周辺に喫煙できる場所がないため、店舗が置いた灰皿に多くの喫煙者が集まる状況となり、路上喫煙や受動喫煙に関する苦情が多く寄せられるようになりました。

また、改正健康増進法および都の受動喫煙防止条例により、令和2年4月からは店舗など屋内での喫煙が原則禁止になることが決まっており、施行後は、喫煙可能な場所がこれまで以上に限定されるため、路上喫煙と受動喫煙の増加が懸念される状況になっていました。

そこで、路上禁煙地区内における路上禁煙の徹底を図るとともに、喫煙者と非喫煙者の共存を図るため、まずは特に苦情の多かった三鷹駅北口周辺に、煙が外に漏れにくい閉鎖型の喫煙所を設置する検討を始めました。そして、令和元年度に、地元商業関係者、市民団体、交通関係者、行政などで構成する「ようこそ美しいまち三鷹駅北口委員会」において協議し賛同を得られたため、閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーハウス）を設置することとなりました。

閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーハウス）は、屋外に設置でき、けん引可動式のため設置場所が変更可能であるという特徴を持っています。また、プラズマ脱臭機でコンテナ内部の喫煙の煙を浄化して排出するため、臭いを大幅に低減することができます。

令和2年7月から三鷹駅北口喫煙所の利用を開始し、令和3年4月からは、吉祥寺駅や武蔵境駅周辺についても、同様の閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の利用を開始しています。

路上禁煙地区と閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーhaus）

① 吉祥寺

吉祥寺駅路上禁煙地区

受動喫煙防止とまちの美化のため喫煙所を設置しました。

利用時間 每日 午前7時～午後11時

武藏野市 ごみ総合対策課 電話: 0422-60-1802

※マナー推進員の巡回指導時に
喫煙所を案内するポケットティ
ッシュのラベルデザイン

※令和6年度より、来街者の多
い吉祥寺は年末年始も開所しま
す。

(令和3年4月利用開始)

② 三鷹

三鷹駅北口路上禁煙地区

受動喫煙防止とまちの美化のため喫煙所を設置しました。

利用時間 月曜日～土曜日
(日・祝・年末年始は閉所)
午前7時～午後9時

武藏野市 ごみ総合対策課
電話: 0422-60-1802

(令和2年7月利用開始)

③ 武藏境

受動喫煙防止とまちの美化のため喫煙所を設置しました。

利用時間 月曜日～土曜日
(日・祝・年末年始は閉所)
午前7時～午後9時

武藏野市 ごみ総合対策課
電話: 0422-60-1802

武藏境駅路上禁煙地区

(令和3年4月利用開始)

(3) 市の路上喫煙対策について

①マナー推進員による巡回

マナー推進員は、令和5年度、吉祥寺駅周辺は218日、三鷹駅北口・武蔵境駅周辺は194日巡回し、路上禁煙地区内の路上で喫煙している人に対する指導と吸い殻の回収をしています。

また、喫煙所周辺美化と利用マナー維持のため、マナー推進員の巡回経路に閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーハウス）周辺を追加しています。

【マナー推進員の年間指導数・吸い殻回収数】

| 吉祥寺駅周辺 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----------|----------|----------|
| 指導（件） | 1, 485 | 2, 040 | 1, 845 |
| 吸い殻（本） | 289, 633 | 332, 685 | 317, 575 |

| 三鷹駅周辺 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 指導（件） | 75 | 108 | 159 |
| 吸い殻（本） | 57, 760 | 57, 725 | 61, 283 |

| 武蔵境駅周辺 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 指導（件） | 229 | 342 | 326 |
| 吸い殻（本） | 58, 320 | 53, 261 | 71, 757 |

②喫煙マナーアップ啓発

年間を通じ、路上禁煙地区やポイ捨て禁止を周知する路上シートを、破損や汚れたものから優先し張替えを行っています。また、マナー推進員による巡回指導の際に、路上禁煙地区的地図が入ったポケットティッシュを配布し、路上禁煙地区と閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の案内をしています。

令和5年度は、喫煙マナーアップキャンペーンとして、喫煙マナーを啓発するフラッグを作成し、三鷹駅北口地区、武蔵境駅地区の各商店街の街路灯に計553本掲示しました。

また、来街者の多い吉祥寺駅発着の一部バス車内や停留所で、路上禁煙地区や閉鎖型喫煙所（喫煙トレーラーハウス）の案内放送や電光掲示を実施しました。

③今後の検討について

関係機関や日本たばこ産業（JT）や地元の商店会の方々等と情報交換をしながら、受動喫煙の影響の少ない喫煙場所のあり方や民間事業者が公共的喫煙場所を設置することに対する支援等について研究を行っていきます。

V し尿処理

1 し尿処理の概要

(1) 概要

本市の下水道の普及状況は、昭和42年でわずか17.8%であり、建設費についてもほとんど一般財源に依存していましたが、昭和45年4月から受益者負担金制度の実施にともない国の補助金や起債が大幅に増えたため、普及率は急激に上昇し、昭和45年1月には第1処理区、昭和49年3月には第2処理区が処理開始となり第3処理区については昭和62年4月より処理開始となりました。これにより全市域 100%が供用を行っています。汚水管きよ整備率では昭和55年度末で100%となりました。

住民基本台帳人口と水洗化人口

| 年度 | 住民基本台帳人口 | 水洗化人口 |
|-----|----------|---------|
| 令和元 | 146,847 | 146,841 |
| 令和2 | 147,677 | 147,672 |
| 令和3 | 148,235 | 148,230 |
| 令和4 | 148,260 | 148,255 |
| 令和5 | 148,070 | 148,065 |

*住民基本台帳人口は10月1日現在の数字。

*水洗化人口には、し尿槽人口を含む。

(2) し尿収集のしくみ

収集の形態は、当初より直営及び業者への委託により処理していました。まず中継所構内のし尿中継槽に集められ、その後大型バキューム車(6,200ℓ)に積み換えて約17km先の湖南衛生組合処理場に搬送して処理していましたが、昭和58年9月からは中継槽を廃止し、組合まで直送しています。

収集は、月2回汲取りし、作業は毎日直営1台、委託1台により全市を直営8地区、委託13地区に分けて1日1地区の割合で収集していました。汲取り収集量は、昭和38年6月の湖南衛生組合処理場稼動後は昭和41年度の収集量50,203.8kℓを最高に減少し続けています。昭和62年度に公共下水道の普及率が100%になったことにともない、昭和63年6月1日より市の直営を廃止し、委託10地区、収集回数を月2回とし、委託1台としました。

し尿処理手数料については、東京都の無料化にともない、本市も昭和54年4月より一般家庭のし尿汲取り手数料を廃止しました。しかしながら、全市域で下水道供用開始後10年を経過した平成9年4月より再び有料化を実施しました。

なお、令和5年度仮設トイレのし尿汲取りは、年間453件の申請にもとづき529仮設便槽の収集を実施しました。

2 し尿槽の清掃

し尿槽の清掃は、民間の業者に許可を与えて処理し残渣物は100倍に希釀し、構内下水放流装置により処理していましたが、昭和52年8月で中止し、中継所内の中継槽に溜め、大型バキューム車で、し尿と同じ湖南衛生組合のし尿処理場へ搬入していました。

しかし、昭和58年9月には中継槽を廃止し、組合まで直送しています。

3 し尿処理量の推移

し尿処理

| 年度 | 総人口 | 下水道 人口 | 浄化槽 人口 | し尿 人口 | し尿 収集量 (kℓ) | 直 営 (kℓ) | 委託 (kℓ) | し尿槽 清掃 (kℓ) |
|-------|---------|-----------|-----------|----------|-------------------|-------------|------------|-------------------|
| 平成 26 | 142,108 | 142,108 | — | 9 | 91 | — | 91 | 65 |
| 平成 27 | 143,251 | 143,251 | — | 9 | 80 | — | 80 | 72 |
| 平成 28 | 143,864 | 143,864 | — | 9 | 74 | — | 74 | 83 |
| 平成 29 | 145,016 | 145,008 | — | 8 | 91 | — | 91 | 112 |
| 平成 30 | 146,128 | 146,122 | — | 6 | 81 | — | 81 | 167 |
| 令和元 | 146,847 | 146,841 | — | 6 | 84 | — | 84 | 169 |
| 令和 2 | 147,677 | 147,672 | — | 5 | 73 | — | 73 | 130 |
| 令和 3 | 148,235 | 148,230 | — | 5 | 68 | — | 68 | 104 |
| 令和 4 | 148,260 | 148,255 | — | 5 | 101 | — | 101 | 113 |
| 令和 5 | 148,070 | 148,065 | — | 5 | 84 | — | 84 | 121 |

*総人口は10月1日現在の数字。

*し尿収集量には、仮設便所汲取量を含む。

4 し尿処理施設

し尿処理施設の概要(令和5年4月1日現在)

| | |
|-------|---|
| 設立年月日 | 昭和36年6月1日 |
| 名 称 | 湖南衛生組合 |
| 所在地 | 東京都武蔵村山市大南5丁目1番地 電話 042-561-1551 |
| 構成団体 | 立川市、武蔵野市、小金井市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市 ・当初「武蔵野・小金井・村山地区衛生組合」として設立許可。 ・昭和40年5月1日「湖南衛生組合」と名称変更と共に小平市及び大和町(現東大和市)が加入。 ・令和5年4月1日に立川市と国分寺市が加入。 |
| 組 織 | 組合議会議員14名(令和5年4月1日より) 管理者1名、副管理者6名、監査委員2名、会計管理者1名 一般職員3名 |
| 処理能力 | 7.0 kℓ/日 前処理希釈放流方式 ※平成28年4月、新処理施設稼働開始。 令和5年4月、立川市と国分寺市の加入に伴い、処理能力変更。 |

VI 資料

1 廃棄物処理手数料の変遷

| 施行年月日 | 分類区分 | 単価(円/kg) | | 徴収基準 | | 動物の死体 (1体につき) | し尿 | 家庭廃棄物 | |
|-------------------------------|---|----------|----------|--|------------------|------------------|---|--|--|
| | | 収集 | 持込み | 継続 | 臨時 | | | | |
| S23. 6. 1 | | | | | | | | 1ヶ月 3円 | |
| S24. 4. 1 | (塵芥清掃手数料) 厨芥・雑芥 | | | | | | 1樽(36ℓ) 10円 昭和25.10.1より | 1ヶ月 10円 | |
| S27. 4. 1 | | | | | | | 1樽(36ℓ) 15円 昭和26.9.1より | 1ヶ月 20円 | |
| S29. 9. 13 | | | | 1日の平均10kg以上の排出者について徴収 | | | 1樽(36ℓ) 20円 | 1ヶ月 30円 | |
| S38. 4. 1 | (汚物手数料) ごみ・燃えがら・汚でい・ふん尿・犬、猫、ねずみ等の死体 | 1 | 0.5 | 月平均100kg以上の排出者 | 占有者が臨時に多量に排出した場合 | 200円 | 1世帯2人以下 30円 3人以上 50円+30円 (人数-2) 多量=従量制 36ℓ 30円 | | |
| S42. 4. 1 | | | | | | | 野良犬、野良猫などのみで飼犬などは、受け付けず | | |
| S45. 4. 1 | | | | | | | 多量=従量制 36ℓ 30円 一般家庭のし尿料金無料化 | | |
| S47. 4. 1 | | 7 | 3 | 600円 | | 一般家庭無料 1ℓ 3円 | | | |
| S51. 8. 1 | (廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚でい・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体その他の汚物又は不要物であって固定形状又は液状のもの | 11 | 5 | 1,300円 | | 一般家庭無料 1ℓ 5円 | | | |
| S55. 6. 1 | | 18 | 10 | | | 1,300円 | 一般家庭無料 1ℓ 9円 | | |
| S60. 4. 1 | | | | | | 1,500円 | 一般家庭無料 1ℓ 9円 | | |
| H1. 4. 1 | | 22 | | 2,000円 | | 一般家庭無料 1ℓ 11円 | | | |
| H5. 6. 15 | (廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・ふん尿・動物の死体 | 32 | 20 | | | | 一般家庭無料 1ℓ 20円 | | |
| H9. 4. 1 | (廃棄物処理手数料) ごみ・粗大ごみ・し尿・動物の死体 | | | | | 2,500円 | 一般家庭 1月 2,000円 1ℓ 20円 | | |
| H9. 9. 1 (H9. 10. 1 実施) | (廃棄物処理手数料) 家庭廃棄物・し尿 事業系廃棄物 ※一日平均10kg以下の場合で、行政収集を利用した際の事業系廃棄物処理手数料 *3・可燃共通用 200袋 110円/枚 450袋 250円/枚 ・資源物用 300袋 30円/枚 | 32 | 20 | 1日の平均が10kg以下の事業者 *3 1日の平均が10kgを超える量の事業者 *2 (H25.4.1~ *5) | | 4,000円 | | 全て可燃共通用 50袋 10円/枚 100袋 20円/枚 200袋 40円/枚 400袋 80円/枚 *4 | |
| H16. 10. 1 | | | | | | 廃止 | 一般家庭 1月 2,000円 1回1便槽 10,000円 | | |
| H17. 4. 1 | | | | | | | | | |
| H21. 4. 1 | | | | | | | | | |
| H25. 4. 1 | | 32 *1 | 55 *5 | 20 *1 | 40 *5 | | | | |

*1 粗大ごみその他の家庭廃棄物を臨時に排出する占有者

*2 市長が指定する場所に直接搬入する占有者又は事業者

*3 平成9年10月1日から実施された事業系ごみ有料化による事業系廃棄物処理手数料

*4 平成16年10月1日から実施された家庭ごみ有料化による家庭用一般廃棄物処理手数料

*5 事業系一般廃棄物を排出する事業者（し尿を排出する場合を除く。）

◆ 粗大ごみシール券による一般廃棄物処理手数料については「II 4(3)①粗大ごみの出し方」参照

2 あゆみ

(1) 清掃事業のあゆみ

| | |
|-------|--|
| 明治 22 | 4月 1日 吉祥寺・西窪・関前・境の4カ村が1村となり武藏野村となる 人口 3,000人、戸数 485戸 |
| 33 | 3月 7日 汚物掃除法公布 (明治33年4月1日施行) |
| 昭和 3 | 11月 10日 町制施行 人口 13,000人、戸数 2,600戸 |
| 22 | 11月 3日 市制施行 人口 60,000人、世帯数 15,700世帯 |
| 23 | 4月 24日 武藏野市汚物掃除規定制度 4月 24日 武藏野市塵芥掃除手数料徴収条例制定 5月 28日 市課に関する条例改正告示 衛生課にあつた清掃係を独立させ清掃課新設 9月 20日 武藏野市塵芥掃除受託規定制度 中村組の請負によるごみ収集実施 対象は申込制による、約3,000世帯 |
| 24 | 市の直営にきりかえる 収集作業員 11名、6,000世帯から年間1,907t収集 手数料一世帯 10円 8月 清掃課を衛生課に吸収、清掃係へ |
| 25 | 塵芥は市内養豚農家へ、雑芥は多摩村菊地焼却場及び市内や周辺地の爆弾の穴へ処分。オート三輪、荷車により各戸収集 |
| 26 | 各戸収集した雑芥は、仮集積所(市内4カ所)に一時集積し、自動車で運搬処理。雑芥の処分地は全面的に市外となる |
| 27 | 厨芥の排出量が増加し、厨芥桶を100本試験的に使用。収集作業員 17名、自動車1台、オート三輪1台、リヤカー1台、手車15台の体制となる |
| 28 | トレーラーを3台購入し、手車より積みかえ、ジープで牽引して処分場へ搬入 塵芥焼却場用地交渉不成功。候補地は、 ① 境1,698番地(桜堤2丁目) ② 境上水北営団西側(桜堤3丁目) ③ 小平町長窪 ④ 田無町西原2,494 |
| 29 | 収集月量 10万貫(375t)越す。 吉祥寺北口ごみ捨場を開鎖し、振銭によりトレーラーに持ち込む。 4月 22日 清掃法公布 7月 1日 清掃法施行 9月 13日 武藏野市清掃条例公布施行 9月 13日 武藏野市塵芥掃除手数料条例廃止 |
| 30 | 1月 31日 武藏野三鷹地区保健衛生組合設立(總行地図第30号許可) 三鷹市内に焼却場用地物色 |
| 31 | 人口増加に伴い、ごみ排出量も増加。6カ所の仮積場に殺菌、防臭のため薬品散布。 <この年神武景氣でにぎわう> 埼玉県武藏町(現在の入間市)の町有地1,800坪を借地契約し、埋立処理を開始する。 |
| 32 | 都営、公団住宅等の建設により人口急増。収集世帯が1万を越す。 これに対応するためアーバイト作業員およびオート三輪1台増車。 |
| 33 | 2月 焼却工場用地 三鷹市新川18番地(津村順天堂他 52,519m ²)を買収。 用地買収費を含め 32,169,000円。 9月 5日 バッヂ式固定焼却炉(三機式自然通風炉)10基完成 処理能力 37.5t/日 建設費 13,350千円 9月 15日より焼却業務を開始。雑芥のみで厨芥は養豚飼料又は埋立処分を行う。 <経済的にはナベ底景気の年> |
| 34 | 人口増加が続き、ごみ排出量も年間 12,078t となる。前年比 29.8%増。 <34年～36年 岩戸景気とさわがれた> 不燃性無機物の処分地がなくなり、一時収集中止。養豚業者が減少し、厨芥を市で業者まで輸送する。 11月 22日 バッヂ式固定焼却炉増設、処理能力 75t/日となる。建設費 6,990千円。 |
| 35 | ごみ排出量 29%増。 吉祥寺駅周辺の雑芥を 2t 車による直接収集に切り換える。 厨芥収集を行う三輪車が 10 台となり、迅速な処理ができるようになった。 |
| 36 | リヤカーによる収集を小型四輪車による直接収集に切り換える。 |
| 37 | 6月 24日 焼却場に自動計量器を設置し、ごみの計量を開始。 厨芥の割合が大きくなり、機械炉の建設を検討。 |
| 38 | 機械炉建設のため視察を行う。 3月 20日 武藏野市汚物掃除規定廃止 |

| | |
|----|--|
| 39 | 1月 4日 清掃事務所設置 5月 1日 テストケースとして、定時定置収集（現行のステーション方式）を吉祥寺北町1、2丁目で行う。 (厨芥用ポリバケツを8世帯に1個無償支給) <オリンピック東京大会開催> |
| 40 | 武三保組合、機械炉建設開始 |
| 41 | 9月 1日 ロータリー、キルン式機械炉運転開始（バッチ炉廃止） 9月 1日 厨芥・雑芥混合で「定時定置収集」制となる。ごみ停留所3,800カ所、週2回収集。 燃えないごみは月2回。 <この年から消費の増大に支えられた高度成長期に入る> |
| 42 | 4月 1日 一般家庭ごみ処理手数料を廃止（無料化）。パッカー車を導入。 両市の不燃物処理、武三保組合で行うことになる。 |
| 43 | 8月 21日 激増するごみを焼却するため、機械炉の運転時間を16時間より24時間（3交替）に延長する。 12月 25日 機械炉の増設工事に着手 |
| 44 | 資源回収運動団体第一号誕生 11月 反逆炎式機械炉完成 |
| 45 | 6月 20日 地元調布市民より焼却場からの騒音、悪臭、煤煙等の公害防止について陳情 6月 26日 新炉の本格運転開始 能力360t／24H 8月 7日 住民代表が処理場公害に対して三鷹市役所前に座り込む。 8月 25日 武三保組合は、都より改善勧告を受ける。これを受け9月30日、ロータリーキルン式機械炉（1、2号炉）の全面的修繕及び改善を行う。 12月 25日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（旧清掃法の全部改正）公布、46年9月24日施行 「美化」と「トイレット」をあわせた名前の公衆トイレ「ミカレット」を吉祥寺駅南側に設置 |
| 46 | 1月 24日 住民約100名、三鷹駅前をデモ行進 2月 8日 焼却場周辺住民が戸の即時操業停止を求めて、ピケにより搬入を阻止 10月 1日 武藏野市の不燃ごみ集積所を焼却場内から移転 11月 可燃ごみ収集週2回（月木、火金）から3回（月水金、火木土）へ移行 12月 10日 周辺住民、焼却戸夜間運転の中止を要求 12月 三鷹市長は、三鷹市議会全員協議会にて、「焼却場の共同使用を向こう2年をメドにやめ、単独運営にしたい」と表明。 |
| 47 | 1月～3月 3号炉の防音及び天井クレーン騒音低減工事。汚水沈殿槽の改修等の工事を実施 2月 14日 市内婦人団体によるノーパック運動開始 6月 1日 不燃物中継所用地として八幡町2丁目通研正門前に決定 6月 20日 市議会廃棄物対策特別委員会を設置 7月 5日 2号炉爆発により炉内の煉瓦の破損（電気集塵器設置）、羽村、瑞穂両町の砂利穴へ埋め立てる。 |
| 48 | 3月 28日 第1期清掃対策市民委員会発足 5月 21日 自区内処理を主張して武藏野市の可燃ごみ搬入廃止 6月 21日 廃棄物対策特別委員会は市内に第2処理施設の検討を要する旨報告 7月 3日 多摩地域21市2町により廃棄物終末処理対策協議会設立 7月 18日 清掃対策本部設置 |
| 49 | 12月 23日 三鷹市長よりごみ処理対策について再度文書、50年3月までの焼却場武藏野市内建設の約束は如何。期限は定めていないと反論。 |
| 50 | 3月 21日 清掃対策市民委員会は、第1回修繕市を開催する。 6月 17日 八幡町2丁目中の中継所設置反対の請願が再提出される。 12月 8日 第2期清掃対策市民委員会発足。 羽村・瑞穂両町の終末処分地の公害防止のため、終末処分地の消毒及びシートロールを実施するが、十分な効果は得られず。 |
| 51 | 4月 羽村・瑞穂両町住民が廃棄物投棄差し止めを求める仮処分命令申請を東京地裁八王子支部に提出 8月 2日 両町住民と和解成立 9月 16日 処理施設建設費等に使用するための基金条例可決 10月 自区内に最終処分場の確保が困難な9市が共同して、東京都市廃棄物処分地管理組合設立 |
| 52 | 1月 5日 アメリカンスクールの跡地の一部に不燃物仮選別所完成 7月 5日 環境整備部の新設、同時に清掃事務所を清掃課に名称変更、清掃計画担当の設置 9月 8日 ごみ対策を推進する会主催「もうごみ捨て場がない！みんなで考えよう」第1回ごみ問題市民集会開催（参加450名）、減量運動として、資源物集団回収の実践を市民へ呼びかける 12月 7日 第2期清掃対策市民委員会、早急に建設用地の選定を提言 廃棄物再生利用事業実施要項を作成 |
| 53 | 焼却場修理による減量努力として、1月23日から不燃ごみ収集日に資源分別排出を始める（古紙類） 1月 武藏野・三鷹両市長、新炉問題で協議 ① 53年度から5カ年計画で建設 ② 53年度に用地と機種を決定する ③ 58年4月稼働をタイムリミットとする |

| | |
|----|--|
| | <p>④ 「ふじみ焼却場の第2工場」とし、機種の選定にあたっては、組合と協議して決める</p> <p>1月 「ごみ対策を推進する会」の参加団体を拡げる</p> <p>4月 1日 集団回収団体補助金制度発足 1kg 2円</p> <p>5月 1日 八幡町2丁目仮選定所の建設合意の覚書を取り交わす</p> <p>5月 24日 保谷市坂上親睦会に建設計画説明、住民は反対の意志表明</p> <p>7月 19日 焼却炉爆発</p> <p>7月 20日 市議会に対し八幡町2丁目ごみ選別炉設置について保谷市民反対の陳情</p> <p>7月 28日 不燃物仮焼却炉閉鎖、清掃課内で仮中継を行う</p> <p>8月 2日 粗大ごみ仮中継所（八幡町1丁目）工事着手 翌3日地元代表工事中止の申し入れ</p> <p>9月 1日 全域対策として、不燃ごみの細分別排出収集開始</p> <p>9月 20日 第2回ごみ問題市民集会開催（参加約400名）</p> <p>12月 22日 本会議で市長が北町5丁目市営プール跡地を処理施設建設用地として発表</p> <p>12月 29日 市民プール周辺住民へパンフレット配布</p> <p>武藏野市高齢者事業団（現公益財団法人武藏野市シルバーハウス）と協定を結び、粗大ごみ再生事業を開始</p> |
| 54 | <p>1月 16日 クリーンセンター第1回地元説明会開催</p> <p>1月 18日 第2回地元説明会開催</p> <p>2月 8日 第2回目の全員協議会開催 建設反対、促進の要望書が提出され、意見陳述・質疑応答があつたが、結論を得るにいたらなかった</p> <p>2月 21日 第4回地元説明会</p> <p>2月 26日 市議会全員協議会を開催するも結論を得ず</p> <p>3月 13日 市議会廃棄物特別委員会により、公園内設置についての都の意向確認</p> <p>3月 19日 ごみ問題を考える連絡会14名、東京都都市計画局・環境整備部長・知事室を訪問</p> <p>7月 20日 市長より武藏野市清掃対策市民委員会へ、市民参加方式のクリーンセンター建設特別市民委員会の要綱案の作成要請</p> <p>9月 27日 第3回市民集会開催（武藏野公会堂）</p> <p>10月～55年 3月 武三保、1、2号炉改修工事</p> <p>10月～55年 3月 1、2号炉改修工事に伴うごみ減量武藏野市民運動</p> <p>12月 1日 クリーンセンター建設特別市民委員会の発足</p> |
| 55 | <p>2月 13日 羽村町最終処分場について羽村町並びに周辺住民と東京都市廃棄物処分地管理組合で公害防止協定の締結</p> <p>4月 1日 集団回収団体補助金1kg 3円に値上げする</p> <p>4月 17日 武三保、組合じん芥処理施設建設プロジェクトチームを設置</p> <p>4月 30日 東京都都市廃棄物処分地管理組合9市をはじめとした25市2町が、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合設立準備委員会を設立</p> <p>5月～10月 羽村新処分場建設工事</p> <p>8月 清掃対策市民委員会（第三期）報告書の提出</p> <p>9月 29日 クリーンセンター建設特別市民委員会が26回の委員会を開催、提言を市長に提出</p> <p>11月 羽村新処分場完成 ごみ投入を開始</p> <p>11月 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合を設立</p> <p>12月 クリーンセンターの建設用地を市営総合グランドに選定し、議会の了承を得る</p> |
| 56 | <p>2月 不燃物の毎週取りに關し、職員参加によるプロジェクトチームを編成（現業職10名、事務職2名の構成）</p> <p>1月～2月 クリーンセンター建設説明会を開催（3団体）</p> <p>3月 周辺住民団体の同意を得る（ごみ問題を考える連絡会、緑町団地自治会）</p> <p>3月 反対周辺住民団体に理解と協力要請（緑町3丁目）</p> <p>4月 30日 環境整備部から環境部に変更</p> <p>5月 クリーンセンター都市計画決定される</p> <p>9月 クリーンセンター用地測量着手</p> <p>10月 クリーンセンターまちづくり委員会発足</p> <p>12月 三多摩地域廃棄物広域処分組合と日の出町間で、日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場設置に関する基本協定を正式調印</p> <p>12月 第2ごみ焼却場建設メーかー決定</p> |
| 57 | <p>2月 不燃性の毎週収集実施</p> <p>第2ごみ焼却場煙突工事着手</p> <p>日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場用地買収始まる</p> <p>4月 1日 集団回収団体補助金1kg 4円に値上げする</p> <p>6月 粗大ごみ処理施設建設メーかー決定</p> <p>7月 クリーンセンター建設本体工事着手</p> <p>日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場着工</p> <p>第2ごみ焼却場煙突工事完了</p> <p>12月 クリーンセンターまちづくり委員会第1回提言</p> |

| | | |
|------|---|--|
| 58 | 6月 10月 11月 12月 | クリーンセンター軸体工事完了 含水銀廃棄物（有害ごみ）の分別収集開始 クリーンセンター焼却炉レンガ積工事着工 クリーンセンターまちづくり委員会第2回提言 清掃事業対策関係者会議（庁内プロジェクト）発足 含水銀廃棄物（有害ごみ）の処理委託開始 クリーンセンター外構工事着手 清掃事業対策関係者会議（庁内プロジェクト）提言を行い終了 |
| 59 | 3月 3月 31日 4月 1日 6月 9月 9月 30日 10月 12月 | 有害ごみ分別排出啓発ポスター一斉提示（約5,000枚） 羽村処分場埋立て事業完了 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入準備完了 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場開場、投棄開始 第2ごみ焼却場の管理・運営を武三保組合より受託、 清掃作業副主幹制度（班長制度）発足、収集作業員104名から89名体制となる 武藏野クリーンセンター試運転開始、可燃ごみ搬入開始 不燃、粗大ごみ武藏野クリーンセンター搬入開始 不燃物中納所閉鎖 武三保組合、ふじみ焼却工場閉鎖 東京都市廃棄物処分地管理組合解散 武藏野クリーンセンター操業に関する暫定協定書地元団体と締結 まちづくり委員会最終（第3回）提言 武藏野クリーンセンター竣工、本格稼動 武藏野クリーンセンター落成式 地元三団体代表により「武藏野クリーンセンター運営協議会」発足 リサイクルセンター建設検討庁内プロジェクト発足 |
| 60 | 2月 3月 4月 11月 | リサイクルセンター建設検討庁内プロジェクト提言 武藏野クリーンセンター事後環境アセスメントに着手 空きカン類（資源ごみ）を埋め立てごみ（燃やせないごみ）と一緒に収集する 武藏野クリーンセンター事後アセスメント報告 |
| 62 | 1月 61.9.20 63.3.31 8月 12月 12日 | ワーキンググループ発足 団体交渉により清掃問題につき労使双方で協議 17回の討議を重ね、 報告書を提出する 爆発物防止ポスター作成 B 3~1,000枚 B 2~5,000枚 武藏野クリーンセンター操業に関する協定書締結 (北町5丁目町会、緑町3丁目町会、武藏野緑町団地自治会) |
| 63 | 1月 4月 | クリーンむさしのを推進する会10周年記念式典 於 市民文化会館 収集作業員89名から87名体制となる |
| 平成元年 | 3月 4月 1日 4月 14日 7月 | 安全作業・安全運転手引書発刊、300部印刷 清掃手数料一部改正 粗大ごみ1kg 22円 し尿1ヶ月 11円 動物死体1体2,000円 集団回収団体補助金1kg5円に値上げする 機構改革により清掃課から生活環境課へ名称変更し（清掃係が業務係へ名称変更）、 美化指導課が新設され指導係が編入された 英字版“ごみの出し方”印刷発行する 2,000部 |
| 2 | 4月 14日 6月 3日 7月 2日 8月 10月 11月 25日 | 収集作業員87人体制から83人体制へ変更 市内駅前周辺清掃（ごみゼロデー）実施（開始） 社団法人シルバー人材センター武藏野市高齢者事業団を社団法人武藏野市シルバー人材センターへ 変更 ごみ表示版の全部取り替え カラス対策のための防鳥ネットの配布を始める 市内一斉清掃実施（開始） |
| 3 | 2月 7日 4月 1日 4月 26日 6月 5日 9月 2日 10月 5日 11月 18日 | 美化推進員制度開始 集団回収団体補助金1kg7円に値上げする 再生資源の利用の促進に関する法律（法律第48号）公布（施行平成3年10月25日） 牛乳パック拠点回収開始 廃食用油回収開始 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正（法律第95号）（施行平成4年7月4日） 多量排出事業所と許可業者に対し、排出量抑制のための資源化計画説明会を行う |

| | |
|----|---|
| 4 | 1月 5日 クリーンセンター大型可燃ごみ破碎機稼動 2月 3日 収集地区の一部変更 これにより完全週休2日制の試行開始 4月 1日 集団回収団体補助金 1kg 10円に値上げする 11月 29日 クリーンセンター プラスチック減容設備稼動 12月 22日 武藏野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例公布（条例第46号） |
| 5 | 4月 5日 機構改革により美化指導課を廃止ごみ総合対策室設置 6月 市政センターに空き缶回収機を設置 6月 15日 武藏野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例施行 6月 15日 清掃手数料一部改正 粗大ごみ 1kg 32円 し尿 1㍑ 20円 動物死体1体 2,500円 8月 夏休みごみ探検隊実施 |
| 6 | 2月 26日 環境美化推進員制度スタート 3月 生ごみ処理機を小学校等の市関連施設に設置 6月 1日 リサイクル体験工房開設 11月 1日 食品用発泡スチロール製トレーと飲料用ペットボトル回収開始 牛乳パック拠点回収方法を変更する |
| 7 | 4月 1日 集団回収事業者補助金制度発足 1kg 2円 5月 1日 ごみ収集袋の透明・半透明化の実施 5月 10日 第1期廃棄物に関する市民会議発足 6月 16日 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（法律112号）公布 7月 1日 市推奨ごみ袋のデザイン変更 10月 1日 家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度発足 10月 新タイプの防鳥ネット貸し出し |
| 8 | 4月 収集作業員 83名体制から 81名体制に 5月 8日 クリーンセンター焼却施設基幹的施設整備事業開始 5月 10日 桜堤団地建替事業について住宅・都市整備公団と生ごみ処理集中システム導入などのごみ対策を含む基本協定を締結 5月 20日 廃棄物に関する市民会議中間答申 事業系ごみ全面有料化、分別収集の充実などについて 10月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成9年度～13年度分） |
| 9 | 3月 26日 第1期廃棄物に関する市民会議最終答申 9月 12日 市営北町第二住宅へ生ごみ処理機設置、集合住宅用の試行 10月 1日 事業系ごみ全面有料化実施 缶の分別収集再実施 「資源の日」設定 (週1回、缶・びん・古紙・古布及び有害ごみ) スプレー缶・ガスボンベを有害ごみで収集開始 10月 英語版・韓国語版・中国語版「ごみの出し方」発行 |
| 10 | 1月 日の出町に2つ目の廃棄物最終処分場、二ツ塙廃棄物広域処分場が完成し一部搬入開始 2月 市設置生ごみ処理機からの熟成コンポストを市内農家への配布開始 2月 23日 第2期廃棄物に関する市民会議発足 4月 日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場搬入完了、二ツ塙廃棄物広域処分場全面搬入開始 4月 6日 粗大ごみ処理施設破碎機爆発事故 5月 市庁舎に生ごみ処理機設置 8月 生活環境課に指導班発足、 8月 27日 武藏野市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）策定 12月 クリーンセンター周辺等ダイオキシン類の土壤調査を実施 クリーンセンター1号炉電機集塵機をバグフィルタに変更 12月 5日 桜堤団地建替事業について住宅・都市整備公団と業務用生ごみ処理機による生ごみ資源化事業に関する個別協定を締結 |
| 11 | 2月 クリーンセンター焼却灰中金属類除去装置設置 4月 収集作業員 81名体制から 77名体制に 6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成12年度～16年度分） 8月 有害ガス除去装置開放型冷却塔を密閉型に変更 焼却灰中の乾電池を手作業で除去（10月まで） 10月 焼却灰中の乾電池除去装置の設置 10月 22日 桜堤団地（サンヴァリエ桜堤）生ごみ資源化（コンポストサークル）開始 12月 クリーンセンター2号炉電機集塵機をバグフィルタに変更 |
| 12 | 3月 31日 第2期廃棄物に関する市民会議答申 7月 1日 収集方法の変更、可燃ごみ収集週2回、「資源の日」週2回に（土曜日収集廃止） 容器包装リサイクル法に基づくペットボトル、その他プラスチック製容器包装の分別収集の開始 収集作業員 77名体制から 73名体制に 10月 クリーンセンター3号炉電機集塵機をバグフィルタに変更（ごみクレーン及び復水器の更新） 11月 13日 三鷹市との可燃ごみ処理の相互協力開始 |
| 13 | 3月 28日 クリーンセンターが ISO14001 を取得。 |

| | | |
|----|------------|--|
| | 4月 1日 | 家電リサイクル法の本格施行により、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の4品目を粗大ごみ収集の対象からはずす。 収集地区一部委託開始（3地区の可燃・不燃） 収集作業員73名体制から67名体制に |
| | 7月 25日 | 第3期廃棄物に関する市民会議発足 |
| | 10月 1日 | 粗大ごみ収集方法を変更、シール制に |
| | 10月~11月 | 二枚橋衛生組合から広域支援として可燃ごみを受入れる（約600t） |
| 14 | 3月 | 吉祥寺朝一番隊開始 |
| | 4月 1日 | 機構改革によりごみ総合対策課へ 調査指導係発足 |
| | 5月 18日 | 埋立てごみの試験焼却実施（24日まで7日間） |
| | 6月 | 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成15年度～19年度分） |
| | 11月 16日 | クリーンセンター運営協議会まつり開催 |
| 15 | 1月 14日 | 埋立てごみの再試験焼却実施（17日まで4日間） |
| | 3月 31日 | 武蔵野三鷹地区保健衛生組合解散 |
| | 4月 1日 | 武蔵野市の単独処理開始 狭あい道路地域特別戸別収集開始 ふれあい訪問収集開始 |
| | | 三鷹朝一番隊、武蔵境朝一番隊開始 |
| | 8月 | 武蔵野市一般廃棄物処理基本計画 調整計画 策定 |
| | 9月～3月 | クリーンセンター粗大ごみ処理施設更新工事。選別設備の変更 |
| | 10月 1日 | 埋立てごみの焼却本格実施 資源有効利用促進法に係る経済産業省・環境省令の改正により、家庭の使用済みパソコンを粗大ごみ収集の対象からはずす |
| | 10月 15日 | 武蔵野市13万市民ごみ減量キャンペーンを実施 「これしか出せないの!?ごみ袋」を市内全世帯に配布 |
| 16 | 2月 2日 | モデル地域（御殿山・西久保・桜堤）で戸別収集を実施 |
| | 4月 1日 | 家電リサイクル法の対象品目に冷凍庫が追加され、粗大ごみ収集の対象からはずす クリーンセンター粗大ごみ処理施設の新しい選別設備稼動 |
| | 4月 17日 | オール東京市町村喫煙マナーアップキャンペーン |
| | 4月 18日 | 吉祥寺駅周辺を路上禁煙地区に指定 |
| | 7月 5日 | 吉祥寺北町、吉祥寺南町、吉祥寺本町、八幡町、境、境南町で戸別収集を実施。 |
| | 8月 2日 | ごみの分別を一部変更。「燃やさないごみ」として分別していた資源にならないプラスチック製品、靴、ラップ、アルミホイルなどが「燃やすごみ」に 古紙において、「雑紙（ざつがみ）」の区分を設ける |
| | 9月 1日 | スーパー、コンビニエンスストアなど市内174店舗で家庭用有料ごみ処理袋等の販売を開始 |
| | 9月 28日 | クリーンセンター粗大ごみ処理施設で爆発事故発生 |
| | 10月 | クリーンセンター稼動20周年 |
| | 10月 | ごみ便利帳 発行 全戸配布 |
| | 10月 1日 | 家庭ごみ有料化実施。「燃やすごみ」と「燃やさないごみ」の処理が有料となる |
| | 10月 4日 | 吉祥寺東町、中町、緑町、関前で戸別収集を開始し、市内全域で戸別収集を実施 |
| | 11月 14日 | クリーンセンター運営協議会20周年記念事業開催 |
| 17 | 3月 10日 | クリーンセンター粗大ごみ処理施設で爆発事故発生 |
| | 3月 31日 | コミセンに設置されたペットボトル・発泡スチロールトレイの回収ボックスを撤去 |
| | 4月 1日 | 動物死体の処理手数料を2,500円から4,000円に変更 |
| | 7月 9日 | 三鷹駅北口・武蔵境駅周辺を路上禁煙地区に指定 |
| | 7月 30日 | オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン |
| | 8月 24日 | 「夏休みごみ探検隊」須田孫七氏、須田研司氏を講師に自然観察体験を開始 |
| | 9月 | 土の回収（試行）開始 |
| | 9月 30日 | ペットボトル・発泡スチロールトレイ拠点回収全面廃止 |
| | 12月 28日 | クリーンセンター地球温暖化対策計画策定 エネルギー使用に伴うCO ₂ 排出量を平成21年度迄に約10%削減を目指 |
| 18 | 4月 1日 | 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が、廃棄物の埋立処分するだけでなくエコセメント事業を開始することにより、東京たま広域資源循環組合に名称変更 |
| | 11月 | ごみ減量に向けて!!「武蔵野ごみチャレンジ700グラム」宣言 シンボルデザインマーク募集 |
| | 11月 5日 | オール東京市区町村喫煙マナーアップキャンペーン |
| | 12月 25～27日 | 年末ごみ減量キャンペーン |

| | |
|----|--|
| 19 | <p>1月 31日 第4期廃棄物に関する市民会議発足</p> <p>2月 外国語版ごみ分別冊子発行</p> <p>2月 25日 ごみ減量フェスタ開催</p> <p>3月 26日～4月 6日 ごみ分別案内所の開設（開始）</p> <p>6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成20年度～24年度分）</p> <p>7月 25日 剪定枝葉資源化事業開始</p> <p>8月 21日 親子エコクリッキングを実施</p> <p>8月 31日 親子ごみ探検隊を実施（開始）</p> <p>9月 5日 ごみ減量協議会発足</p> <p>10月 30日 第4期廃棄物に関する市民会議中間報告</p> <p>11月 15日～30日 第4期廃棄物に関する市民会議中間報告パブリックコメント</p> <p>12月 11日 ゲストティーチャー私立中学校で実施（藤村女子）</p> <p>12月 10日～20日 高校生ごみ意識調査実施（都立武藏高校、成蹊高校、聖徳高校、藤村女子高校）</p> |
| 20 | <p>1月 19日～3月 26日 高校生ごみ意識ミーティング実施（開始）</p> <p>2月 1日 第4期廃棄物に関する市民会議最終答申</p> <p>2月 25日 ごみ減量資源化推進事業者（ECOパートナー）認定表彰開始</p> <p>2月 ～ごみ減量情報紙～「武藏野ごみニュース」vol.1 発行</p> <p>3月 武藏野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成20年度～29年度）策定</p> <p>4月 1日 行政収集した古紙類の売扱い方法見直し 集団回収事業者補助金1kg0.5円に引き下げる</p> <p>6月 レジ袋使用事業者懇談会第1回実施</p> <p>8月 （仮称）新武藏野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会発足</p> <p>10月 1日 分別収集したびんを全量容器包装リサイクル協会ルートによる資源化へ 化粧品びんを燃やさないごみから資源物（びん）へ分別変更</p> |
| 21 | <p>1月 29日 レジ袋削減会議発足</p> <p>2月 25日 ごみ処理広域支援（小金井市）のため、平成20年度一般廃棄物処理実施計画を改正</p> <p>3月 家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付制度を廃止</p> <p>4月 1日 燃やさないごみの収集回数を、週1回から月2回に変更 家電リサイクル法の対象品目に液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機が追加され、粗大ごみ収集の対象からはずす 市による飼養動物（ペット）の死体処理を廃止 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業を廃止 一般収集を全面委託化、市直営は狹隘道路・ふれあい訪問収集のみに 集団回収事業者補助金1kg2円に値上げする 機構改革により、減量資源化係と調査指導係が統合し、減量指導係へ改組</p> <p>6月 （仮称）新武藏野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会最終報告書</p> <p>7月 ごみ減量・資源化推進プロジェクトチーム発足</p> <p>9月 （仮称）新武藏野クリーンセンター建設計画「市の基本的な考え方（案）」</p> <p>9月～11月 マイバッグからはじめるチ・エコキャンペーン開始</p> <p>12月 （仮称）新武藏野クリーンセンター建設計画「市の基本的な考え方」</p> |
| 22 | <p>2月 新武藏野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会発足</p> <p>3月 新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足</p> <p>3月 「武藏野ごみチャレンジ700グラム」達成</p> <p>5月 1日 クリーンセンター搬入分剪定枝葉資源化減免試行 開始</p> <p>5月 16日 「セカンドステージ！武藏野ごみチャレンジ600グラム」宣言</p> <p>6月 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成23年度～27年度分）</p> <p>6月～7月 生ごみ分別収集実験実施</p> <p>7月 府中市、調布市と三市共同の生ごみ資源化研究 開始</p> <p>11月 1日 「武藏野市におけるレジ袋削減に関する協定」を市内スーパー事業者12社と調印</p> <p>12月 白煙防止装置を止める実験</p> |
| 23 | <p>3月 新武藏野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会・新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 提言 観光まち歩き（トイレ一般開放）協力店 開始 広告付新ごみ便利帳 改訂版「ecoブック」発行 全戸配布</p> <p><東日本大震災発生></p> <p>4月 クリーンセンターに都市鉱山開発事務所開設</p> <p>4月 1日 資源ごみの無断持ち去り禁止の条例施行 狭あい路線特別収集を委託化 粗大ごみシール券に1ポイント券を追加</p> <p>5月 新武藏野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）公表、パブリックコメント実施</p> <p>7月 新武藏野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定</p> |

| | |
|----|---|
| | 9月 第二期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足 10月 新武藏野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会発足 10月3日 家庭用ごみ処理袋（20リットル・40リットル）の販売を開始 |
| 24 | 3月 「むさしのエコボ」実施 高校生ごみ意識ミーティング・親子ごみ探検隊事業を終了 4月 都市鉱山開発事務所の小型家電分解作業を市内障害者団体へ委託化 緑町市民農園内に生ごみ堆肥を利用したコンポストガーデンを開設 ふれあい訪問特別収集をシルバー人材センターへ一部委託化（集合住宅居住対象者のみ） 5月 ミカレットさかいかいた、JR中央線高架化に伴う閉鎖撤去 8月 ごみ総合対策課事務所がクリーンセンター2階へ移転 10月 機構改革により、環境部発足。環境生活部から環境部ごみ総合対策課・環境部クリーンセンターへ粗大ごみ受付センターをごみ総合対策課からクリーンセンターへ所管替え 新武藏野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 入札公告 12月～1月 新武藏野クリーンセンター（仮称）生活環境影響調査書綴覧・説明会開催 |
| 25 | 3月 フリーマーケット・関係団体等バス貸出事業を終了 市関連施設の生ごみ処理機を撤去 新武藏野クリーンセンター（仮称）整備運営事業 落札事業者決定 第二期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書 新武藏野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会 審査講評公表 4月 事業系一般廃棄物処理手数料を改定 1kg 40円 ふれあい訪問特別収集をシルバー人材センターへ委託化（名称を「ふれあい訪問収集」へ変更） 6月 武藏野市ごみ実態調査を開始 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成26年度～30年度分） 7月 新武藏野クリーンセンター（仮称）施設整備工事請負契約締結 新武藏野クリーンセンター（仮称）建設事業説明会開催 8月 第三期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会発足 11月 新武藏野クリーンセンター（仮称）建設事業説明会開催、準備工事着手 サンヴァリエ桜堤の生ごみ処理機の撤去完了 |
| 26 | 2月 クリーンセンター利用車両の動線変更開始 吉祥寺駅北口工事に伴い、吉祥寺駅北ロマナーポイント廃止 3月 第5期廃棄物に関する市民会議発足、一般廃棄物処理基本計画の全面見直しを開始 ミカレットきちじょうじ、京王井の頭線高架橋下に移転新設（4月より供用開始） 4月 三鷹駅北口・武藏境駅周辺のマナーポイント廃止 5月 新武藏野クリーンセンター（仮称）建設工事着手 8月 粗大ごみ収集電子申請試行事業実施 |
| 27 | 1月 第5期廃棄物に関する市民会議中間報告 3月 第5期廃棄物に関する市民会議最終答申 武藏野市一般廃棄物処理基本計画（平成27年度～36年度）策定 4月 ごみ緊急対応センター設置（委託） 第6次職員適正化に伴う緊急業務の委託化 |
| 28 | 1月 武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会設置 3月 「武藏野市ごみアプリ」運用開始 武藏野クリーンセンター先進エネルギー自治体大賞優秀賞受賞 5月 第三期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書 6月 第四期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 発足 容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画策定（平成29年度～33年度分） 12月 武藏野クリーンセンター（旧施設）稼働停止、火納め式、解体工事着手 武藏野クリーンセンター（新施設）試運転開始 都市鉱山開発事務所の小型家電分解作業を一時休止（新施設への移行及び旧施設解体工事着手に伴い） |
| 29 | 2月 粗大ごみ受付センター（収集予約）業務の委託化 3月 武藏野クリーンセンター操業に関する暫定協定書を地元団体と締結 4月 武藏野クリーンセンター（新施設）工場棟落成式、本稼働開始 武藏野市ごみ収集の在り方等検討委員会報告書策定 6月 小型家電拠点回収開始 7月 第6期廃棄物に関する市民会議 設置 8月 武藏野クリーンセンター操業に関する協定書締結（吉祥寺北町五丁目町会、緑町三丁目町会、武藏野緑町パークタウン自治会、武藏野緑町二丁目第2アパート自治会） 10月 武藏野クリーンセンター グッドデザイン賞受賞 11月 不燃・粗大ごみ処理施設（集じんダクト）で火災発生（粉塵への引火） 12月 不燃・粗大ごみピットで火災発生（カセットボンベ類が原因と推測） |
| 30 | 2月 不燃・粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生（リチウムイオン電池が原因と推測） 3月 環境美化推進員制度廃止 4月 不燃・粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生（リチウムイオン電池が原因と推測） |

| | | |
|------------|--|--|
| | 6月 7月 8月 9月 10月 | 不燃・粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生（卓上カセットボンベが原因と推測） 火災多発により、不燃ごみ全量展開検査実施（6月19日から7月12日まで） 不燃・粗大ごみ処理施設の火災防止対策強化工事を実施 有害ごみの分別徹底の周知チラシを全戸配布 ごみ収集の在り方等検討委員会 最終報告答申 武藏野クリーンセンター（旧施設）解体工事竣工 武藏野クリーンセンター不燃・粗大ごみ処理施設火災検証報告書（第三者機関検証含む） 小型家電拠点回収拡充及び小型家電宅配便回収事業開始 |
| 令和元年 31 | 1月 2月 3月 4月 5月 7月 9月 10月 11月 | 武藏野市エネルギー地産地消プロジェクト開始 ごみ便利帳 平成31年度版「eco ブック」発行 全戸配布 可燃ごみピットで火災発生（着火原因となるものが混入と推測） ごみと資源の収集カレンダー平成31年度版 発行 全戸配布 第四期新武藏野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会 報告書 収集頻度の変更（「燃やさないごみ」「ペットボトル」「びん」「缶」「危険・有害ごみ」が隔週） 収集日と収集地区割の変更（8地区から10地区に） 武藏野クリーンセンター新管理棟竣工 武藏野市一般廃棄物処理基本計画（令和元（2019）年度～令和10（2028）年度）策定 エコプラザ（仮称）及び周辺整備工事着工 ごみ総合対策課とクリーンセンターの機構改革による組織統合 一時休止中の都市鉱山開発事務所（小型家電分解作業）を再開（公益社団法人武藏野市シルバーパー人材センターとの協働） むさしの環境フェスタにてフードドライブを実施 |
| | 2月 | <新型コロナウイルス感染症拡大> |
| | 3月 | 第7期廃棄物に関する市民会議 設置 エコプラザ（仮称）の正式名称決定（むさしの エコ re ゾートへ） 武藏野クリーンセンター→むさしのエコ re ゾート（エコプラザ（仮称）への電力供給開始（エネルギーの5館連携開始） 武藏野クリーンセンター→市内小・中学校（全18校）への自己託送による電力供給開始 三鷹駅北口喫煙所を設置 |
| | 5月 7月 11月 | ミカレットみたかのバリアフリー化改修 三鷹駅北口喫煙所の利用を開始 むさしのエコ re ゾート開館 市公式LINEアカウントがリニューアルされ、ごみに関する機能が追加 |
| | 2月 3月 | 蓄電池設置（四中、総合体育館、むさしのエコ re ゾート） 吉祥寺駅喫煙所、武藏境喫煙所を設置（4月より利用を開始） |
| | 朝一番隊廃止 廃食用油・土の回収廃止 市内駅前周辺清掃（ごみゼロデー）廃止 「武藏野市ごみアプリ」のストアでの公開終了 | |
| | 8月 | <オリンピック東京大会開催> シルバーパー人材センターでの粗大ごみ再生事業終了 |
| | 2月 4月 8月 10月 11月 | 第8期廃棄物に関する市民会議 設置 株コードクッキングおよび株ジモティーと連携協定締結 夏休みごみ探検隊を3年ぶりに実施 市指定有料ごみ処理袋の供給不足発生（翌年2月で解消） 不燃・粗大ごみピットで火災発生（リチウムイオン電池が原因と推測） 市内一斉清掃を4年ぶりに開催 |
| | 1月 3月 7月 10月 12月 | 武藏境駅南口公衆トイレ供用開始。（境南ふれあい広場公園内に移設新築） 武藏野市一般廃棄物処理基本計画【令和5年度～令和14年度】（2023～2032）策定 可燃ごみ収集車両から発煙（リチウムイオン電池が原因と推測） 「むさしのエコボ」の電子申請開始 「武藏野ごみニュース」のデザインを大幅変更 リチウムイオン電池発火対応として、不燃ごみ処理施設の常時散水設備強化 |
| 6 | 3月 | 市ホームページのリニューアル ごみ収集届出書の電子申請開始 |

(2) し尿処理のあゆみ

| | |
|-------|--|
| 昭和 25 | 10月 1日 汲取券制度(1本10円)による市営汲取を実施 収集作業は、自動車・リヤカー・牛馬車により、直営・業者・農民により処理 12月 4日 武蔵野市屎尿処理手数料条例制定 |
| 26 | 各地区ごとに汲取を実施した後、リヤカーにより積置場所まで運び、車に積み替え各農家に向け直送する。 9月 7日 武蔵野市屎尿汲取券取扱規則制定 久留米村、稻城村に直轄処理槽を作り不需要期処理に万全を期した。 |
| 27 | 従来、直営・業者・農家とが汲取作業をおこなっていたが、地区制が活れてきた。 直営 28名、タンク自動車2台、ポンプ車1台、オート三輪2台、リヤカー14台 直轄処理槽を稻城村に36個増設し、計81個となり不需要期処理に万全を期す |
| 28 | 冷害のため、農家の肥料としてのし尿利用度が極端に減少し、汲取放棄が各所に現れはじめ、申込汲取が増加し、一時処理が混亂した。 直営 38名、自動車5台、オート三輪2台、リヤカー17台 直轄処理槽を市内境区、南多摩郡矢ノ口地区、北多摩郡久留米村等に増設。 これにより槽の数は123カ所となった。 |
| 29 | 9月 13日 武蔵野市厨芥屎尿処理手数料条例廃止 |
| 30 | 業者、請負農家を明確にした。 直営 33名 (タンク自動車、バキュームカー1台、リヤカー17台) 委託 10業者 (オート三輪6台、リヤカー18台)、請負農家70名、槽の数は146カ所 |
| 31 | 化学肥料の進出のため、し尿の農村還元は減少の一途にあり、また人口増加に対応するため車両の増強を行う 直営 19名 (タンク自動車1台、バキュームカー2台、オート三輪1台、リヤカー10台) 委託 11業者 (オート三輪10台、リヤカー28台) 請負農家 57名 (オート三輪22台、リヤカー40台、馬車2台) |
| 32 | 能率、衛生上の観点から桶汲取を漸次減少させ、し尿汲取の機械化をはかるため、大型バキューム 1台、三輪バキューム 1台を新規購入した。 直営 19名 (大型バキューム3台、三輪バキューム1台、リヤカー10台) 委託 13業者 (普通三輪13台、リヤカー28台)、請負農家43名 (普通三輪19台、リヤカー25台) |
| 33 | 直営 20名 (大型バキューム3台、三輪バキューム2台、リヤカー10台) 委託 13業者 (普通三輪16台、リヤカー23台)、請負農家30名 (普通三輪13台、リヤカー18台) |
| 34 | 直営地区的機械化進む。 直営 20名 (大型バキューム3台、小型バキューム5台、リヤカー3台) 委託 12業者 (バキューム8台、普通三輪9台、リヤカー15台) 請負農家 26名 (普通三輪13台、リヤカー12台)、し尿の農村還元激減 |
| 35 | 宅地化の進行に伴い請負農家の作業放棄が増える。 直営 23名 (大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー3台) 委託 10業者 (バキューム14台、普通三輪7台、リヤカー3台) 請負農家 14名 (普通三輪6台、リヤカー8台)、終末処理の困難性急速に増す。 |
| 36 | 直営 21名 (大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー3台) 委託 8業者 (バキューム13台、リヤカー5台)、請負農家 7名 (普通三輪2台、リヤカー5台) 6月 1日 武蔵野・小金井・村山地区衛生組合設立 12月 1日 湖南処理場の第1期工事着手 |
| 37 | 直営 19名 (大型バキューム3台、小型バキューム6台、リヤカー1台) 委託 8業者 (バキューム14台)、請負農家 3名 (リヤカー3台) 清掃事務所内に仮設し尿中断槽設置 |
| 38 | 6月 30日 湖南処理場の第1期工事終了 処理能力 209kl／日 中継槽から委託業者により処理場に運搬。 委託 1社 (運搬車7台)、直営 16名 (大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽四輪1台、リヤカー1台) 委託 3業者 (バキューム17台)、請負農家 0 |
| 39 | 直営 14名 (大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽三輪バキューム1台) 委託 3業者 (バキューム15台) 6月 5日 湖南処理場の第2期工事着手。 |
| 40 | 2月 20日 湖南処理場の第2期工事完成。 処理能力 100kl／日 1期、2期処理合計処理能力 309kl／日 5月 1日 武蔵野・小金井・村山地区衛生組合を湖南衛生組合に名称変更、小平市・大和町加入 9月 26日 湖南処理場の第3期工事着手。 |
| 41 | 直営 14名 (大型バキューム1台、小型バキューム6台、軽三輪バキューム1台) 委託 3業者 (バキューム16台) 8月 31日 湖南処理場の第3期工事完成。 処理能力 200kl／日 1期、2期、3期合計処理能力 509kl／日 |

| | |
|------|---|
| 42 | 湖南処理場の完成により終末処理の問題題は解決をみるに至る。 市内13地区に分け、15周期の定日汲み取りを実施 |
| 43 | 3月16日 し尿収集委託業者4社の連名により浄化槽汚物の収集(掃除を含む)を新会社を設立して行いたい旨許可申請が出され、許可する。(汲取業者の保証として市が指導) |
| 44 | 直営14名(大型バキューム1台、小型バキューム6台)、委託3業者(バキューム16台) 10月11日 湖南処理場の第4期工事に着手。 |
| 45 | 1月 1日 下水道処理の告示開始、吉祥寺東町、吉祥寺本町、御殿山、中町の一部、吉祥寺南町 4月 1日 一般家庭のし尿汲取料金の廃止(無料化) 湖南処理場の第4期工事終了により、処理能力 100kL/日 10月 1日 大和町市制施行→東大和市へ 11月 3日 村山町市制施行→武蔵村山市へ 湖南衛生組合の構成団体5市となる 11月 30日 1期、2期、3期、4期合計処理能力 609kL/日 |
| 46 | 直営9名(小型バキューム4台)、委託3業者(バキューム15台) 下水道処理の告示(吉祥寺北町の一部地域) |
| 47 | 下水道の普及により水洗化が進み、汲取件数の減少傾向があらわれる 直営9名(小型バキューム4台)、委託3業者(〃 12台) 下水道処理の告示(吉祥寺北町、本町の一部地域) 運搬車5台(1台減) |
| 48 | 直営9名(小型バキューム3台)、委託3業者(〃 10台) 下水道処理の告示(中町、緑町、八幡町の一部地域) 運搬車4台(1台減) |
| 49 | 直営9名(小型バキューム3台)、委託2業者(〃 8台)、水洗化の進行により1業者廃業 下水道処理の告示(西久保、関前、境南町、八幡町の一部地域) 運搬車3台(1台減) |
| 50 | 直営6名(小型バキューム2台)、委託2業者(〃 6台) 下水道処理の告示(関前、境南町、境の一部地域) 運搬車2台(1台減) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行 |
| 51 | 直営6名(小型バキューム2台)、委託2業者(〃 5台) 下水道処理の告示(桜堤、境南町、境、関前の一部地域) 運搬車2台 |
| 52 | 直営6名(小型バキューム2台)、委託2業者(〃 3台) 運搬車1台(1台減) |
| 53 | 直営3名(小型バキューム1台)、委託2業者(〃 2台) 運搬車1台 下水道の普及に伴い、し尿委託業者の救済処置(有価物回収経験の機会)として、古紙類の収集義務を委託する |
| 58 | 9月 し尿中継槽を閉鎖し、汲取作業終了後は中間処理施設まで直送することとした。 このため、委託1業者(運搬車1台)との契約を解除し、転業に協力する。 |
| 59 | 直営3名(小型バキューム1台)、委託2業者(〃 2台) |
| 60 | 直営3名(小型バキューム1台)、委託1業者(〃 1台) 10月 浄化槽法施行 |
| 63 | 6月 1日 し尿全面委託によりバキューム車1台廃車(バキューム車1台のみ所有) |
| 平成 5 | 6月 緊急対応用として保有していたバキューム車1台廃車 |
| 9 | 4月 1日 一般家庭のし尿収集有料化 |
| 26 | 2月 湖南衛生組合、処理量に見合った新処理施設等の整備、不用施設の解体・撤去及び土地の有効活用を目的とした土地信託契約「湖南衛生組合総合整備事業」に係る処分竣工型土地信託事業」を締結。(平成26年度から平成28年度にかけて総合整備事業を実施) |
| 28 | 9月 湖南衛生組合総合整備事業にかかる新処理施設建設工事完了。処理能力 4.1kL/日 |
| 29 | 2月 湖南衛生組合、土地信託契約「湖南衛生組合総合整備事業」に係る処分竣工型土地信託事業」を終了。(信託期間は平成26年2月19日~平成29年2月28日) |
| 令和 5 | 4月 湖南衛生組合に新たに立川市、国分寺市加入 |

3 ごみ収集頻度等見直し実施後の環境負荷等に関する効果検証（令和2年9月）

(1) 経緯

- 平成30年9月の「ごみ収集の在り方等検討委員会最終報告書」（以下「最終報告書」という。）において、以下のとおり武蔵野市におけるごみ収集（行政収集）の現状の課題が挙げられ、見直し案（表1）が示された。

- 各収集事業者の、曜日毎の必要車両台数に幅が大きい（事業者の経営資源の非効率は潜在的高コスト要因）
- 複数の事業者が収集品目、地区ごとに混在していることによる収集体制の硬直化
- 近隣他市と比較して頻回な行政収集
- 資源物の収集が、燃やす・燃やさないごみの収集と比べて、収集車両が満積載になるまで時間が掛かる（走行時間が長い）こと
- 行政収集は市内を8地区に区分けしていたが、地区ごとの世帯数比率に最大で約3倍の偏りがあったこと

＜表1 ごみ収集頻度等の見直し内容＞

| | | 平成31年3月まで | 平成31年4月以降 |
|-------|------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 収集頻度 | 燃やさないごみ | 月2回 | 隔週 |
| | びん、缶、危険有害、ペットボトル | 週1回 | |
| 収集地区割 | | 8地区（1地区当たり世帯数 約6,200～17,000） | 10地区（1地区当たり世帯数 約6,200～9,200） |

(2) 見直し実施による効果検証の結果

- 効果検証の方法としては、まず見直し前後の車両台数や走行距離、ごみ量等を調査した。そのデータを基に、環境負荷やコスト、市民の利便性などへの効果を検証・考察した。

① 資源物

- 資源物のうち、びん、缶、ペットボトルの収集頻度を「毎週」から「隔週」としたことにより、当該資源物の年間収集回数は約半分となった。
- 年間収集回数の減少により稼働車両台数が削減された場合、環境負荷の削減効果があると考えられる（以下1)～3)で検証）。

1) 稼働車両台数の削減

- びん、缶、ペットボトルは収集する曜日の変更や地区の細分化、年間収集回数の減少により曜日毎の業務量が平準化し、業者への調査による週当たりの稼働車両台数が削減された。またプラスチック製容器包装については収集頻度の変更はないが、収集する曜日の変更や地区の細分化により曜日毎の業務量が平準化し、週当たり稼働車両台数が削減された。最終報告書における試算よりはやや低いが、年間では253台分の削減となった（表2のとおり）。
- また、曜日毎の稼働車両台数は当初見込んだ平準化がなされている（表3のとおり）。
- びんについては4社による収集で、そのうち3社がこれまでの週3日収集から週5日収集となり、1日当たりの稼働時間は短くなったが稼働台数は増加した。

<表2 車両稼働台数の変化(週当たり・年間)>

| | 週当たり | | | | 年間 | | |
|--------|---------------|--------|-----------|-------|---------------|-----------|-------|
| | 平成31年 3月まで | 試算値 | 令和 元年度 | 増減 | 平成31年 3月まで | 令和 元年度 | 増減 |
| びん | 26台 | 20台 | 27.5台 | +1.5台 | 1,249台 | 1,352台 | +103台 |
| 缶 | 23.5台 | 22.5台 | 21台 | -2.5台 | 1,208台 | 1,083台 | -125台 |
| ペットボトル | 23台 | 23台 | 22台 | -1台 | 1,176台 | 1,134台 | -42台 |
| 容器包装プラ | 53台 | 50台 | 49台 | -4台 | 2,766台 | 2,577台 | -189台 |
| 合計 | 125.5台 | 115.5台 | 119.5台 | -6台 | 6,399台 | 6,146台 | -253台 |

<表3 曜日別車両稼働台数の変化>

| | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 合計 |
|--------------------------|-----------|-------|-------|-------|-----|-------|--------|
| びん、缶、ペットボトル、 容器包装プラの計 | 平成31年3月まで | 24.5台 | 25.5台 | 32台 | 21台 | 22.5台 | 125.5台 |
| | 令和元年度 | 23.5台 | 25台 | 22.5台 | 24台 | 24.5台 | 119.5台 |

2)車両走行距離の削減

- ・業者への調査による年間の車両走行距離は、最終報告書における試算(-33,618km)より低くなつたが、-22,878kmの削減となった(表4のとおり)。

<表4 年間車両延べ走行距離の変化>

| | 増減 (平成31年3月まで→令和元年度) |
|--------|-------------------------|
| びん | +1,257km* |
| 缶 | -8,912km |
| ペットボトル | -2,481km |
| 容器包装プラ | -12,742km |
| 合計 | -22,878km |

*びんは4社中3社の収集日が週3日から週5日となつたため、中間処理場への往復距離分増加した。

3)収集見直しによる環境負荷削減効果

- ・走行距離削減分は、軽油換算※で年間7,626ℓの使用エネルギー削減見込みとなる。
- ・これをCO₂排出量に換算***すると、年間で約19.7t分の削減効果となる。

<表5 環境負荷削減量>

| | 試算 | 令和元年度 |
|-------------------------|----------|---------|
| 年間使用エネルギー削減量(軽油換算) | 11,206 ℓ | 7,626 ℓ |
| 年間CO ₂ 排出削減量 | 29.3 t | 19.7 t |

※ 収集車両の平均燃費(軽油1ℓあたり約3km。低速での発進停止頻回のため非常に燃費が悪い)で換算

※※環境省の算定方法による(軽油1ℓあたりのCO₂排出量2.585(kg-CO₂/ℓ))

② 不燃ごみ

- ・年間収集回数は24回→約26回と、9%弱増加した。
- ・年間収集回数の増加が稼働車両台数の増加につながった場合、環境負荷もまた増加すると考えられる。しかし、台数は2,265台→2,276台(武蔵野クリーンセンターの搬入・搬出年報による)と増加したもの、増加率は1%未満である。人口・世帯の増加率(各年度4/1現在比で0.8%増)よりも低く、ごみ重量の増加率(約7%)よりはるかに低い。よって、環境負荷に及ぼした負の影響はほぼないものと考えられる。また1台当たりの収集量や収集効率は上がっていると考えられる。

③ ごみ重量

- ・びん、缶、ペットボトルの発生量は前年比で約6%減少し、燃やさないごみは約5%増加した。ただし、ごみ重量の増減については、複合的な要因が考えられる。

<表6 ごみ発生量の変化>

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 増減 | 増加率 |
|-------------|--------|--------|-------|-------|
| びん、缶、ペットボトル | 2,329t | 2,189t | -140t | -6.0% |
| 不燃ごみ | 1,064t | 1,120t | +56t | +5.2% |

(3) 考察

- ・検証の結果、業務量の平準化がなされ、それにより最終報告書における試算値よりは少ないものの環境負荷(CO2)の削減効果が認められた。なお、今後新しい収集頻度と地区割に対して各事業者による収集体制の適正化が進めば、更なる効率化の余地はあると考える。
- ・収集の経費は、入札や事業者の中長期的な設備投資・雇用など様々な要因により定まるため、収集頻度等の見直しにより収集コストへの影響が即座に現れるということは難しい。最終報告書でも人件費の高騰など、他の要因も収集コストに影響すると記載している。
- ・事業者の人員・車両確保などにおけるコスト削減効果があることから、収集頻度等の見直しによる効果は中長期的にみてコスト抑制に資するものと捉えることができる。
- ・地区割を見直し、吉祥寺本町以外は町単位の収集地区割となった。また、びんは同じ町丁目内で複数業者が混在していたが、解消された。そのため、取り漏れ・問い合わせ対応などの行政事務の効率化が図られた。
- ・地区割の見直しや曜日ごとの収集量均等化により、事業者の業務運営体制が効率化するとともに車両稼働台数や走行距離が削減され、車両の事故リスクを低下させた。これらにより、業務の継続性を高められたといえる。
- ・不燃ごみの年間収集回数が増加したことや、地区割の見直しや曜日ごとの収集量均等化により収集終了までの時間が均等化され、市民の利便性向上につながったといえる。
- ・一部資源物の収集頻度の減少は、市民の利便性低下につながる面もある。
- ・収集頻度の減少が市民の排出抑制意識を高め、新たな生活様式に誘導するといった側面も考えられる。
- ・令和元年度の資源物の排出量は前年度に比べ減少し、燃やさないごみの排出量は増加した。増減の要因は収集頻度見直しの他にも市民の排出抑制意識の変化、新型コロナウイルス対策としての外出自粛による影響など複合的であると考えられる。今後も継続してごみ減量を推進するための指導・啓発活動を行っていく必要がある。

速報版

令和 6 年 版

事 業 概 要

廃棄物の抑制・再利用と適正処理

(統計：令和 5 年度実績)

令和 6 年 6 月 発行

発行者 東京都武藏野市

TEL (0422) 51-5131(代)

編 集 環 境 部

ごみ総合対策課

TEL (0422) 60-1802(直)

FAX (0422) 51-9950